

務なき者の名帳朝集等の事を掌りしが、宇多天皇の時、本省に合併せられぬ。さて此の省は、禮儀に携はるより、倭名抄(五)には、乃利乃豆加佐と訓めり。又此の省を吏部と云へるは、例の支那の官名に宛てし者なり。官舎は朝堂院の東南に在りき。卿は親王を以て任せしが故に、物語文などに、式部卿の宮、式部卿の御子など見えたり。又之を吏部王と云ひ、借字にて李部王とも書けり(醍醐天皇の皇子の式部王と云ふ)。輔は儒者にて御侍讀を勤めし者を以て任じ、菅原、大江などの家筋の人が、之になる例なり。丞は六位相當の官なるが、特別に五位に叙せられたるを、式部大夫と云ふ。

さやうの者は、人の許に來て居むとする所を、先づ扇して塵拂ひ捨て、おも定まらず廣めきて、狩衣の前下さまにまくり入れてもゐるか、かゝる事は、云甲斐なき者の際にやと思へど、少しよろしき者の式部大夫、駿河前司など云ひしが、させしなり(枕草紙三)

又六位藏人にて式部丞を兼ねしあり、それを殿上の丞と云へり。左に此の省の被官大學寮を述べむ。

大學寮

大學寮はふみやのつかさ(文屋司)とも云ひ、釋奠(三月八日の)を掌り、學生を養成する所先づ今の大學の如し。其の位置は、朱雀門外神泉苑の西隣にて、境内四町に亘り、頗る廣大なりしを、後には四分の一となりて、其の外は悉く畠地となりし如し。大學寮にて教授する學科は、大寶の制にては、經業、音書、算術なりしが、後には、紀傳、明經、明法、算道の四科とせり。其の職員は、四部官の上に別當ありて、大學の事務を總べ扱ふ。元は式部少輔が兼任する例なりしを、醍醐帝の頃よりは、親王或は大臣にて、兼帶する事となりぬ。蓋し別當とは文字の如く、他に本務ありて、別に他の職に當る意なり。四部官の外に、明經博士、文章博士、明法博士、算博士、音博士、書博士などあり。學生の試験は、年の終りにありて、寮試と云へり。

いかで、さる可き書ども、疾く讀み果て、交ひもし、世にも出でたらむと思ひて、たゞ四五月のうちに、史記など云ふ書は、讀みはて給ひてけり、今は寮試受けさせむとて、先づ我が御前にて、試みさせ給ふ(源氏物語女少)。又學生などは、燈油料、燈燭料とも賜はる事ありき。延喜大學式に、凡諸博士學生等、計宿給燈油料錢とあり。

治部省

同じき四年(長)の三月にも、佐國孝言、時綱、國綱など云ふ者ども、試みさせ給ひき、弓場殿にてぞ作りて奉り給ひける、もと桂を折りたるは博士を望み、まだ折らぬ者は、ともし火の望みなむありける(今鏡星合)

學問料申し侍りけるを、給はらず侍りける時、人のとぶらひけるかへりごと、詠みて遣しける、大江匡範

思ひやれ、十夜にあまれる、燈火のかげかねたる、心ぼそさを(千載集廿)

(三)治部省。治部省は姓氏の紊亂を理め、五位以上の繼嗣婚姻を管し、雅樂、僧尼、喪葬、山陵、及び外交の事等を掌る。元は喪儀司と云ふ被官もありて、凶事の儀式並に喪葬の具を掌りしが、平城天皇の時廢せられぬ。治部省の官舎は談天門内にて、右馬寮の東に在りき。卿は後世にては公卿の兼任せしが多し。左に被官をのべむ。

雅樂寮

(い)雅樂寮。雅樂とは、淫樂に對する名稱にて、雅正なる歌舞音樂の義なり。即ち雅樂寮は、歌舞音樂の事を掌るつかさにて、倭名抄(五)には、宇多末比乃豆加佐とあるが、略してうたれうと讀む例なり。其の官舎は宮城の東南隅に在りき。四

玄蕃寮

部官の外に、歌師、舞師、笛師などありて、是等をうち任せて、物の師と云ふ。徒然なるまゝに、うたづかさの物の師どもなどやうの、すぐれたるを召し寄せつゝ、はかなき御遊びに、心を入れて、おひ出で給へれば、其の方はをかしく勝れ給へり(源氏物語橋)

(ろ)玄蕃寮。寺院、僧尼、佛寺、法會及び外客接待の事などを掌る所なり。玄は法師、蕃は諸蕃の儀にて、倭名抄(五)にも、保宇之萬良比止乃豆加佐と訓めり。官舎は治部省に隣接せり。外人の館舎は鴻臚館と云ひて、七條朱雀の東西に在りき。元東寺西寺の位置に定めたりしを、館舎未だ成るに及ばず、嵯峨帝捨て、東館の地を空海に、西館の地を守敏に賜ひ、以て東寺西寺を創立せしめ、其の後更に七條に起したりしなり。延喜以前は、唐朝三韓等の入朝絶えず、其の使人を此處に迎へぬ。さて一行は、儀式を備へて、朱雀大路より朱雀門に入り、更に應天會昌二門を経て、大極殿の南庭に拜謁し、以て國書奉呈の禮を行へり。又天皇時の文人に勅して、之に接伴せしめられしが、故に、此の館にて贈酬せし文詞、世に著る者多かり。

其の頃高麗人の參れるが中に賢き相人ありけるを聞し召して宮の中に召さむ事は宇多の帝の御戒めあればいみじう忍びて御子を鴻臚館に遣したり(源氏物語)

前途程遠馳思於雁山之夕雲後會期遙霜纒於鴻臚之曉淚と後江相公(大江朝綱)が書きたるを渤海の人感涙を流しける後に本朝人に會ひて江相公三公の位に昇れりやと問ひけり然らざる由答へければ日本國は賢才を用ゐる國にはあらざりけるとぞ愧ぢしめける(古今著聞集)

時陸寮。倭名抄(五)には美佐々岐乃豆加佐と訓めり。山陵陵戸及び御大葬の事などを掌る。官術は亦治部省に接せり。元は諸陵司と云ひしを聖武帝の時陞せて寮とせり。

民部省。民部省は民政の事を總ぶる所にして即ち諸國の戸籍租稅課役田島山川橋道等の事を掌る。官舎は美福門内にて太政官の南にありき。民部省の事を戸部と云ひしは例の支那の官名に宛てし者なり。さて卿は昔より納言以上の人の兼帶する例とす。蓋し八省中にて中務式部の次ぎには此の民部

陸寮

民部省

卿を重んぜしに因る。丞は六位の官なるが五位に叙せられたるを民部大夫と云へり。

此の邊に民部大夫の口口と云ふ人の家は何こに侍るぞそれへ行かむと思ふに道を迷ひて否不行ぬをまるをそれへは將御なむや(今昔物語二十七)左に被官を述べむ。

主計寮。主計寮は諸種の御調物及び其の外の諸税を計算し國の用度を準備する事を掌る。官舎は民部省の東南に在りき。

主計頭

いろいろの御調物をもかぞへそへ數限りなく収めぬるかな(詠百寮和歌)

主税寮。主税寮のちからとは田租を云ふ民力によりて成る者なればなり。即ち主税寮は田租を掌り倉廩の出納を監督する職にて官舎は民部省の西南にありき。要するに主計と主税とは庸調と田租とを分掌し共に要劇の官なるを以て長次官は吏務に諳練したる者若しぐは算博士などを任じ又特に算師を置けり。

主計寮

主税寮

兵部省

(五)兵部省。兵部省は、兵士の徵發、其の外軍事に關する一切の事を掌り、隼人司を支配す。元は兵馬(軍馬、牧馬、驛)造兵(兵器を造る)鼓吹(鼓火を練習す)主船(船の事を掌る)主鷹(鷹犬を調習す)の五司も被官なりしを、兵馬は平城帝の時左右馬寮に、造兵、鼓吹は宇多帝の時兵庫寮に併せられ、主船、主鷹は後に廢せられぬ。兵部省の官舎は朱雀門内の西掖にありき。卿は概ね公卿の兼官にて、皇族にて此の職を勤めしもありて、物語等に兵部卿宮などあり。彼の烽火の事も、此の省の掌る所にして、是をとふひと云ひ、諸國にも烽火の職を置けり、是を飛火の野守と云ふ。

題知らず

讀人知らず

春日野の飛火の野守、出で、見よ、今幾日ありて、若菜摘みてむ(古今集二)左に被官隼人司の事を述べむ。

隼人司

隼人司は、隼人を檢校使役するつかさにて、官舎は右京の土御門堀河に在りき。隼人とは、大隅薩摩地方の人を云ひ、其の國人は最も勇猛にて、性質敏捷なるより名づけし者にて、特別に徵發して、宮城を守護せしめし者なり。わきて元日、即位、藩客入朝等の時、狗吠をなして宮門を護り、又風俗の歌舞を奏せし事あり。

寄物陳思歌

隼人の名に負ふ夜聲、いちしろく、吾が名は宣りつ、つまと頼ませ(萬葉集一)元は衛門府の被官なりしを、平城天皇の時、兵部省の支配となりぬ。

因に曰く、比古婆衣(三)に、隼人の狗吠と云ふあり。其の大要左の如し。

隼人の狗人となりて、仕へ奉りし狀の、思ひやらるゝ證あるを、爰に云はむとす、其は大和國添上郡奈保山の、元明天皇の陵邊に立てたる、犬石と呼ぶ者、三基あり、皆自然石の面を平げて、狗頭の人形をゑりたり、頭は狗の假面なる可し、其の狗人、一枚は立像にて、上に北字あり、二枚は踞像なり、此の狗石昔は七基ありしを、何時の頃にか四基は失せて、今三基残り、と云ふ、按ふに、こは、そのかみ朝廷の大儀に、隼人の狗吠して、仕へ奉る時には、狗の假面を被る例なりけるから、やがて其の像を石に横して、陵域に殉置し給へる者なる可し、さて今残れる立像の上に北字あるは、其のかみ陵域の四面に、それと同じ狀なるを建てられて、其の方位を標したりけむを、後に東西、南の三基は亡せたるなる可く、踞像も舊四基ありて、四隅に立てられたりけむが、二基は亡せたりしなる可し、そは隼人の

刑部省

宮牆を衛れる意にて、陵の四方四隅に、建てられたりし者にぞあるべき。

六) 刑部省。刑部省は、倭名抄(五)には、宇多倍多々須都加佐とあり。即ち訴訟を裁判し、罪人を處刑するつかさにて、上世刑罰の事は、物部氏の世職なりき。さて大寶律に依れば、罪に笞、杖、徒、流、死の五種あり。笞罪は、笞十、廿、卅、四十、五十の五等、杖罪は、杖六十、七十、八十、九十、百の五等、徒罪は、一年、一年半、二年、二年半、三年の五等、流罪は、近、中、遠の三等、死罪は、絞、斬の二等なり。被官に囚獄司あり。元は贓贖司(脱没贓贖等の事を掌る)と云ふ被官もありしが、平城天皇の時、本省に合併せられぬ。官舎は皇嘉門内に在りき。さて四部官の外には、大、中、少判事ありて、諸の争訟を裁判し、罪人の刑名を定む。何れも法律を世職とせる、中原坂上兩家の人を以て任せり。此の下に、大、中、少解部ありて、始め解部が審問せるを、更に判事覆審するなり。併し後には、檢非違使の権力が、漸次に強大となり、遂に刑部省は、職掌も其の方に移りて、有名無實となりぬ。次ぎに囚獄司の事を述べむ。

囚獄司

囚獄司は獄舎を掌る役所なり。倭名抄(五)には、比止夜乃官と訓めり。獄舎は左右兩京にあり、左獄は近衛西洞院に在りて、東獄とも云ひ、右獄は中御門堀川に

大藏省

在りて、西獄とも云ふ。獄門の前には、梶の木ありて、それに罪人の首を曝せり。但し西獄は後には荒廢せし如し。

是等を始めて、檢非違使八人行き向つて、西洞院を上りに渡し、左の獄門の梶の木にぞ掛けたりける、如何なる者がしたりけむ、左馬頭元は下野守たりしかば、一首の歌を書き付けたり。

下野は、紀の守にこそ、成りにけれ、よしとも見えぬ、上げ司かな(平治朝を撃ちて)元來囚獄の名は、人の惡む所なるを以て、後世には此の官を嫌ひて、就職する者なきに至りぬ。

(七) 大藏省。大藏省は、錢貨、金銀、珠玉、其の外諸方より貢獻せる雜物、又權衡度量の事を掌り、織部司を支配す。大寶の制にては、典鑄(金銀銅鐵を造り)掃部(廉登等)の補設(西)漆部(漆器の事)縫部(衛士等に賜ふ衣)の四司も被官なりしが、光仁帝の時、掃部は内匠寮に、平城帝の時、漆部も同寮に、縫部は縫殿寮に併せられ、嵯峨帝の時、掃部は内掃部と合併して、宮内省に移されぬ。大藏省は安嘉門内、圖書寮の北に在りき。元來大藏は、内藏に對する名稱にて、雄略帝の時、神物を納むる齋藏御物

を納むる内藏の外に、更に大藏を設けて、秦氏をして、世々出納を掌らしめしを嚆矢とす。さて四部官のうち、丞は六位の官なるが、勤勞によりて、五位に叙せられたる時は、大藏大夫と云へり。さて此の省の官人は、貢賦の事を掌るが故に、自然に収入も多く、財産家となりし者多し。

今は昔、大藏丞より冠給はりて、藤原清廉と云ふ者ありき。大藏大夫となむ云ひし、それが前世に鼠にてやわりけむ、いみじく猫になむ恐れける、……然れば世の人、此の清廉をば、猫恐の大夫とぞ付けたる、然して此の清廉、山城、大和、伊賀、三箇國に、田を多く作りて、器量の徳人にてありけるに、(今昔物語三十八)修理大夫行通卿、大藏卿に成りたりける時、或人の許より、今は徳つき給ひなむするに、まひなへかしと云ひたりける返事に、

たてそめて、まだ物積まぬ、大藏は、もとの修理にも、優らざりけり(著聞集利口)又公事の折、大藏の物不足なる時は、租税未納の國へ、丞以下の官人を遣し、(切下文)を送つて催促せり。

藤原實宗、常陸の介に侍りける時、大藏省の使ども、嚴し

くせめければ、匡房(大藏卿)に云ひて侍りければ、遠江に切りかへて侍りければ、云ひ遣しける、太皇太后宮肥後

筑波山、深くうれしとおもふかな、濱名の橋に、わたすころを(詞華集十)

大藏省の倉庫は、安嘉門と逸智門との間に、數箇所ありて、是を大藏と云ひ、或は正藏院とも、正倉院とも云へり。又普通の倉庫の外に、率分藏、率分所、率分堂とも、長藏、長殿ともなど云ふありき。率分藏とは、大藏省に收納する官物のうち、十分の二を分ち納るゝ別の倉なり。長藏とは、一棟に造りて、數戸も續ける長き倉庫にて、是に諸國の貢物を、國分けにして積込みし者なり。

村上の御時、南殿に出御ありけるに、諸司の下部の年たけたるが、南階の邊に候ひけるを召して、當時の政道をば、世にはいかゞ申すと、御尋ありければ、目出度候ふところを申し候へ、但し主殿寮に松明の入り候ふ、率分堂に草候ふと奏したりければ、帝大きに恥ぢ思召してけり、……松明のいと申すは、公事の夜に入る由にて侍り、率分堂に草の繁れるとは、諸國の貢物の參らぬ由なる可し、いみじく申したりけるものなり(古今著聞集三●政道忠臣)

賞調

藤原朝臣仲實

長殿の常陸の御倉開きわけよ、今日みつぎもの納めみつべく(永久百首冬) 次ぎに被官織部司の事を述べむ。

織部司は錦綾紬羅を織り及び染物の事を掌るつかさにて、挑文師ありて、それらの織物の文を挑ぐ。官舎は正親町大宮にて、宮城の東北に當りき。

織部正

艶も色もこぼるばかりに錦綾た、まく惜しく織り出しけり(詠百寮和歌)

(八)宮内省。宮内省は帝室の御用度御料地諸方の口味等の事を掌り、又宮中大小の御用を務むるつかさなれば、職原抄(上)には、其職似分中務とあり。被官には、大膳職、木工寮以下の五寮、正親司以下の五司あり。大賚の制にては鍛冶(銅鐵の器を造る)官奴(官戸及び官有)園池(苑池を掌り、樹を植う)土工(土作瓦屋の事を掌る)主油(諸國の調の油を掌る)内掃部(供御の御座席を掌る)宮陶(飲食の器を掌る)内染(供御の染物を掌る)の八司も被官なりしを、平安朝となりては、鍛冶は木工寮に、平城帝の時官奴、主油は主殿寮に、官奴は平城帝の時、主油は宇多帝の時、園池は内膳司に、宇多帝の時宮陶は大膳職に、平城帝の時、内

織部司

宮内省

大膳職

木工寮

染は縫殿寮に、平城帝の時合併せられ、内掃部は掃部寮となり、嵯峨帝の時土工は廢せられぬ(時代不詳)。本省は太政官の東に在りき。左に被官を述べむ。

(イ)大膳職。膳羞を調進するつかさなり。但し大膳とは、内膳に對する名稱にて、主に臣下に下賜せらるる饗饌を掌れり。我が國古くは食物を木の葉に盛り、其の葉をかしは(食敷葉)と云ひ、殊に今の柏葉を用ひしかば、遂には柏がかしはの名を専らにするに至りぬ。斯くて食物の事を執り行ふ人をかしはでと云ひ、倭名抄(五)にも、此の職を於保加之波天乃豆加佐と訓めり。官舎は待賢門内に在りき。

(ろ)木工寮。造管及び材木採蒐の事を掌り、木工、土工、瓦工等の職工あり。官舎は、二條の南神泉苑の東にありき。

三日ありて、やがて内裏造るべき事、思しおきてさせ給ふ……木工のかみには、此の宮の御乳母の男、中務大輔周頼とありし君を、この司召になさせ給へりしかば、清涼殿をばそれ造る(榮華物語花巻) さて木工は、飛彈國より名匠出て、之を飛彈たくみと云へり。

題知らず

人感

大炊寮

とにかくに、ものは思はず、飛彈たくみ、うつ墨繩のたゞ一筋に拾遺集(五)
(は)大炊寮。諸國の春米雜穀を納め、神事佛會などに之を分給する事を掌る。
蓋し大炊とは大飯炊(おほいひかし)の略稱なり。官都は都芳門内に在りて、なかに炊屋あり
ま。

又人の申すやう、大炊寮の飯炊く屋の棟のつくの穴ごとくに、燕は巢くひ侍り、そ
れに、まめならむ男どもを率てまかりて、わぐらを結びて、上げて窺はせむに、そ
こらの燕子産まざらむやは、さてこそ取らしめ給はめと申す(竹取物語)

さて頭は、後には大外記中原師遠の子孫が代々相傳し、職原抄(上)に、温職中尤膏腴
也とある如く、役得の多き官なりき。又大炊寮の西北隅には、供御院と云ふあり
て、畿内の御料地より收納して、供御及び中宮東宮の御料にする稻穀を取扱ひき。
(に)主殿寮。このものは殿もりの略にて、御庭の掃除、主上の御沐浴、燈燭、薪炭等の
事を掌り、又御召料の糞輿などを取扱ふ。官舎は達智門内に在りき。職原抄(上)
には、掌殿上殿下洒掃事とあるが、主殿寮は殿下ばかりにて、殿上の洒掃は、掃部寮

主殿寮

のつかさどる所なりき。

掃部づかさの者ども、疊とるや運きと主殿寮の官人ども、手ごとには、き取り、
すなごならず(枕草紙七)

頭は後には小槻氏が代々相傳する事となりぬ。四部官の下にありし殿部と云
ふは、即ち殿守のみやつこなり。

延喜の御時、南殿に散り積みて侍りける花を見て、

源公忠朝臣

殿もりの、とものみやつこ、心あらば、此の春ばかり、朝清めすな(拾遺集六)

又殿守のみやつこなるをこの侍るも、初冠りせさせ侍りしまで養ひ立て、
此の春日の里に忘れずまうでくるが、朝ぎよめ御垣の内に仕うまつるにつけ
て、此の世の事も聞き侍る(今鏡序)

典藥寮

(は)典藥寮。倭名抄(五)には久須里乃豆加佐と訓めり、療病醫藥の事を掌る。官
舎は藻壁門内にありて、藥園、茶園、乳牛院など、是に屬せり。頭は醫術に長せる者
を以て任じ、後には和氣丹波兩氏の者が代々之になれり。四部官の外に侍醫四

掃部寮

人あり、主上御不例の時、御脈を拜診し、御薬を奉る職にて、今の侍醫に同じ。是は殿上の小板敷まで昇り得れば、職原抄(上)には半昇殿と書けり。此の職は始め中務省の被官内薬司に属せしを、内薬司は典薬寮に合併せられしかば、侍醫も其のまま、本寮に附属せり。

(へ)掃部寮。和名抄(五)には加牟毛里乃豆加佐と訓めり。蓋しかむもりはかにもりの音便なり。初め彦穗々出見命、海神の女豊玉姫命を娶り、彦瀲武刺草葺不合命を生む。誕生の日海濱に産屋を立つ。時に天忍人命供奉陪侍し、帚を以て蟹を掃ひ、以て舗設を掌りき。遂に職となし、蟹守と號しぬ。掃部と云ふ名は、是に依りしなり。さて此の寮は、宮中の洒掃、舗設、及び鼎簾などの事を掌り、又儀式の時は、式場の設備を務めたり。官舎は偉鹽門内、大藏の南にありき。元は内掃部と云ひしを、大藏省の掃部司と合併して寮とせり。蓋し掃部司と内掃部司と、其の掌る所相似たるを以て、彼此相譲りて却つて懈怠を致し、に因る。

臨時の祭の御前ばかりの事は、何ごとにかあらむ、試樂もいとをかき、春は空の景色のどかにて、うらうらとあるに、清凉殿の御前の庭に、かもりづかさの樂ど

正親司

内膳司

もを敷きて、使は北面に、舞人は御前のかたに、是等は僻事にもあらむ(枕草紙七(と)正親司。倭名抄(五)には、於保岐無太知乃司と訓めり。皇族方の御名簿を掌り、其の季祿、時服を賜ふ事に、興るつかさにて、親王をみこと云ひ、諸王をおほきみと稱するによりし名稱なり。其の官舎は上西門内に在りき。さて四部官のうち、佐は七位の官なるが、若し五位の場合には、正親大夫と云へり。

(ち)内膳司。和名抄(五)には、宇知之加之波天乃官とよめり。内は、内舍人、内藏寮などの内と同じく、大膳職に對する名稱にて、即ち主上の朝夕の御儀を調進するつかさなり。官舎は内藏寮の南に在りき。中に竈殿ありて、内膳屋とも云ひ、里内裏に移轉の時には、必ず其の釜を遷せり。

此の御留守の程に、二條油小路に火出で来て、閑院殿の築塙のうちなれば、内膳屋焼けて、神代より傳はれる御釜も、焼け損はれけるをぞ、いと淺ましき事には申し侍りし、彼の釜昔は三つありけるを、一をば平野、一をば忌火、一をば庭火と申しけるを、圓融院の御代永觀の頃、二つは失せにけり、今一つ残りたるに、斯かる事の出で來ぬるは、いと宜しからぬ業なりとて、神祇官に尋ねられ、古き事ど

も考へらる(増鏡米の)

さて此の司は、正の外に奉膳と云ふあり、正と共に先づ供御を試みて、さし上ぐる職なり。古來高橋安曇の兩氏、御膳の事を掌りしより、大寶令には別に正を置かず、奉膳二人を長官として、此の二氏を任せしが、後には他家の人をも任ずる事になりて、別に正を置けり。即ち正は、他家の人を長官とする時の稱にて、奉膳は高橋安曇の二氏に限れり。但し安曇氏は、既に桓武帝の頃より斷絶して、高橋氏一家の職となりて、代々相傳せり。

造酒司

(り)造酒司。和名抄(五)には、佐希乃司と訓めれど、後には、みきのつかさと云へり。即ち御酒を造る司にて、官舎は藻壁門内にありき。中に酒殿ありて、大刀自、小刀自、次刀自と云ふ酒壺を据ゑ置けり。

造酒司の大刀自と云ふ壺は、三十石入なり、土に深く掘り据ゑて、僅に二尺許り出でたるに、一條院の御時、故なく地より抜出て、かたはらに伏したりけり、人驚き怪しみける程に、帝失せ給ひにけり(續古事談一●王)三條帝の時、大風吹きて酒殿倒れ、酒壺悉く打破れし事、續古事談右の續きに見え

采女司

たり。

(ぬ)采女司。采女を支配する所なり。蓋し采女とは、郡司其の外諸氏より、女子の容貌端正なるを選びて、奉れる者にて、古くは主上の御側、近く仕へしかど、後には女官の十二司(内侍司、藏司、書司、藥司、兵司、閑司、殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司)に配當せり。さてうねめの義は、頂居女(古直の髪を頂に垂れ置ける者)即ち垂髮女にて、未婚の少女を云ふ。官舎は上西門内、正親司の東に在りき。

主水司

(る)主水司。水漿、餼粥、及び氷室の事などを掌るつかさにて、和名抄(五)には、毛比止里乃豆加佐と訓めり。もひは元來盃にて水を盛る器の名、轉じては飲水の義なり。官舎は待賢門内、大膳職の西にありき。氷室は、山城、大和等にありて、それを預る者を、氷室預と云へり。

第六章 警察武官

彈正將。近衛府。大將。中將。少將。羽林三笠山。將監。
將曹。其の他の官。衛門府。衛門官。兵衛府。衛府の沿革。

彈正寮

馬寮。兵車寮。檢非違使廳。別當。佐。尉。志。其の他の官。

(一)彈正寮。彈正寮の彈は糾す義にて、即ち風俗を取締り、内外の非違を糾すつかさなれば、倭名抄(五)には、太々須豆加佐と訓めり。其の官舎は、皇嘉門内の東掖にありき。後世此の職權は、漸く檢非違使に移つて、遂に有名無實となりぬ。長官の尹は、左大臣以下の非違を悉く彈劾し、太政官を経ずして、直ちに奏聞す。此の職は從三位相當なるが、親王を以て任せられし事多く、物語等に彈正宮とあり。斯くて三四の宮(冷泉、皇太子爲、敏達親王)の御元服、一度にせさせ給ふ、さて三の宮をば彈正宮と聞えさす、四の宮をば帥宮と聞えさす、式部卿、中務卿、兵務卿などにては、村上の先帝の御子達の、皆おはしませば、斯くなし奉らせ給へるなりけり(榮華物語の條々)

又大納言にて兼帶せし例もありて、其の時は尹大納言と云へり。太平記(二●山師)に尹大納言師賢、徒然草(百二)に尹大納言光忠など見えたり。尹の下に弼ありて、宮城の内外を巡察し、非違者を逮捕糾彈する事を掌りき。彼の小督局を嵯峨野に尋ねし仲國も、名は彈正大弼なるが(平家小督)當時は既に實なかりき。さ

近衛府

て彈正は、違背の輩を彈劾する官なれば、そのかみ愛なきつかさと思はれし如し。されば枕草紙(二)にも、かたちよき公達の、彈正にておはする、いと見苦しと云へり。

(二)近衛府。近衛府は、禁中を警衛し、大小の朝會に、隊仗を率ゐて、威儀を備へ、行幸の折供奉する事を掌る(但し後世は、武備漸く弛み、兵馬の職曠廢し、華衣粉黛して、徒らに管絃を弄し、歌舞を事とす)。又之を、近き衛りのつかさとも讀めり。

秋の歌の中に、

左近大將冬通

明らけき御階の秋の月も見つ、近きまもりの身につかふとて(新千載集四)
此の府左右に分れて、左近衛、右近衛と云ひ、近衛を略して、左のつかさ、右のつかさとも云へり。

廬橋を詠ませ給うける、

龜山院御製

わすれずよ、右のつかさの、そでふれし、花橋や、いまかをらむ(玉葉集三)
さて左近衛府は上東陽明門内に、右近衛府は上西般宮門内にありき。内裏の詔所は紫宸殿の東西にて、左近衛は日華門内、右近衛は月華門内にありて、是を陣、座と云ふ。此のつかさは、令外の官にて、中衛府、授刀衛の沿革せし者なり(衛府の沿革の節を見よ)

大將

先づ大將以下の四部官を述べむ。

(い) 大將。左右各一人。禁兵を總督し、天皇を侍衛し、行幸の時は、中少將と共に、弓箭を帶して供奉す。

右大將のさばかり重りかに、よしめくも、今日のよそひ、いとなまめきて、やなぐひなど負ひて仕らまつり給へり(源氏物語 行)

多くは納言にて兼帶する例なるを、大臣又は參議にて勤めし事もあり。大臣にして大將を兼ねるは、文武榮達に至極とす。

殿上の交をだに嫌はれし人の子孫にて、禁色雜袍をゆり、綾羅錦繡を身に纏ひ、大臣の大將になつて、兄弟左右に相並ぶ事、末代とは云ひながら、不思議なりし事どもなり(平家物語 身一 ● 我ガ)

武官のうち最も重き役にて、容易に成り難し。二條天皇の時、藤原信頼近衛大將を望みしを入道信西、古來た易く此の官に任せざりし先例を引き、後白河院を諫め奉りし事、平治物語(信四 ● 信頼)に見えたり。されば缺員ある時は、候補者烈しく運動を試みし者にて、甚だしきは、兄弟にて相争ひし事さへあり。今鏡(二 ● 鳥羽の御覽)

中將

に、藤原實行(大納言)同實能(右大將)兄弟左大將を相争ひて、共に失敗せし事を記せり。又大將は禁中にて特に室を賜りぬ。是をつかさの曹司と云ひ、即ち大將の直廬の事にて、左大將のは宣陽門の南に、右大將のは陰明門の南にありき。

(ろ) 中將。元は左右各一人なりしを、後各二人となり、後白河帝の時より、各四人に定めらる。後には權官ばかりにて、正員なかりき。さて中將の官位相當は四位なるが、三位なるを三位中將と云ひ、參議にて兼帶せるを宰相中將と云ひ、藏人頭を兼ねたるを頭中將と云ふ。

行幸は、當日の午の時ばかりなるに、諸司百官残るなし……別當高定、宰相中將通持、三位中將實兼、右衛門督師親、殿上人には、頭中將具氏、忠秀、此の人々は、松重の下襲、藤の表袴、同じ色なる念なしとぞ、沙汰ありける(増鏡の北野)

(は) 少將。元は左右各二人なりしが、後白河帝の時より各四人と定められ、後には權官多く、正員は少かりき。相當は五位なるが、四位に進みても、猶特別に少將にて留まるを、四位少將と云ひ、少將中にて大に名譽とせり。總べて斯く上位に叙せられても、猶元の官にて留まるを叙留と云ふ。大將は勿論、中將、少將に任せ

少將

らるゝ家も、大凡定まり居たりき。

勘修寺の殿原、昔より近衛司などには成らぬ事にてありつれど、内の御傳吉田大納言定房過ぎにし頃、從一位して、いと珍しくめでたければ、今は上臈と等しきにや、稚き子の宗房と云ふ者、少將になさる(増鏡雨時)

斯くて中少將は、攝關の子息、又は名家の才名ある者、之になれり。是を合稱して次將と云ひ、又「すけ」と讀めり、即ち中將は「おほいすけ」少將は「すないすけ」なり。

右の大、中、少將には、羽林、はねのはやし、三笠山などの異名あり。羽林とは、北辰を護る星の名にて、恰も其の星が北辰を護る如く、天皇を護衛する意に取り、支那に宿衛の官名とせしより、之を近衛大將、次將の唐名とせり。はねのはやしは、又は「はのはやし」とも云ひて、羽林の訓讀なり。三笠山の三笠は、御笠にて、君の御笠として、守護する意とぞ。

征夷將軍二位家、西海の白波を平げ、奥州の綠林を靡かして、後、錦の袴を着て入洛、黃門亞相を経て、羽林大將軍に任せり、拜賀の儀式、希代の壯觀なり(六代勝事記 文治二年)

羽林、三笠山

大將になりて後、賴政朝臣の許へ申し送れる、

雪つもるとしのしるしに、花の咲くは、ねの林を、などか尋ねぬ、

かへし

鳩のゐる、杖しもたべば、花の咲くは、ねの林へも、入るべきものを(林下集下)

大將になり侍りし時、俊成入道の申し送る、

三笠山、さしのぼりぬる、うれしさを、あはれ昔の、人に見せばや(林下集下)

中將を望み申して、年久しくなりにけるに、五月雨の頃、

人の許に遣しける、侍從雅有

如何にせむ、我が身ふり行く、五月雨に、頼む三笠の山ぞ、詮なき(續拾遺集七)

少將に侍りける頃、詠み侍りける、藤原隆博朝臣

いくとせか、かざし來ぬらむ、三笠山、おなじ麓の、秋のみぢ葉(續拾遺集八)

(に)將監。じょう或はまつりごとひとともよめり。元は左右各四人なりしを、

後には十餘人にも増加せり。相當は六位なるが、五位に進みても、其の儘留まるを、左近大夫、右近大夫と云ひ、又五位になれば、昇殿を許さるゝ事もありて、それを

將監

「殿上のぞう」と云へり。

大將のかりの隨身に、殿上のぞうなどとする事は、常の事にもあらず、珍しき行幸などの折のわざなるを、今日は右近の藏人のぞう、仕う奉れり（源氏物語卷）。後世舞樂の技主となりて、多く舞人、樂人を以て、之に任ずるに至りぬ。

又の日内に召して、きのふの舞ども御覽せさせ給へり……舞の師も、司給はりて、近衛のまつりごと人など、加へさせ給ひけりとなむ（今鏡の日記）。

（は）將曹。又、さくわんとも、さうくわんとも云へり。定員元は左右各四人なりしを、漸次に増加して、廿人許りにもなりぬ。後にはまた多く、樂人、或は、舞人を以て、之に任せり。

四部官の外に府生、左右各六人、番長、左右各六人、番の長とも讀む、近衛など云ふあり。近衛は左右近衛府創置の時、平城帝各四百人を以て定員とせしが、其の後屢増減ありて、宇多帝の時、各二百人とせり。然るに後には、制度大に頼れて、人員殆ど制限なかりき。近衛は又近衛舍人とも云へり。

因に曰く、今昔物語（廿八）に、今は昔、左近將曹にて、秦武員と云ふ近衛舍人ありけ

將

其の他の官

り、宇治拾遺物語（五）に、之も今は昔、門部の府生と云ふ舍人ありけりなどあるは、近衛舍人を、將監以下の總稱に用ひたるか、但しは、近衛舍人より選抜して任ぜしより、元の儘の稱を用ひたるか。

總べて近衛將監以下を、官人とも、陣官とも云ふ。恰も太政官三局の役人を、上官と云ふの類なり。

「若き人々、渡殿の戸あけて物見よや、左のつかさ、いと由ある官人多かるころなり、生々の殿上人に劣るまじ」との給へば、物見む事を、いとをかしと思へり（源氏物語卷）。

さて行幸の時は、最も力強き近衛五人を選抜して、駕輿丁を監督せさせ、是を與長と云ふ。時としては、番長の中よりも、選抜せし事あり。又將曹以下は、隨身として、付けられし者にて、太上天皇には、將曹二人、府生二人、番長二人、近衛八人、合計十四人にて、攝關、大臣、大將、納言、參議、中少將にも、それぞれ人數一定せり。一の人の御有様は更なり、たゞ人も舍人など給はる際は、ゆゝしと見ゆ、其の子らまご迄は、はふれにたれど、猶なまめかし（徒然草段）。

右の舍人とは、近衛舍人の事にて、即ち隨身なり。隨身中、近衛のみは徒歩、其の他は騎馬にて、番長前驅す。

行幸に参りて、大將にて年久しくなりぬる事を、心の中に思ひ續け侍りける、

内大臣

わすれぬや、つがひの長を、さき立て、わたる御はしに、匂ふ橋新勅撰集七

又近衛は、交替にて夜間巡回して、禁中を警衛せり。其の刻限は、先づ左近衛は、亥の一尅(十時)より、子の四尅(二時)まで、右近衛は、丑の二尅(二時)より、寅の四尅(六時)までとす。

燈火を挑げつくして、起きおはします、右近のつかさのとのゐ申しの聲聞ゆるは、丑になりぬるなる可し(源氏物語壺桐)

後には其の職掌も衰へて、禁秘抄(上)には、近衛夜行事について、此事近代大略如無、時々奉仕之と書かせ給へり。要するに、近衛府は、後世歌舞音楽が本務の如くなりて、其のうち、東遊に長せる者を選抜して、物節に補せり。

近衛づかさの、名高きとねり、物のふしどもなど、さぶらふに、さうざうしければ、

衛門府

其の駒など亂れ遊びて、ぬぎかけ給ふ色々、秋の錦を、風の吹きおほふかと思ゆ

(源氏物語風松)

(三)衛門府。衛門府は、宮城を警護し、諸門の禁衛出入を管し、行幸の時供奉するつかさにて、倭名抄(五)には、山介比乃豆加佐と訓めり。ゆげひは鞆負の約にて、常に鞆を負へばなり。又閤門を守る近衛に對して、是は主として外廓門を護るが故に、外衛とも、又御垣守とも云ふ。

ふる歌に加へて、奉れる長歌

壬生忠岑

(上略)斯くはあれども、照るひかり、近きまもりの、身なりしを、誰

かは秋の、くるかたに、あざむき出で、御垣より、外衛もる身の、

御垣守、をさをさしくも、おもほえず(下略)(古今集九)

又左右に分れて、左衛門府は近衛大宮に、右衛門府は右京の中御門堀河にありき。宮城内衛門の陣は、左は建春門、右は宜秋門にありたり。上世門衛の事は、大伴、久米二氏の世職たりしが、久米氏衰ふるに及び、大伴、佐伯の二氏相並びて、之を掌りしなり。大寶令制定の時、衛門は一府にて、諸衛の上にあり、諸門の開闔を掌り、別

衛門官

に左右衛士府ありしを、平城天皇の時、衛門を左右衛士に合併し、嵯峨天皇の時、左右衛門と改稱せり。

衛門督は、中納言、或は參議にて兼帶せし事多し。之を金吾とも云ひて、六代勝事記(延年)に、金吾禪門(左衛門督源賴家)など見えたり。是は支那の官名にて、元金吾は不祥を避くる鳥の名にて、天皇の行幸の際、非常を禦ぐ爲に、其の鳥名を取れりとぞ。尉は六位相當なるが、五位なるを衛門大夫と云ふ。後世檢非違使の起るに及び、其の別當は、多く本府の督を以て兼補し、佐以下亦使の官を兼ねる者多かりき。四部官の下に、府生、門部あり。古今和歌集撰者の一人なる壬生忠岑も、左近衛番長より轉じて、此の右衛門府生なりき。近衛府に多くの近衛附屬せる如く、衛門府には衛士あり。其の定員各六百人。宮城諸門を警衛巡回し、火を燒きて夜を守るを職とす。

題しらす

大中臣能宣朝臣

御垣守衛士のたぐひの、夜は燃え、晝は消えつゝ、物をこそ思へ(詞華集七)

(四)兵衛府。兵衛府は、閤門以外を禁衛し、行幸の時は、供奉する役なり。亦左右

兵衛府

に分れて、左兵衛府は陽明門内、右兵衛府は殷富門内にありき。内裏に於る兵衛の陣は、左は宣陽、右は陰明門に置かれたり。兵衛督も、中納言、或は參議にて兼帶せし事多し。此の督、佐尉を柏木と云へり、義詳ならず。

左兵衛督經成、身罷りにける其のいみに、いもうとのあつかひなどせむとて、師賢朝臣こもり侍りけるに、つかはしける、
小左近

よそにきく、袖も露けき、かしは木のもとの雫を、思ひこそやれ(後拾遺集十)

宗貞兵衛佐に侍りける時、つかはしける、
監命婦

柏木の、もりの下草、老いぬとも、身を徒らに、なさずもあらなむ(續古今集二)

又兵衛を武衛とも云へるは、支那の官名に宛てし者なり。重編應仁記(三)武(武)に武衛の總領千代徳丸とあり。四部官の下に、また府生、番長ありき。さて近衛府の近衛衛門府の衛士に對して、兵衛府には兵衛と云ふありて、つはもの、舍人と云へり。元は各四百人なりしを、宇多帝の時滅じて、各二百人とせり。

此の左近衛、右近衛、左衛門、右衛門、左兵衛、右兵衛を總稱して、六衛府と云ひ、又諸

衛府の沿革

衛(そと)とも云へり。

今は昔藤原爲盛の朝臣と云ふ人有けり、越前の守にて有ける時に、諸衛の大糧米を成さざりければ、六衛府の官人下部に至るまで皆發て、平張の具共を持って、爲盛の朝臣が家に行て、門の前に平張を打て、其の下に胡床を立て、有る限り居並で、家の人をも出し入れずして、責め居たりけり(今昔物語の廿八)

何れも御所警衛、行幸供奉の職なるが、之を區別すれば、近衛は内、兵衛は中、衛門は外と概言すべき事、第五圖の如し。さて六衛府成立までの沿革を述べむに、

上代は内物部ありて、専ら宮闕の禁衛を掌りしが、

大寶の制、衛門府、左右衛士府、左右兵衛府を置く(五衛府)

聖武天皇神龜五年、中衛府を置く(六衛府)

淳仁天皇天平寶字三年、授刀衛を置く(七衛府)

稱徳天皇天平神護元年、外衛府を置き、授刀衛を近衛府と改む(八衛府)

光仁天皇寶龜三年、外衛府を罷む(七衛府)

平城天皇大同二年、近衛府を左近衛府とし、中衛府を右近衛府とす(七衛府)

同天皇同三年、衛門府を左右衛士府に併す(六衛府)

嵯峨天皇弘仁二年、左右衛士府を改めて、左右衛門府とす(六衛府)

爾後衛府の制、復變改なかりき。六府の位次は、近衛最も上に位し、衛門之に次ぎ、兵衛最も下に居たり。衛府の下役には、吉上と云ふ者あり、吉祥とも書けり(源平盛衰記(廿五)に、召具したる馬部吉祥を、二三人留め置き、彼家を守護せさせとあり)。是は禁中及び宮門を守りて、亂暴人などあれば、直ちに逮捕糺彈するを勤務とす。さて吉上の語原に就きては、伊勢貞丈は、黃仕丁なるべし、黄色は無位の者の服の色なり、仕丁は召使はるゝ者の事なり、無位にて黄色の狩衣着る、下部の者の事なる可しと云へり(貞丈雜記(四)を)。さりながら、さしやうと、さしちやうと異なれば、いふかしく、況や吉上と仕丁と列舉せるあるをや。

よき日して、御乳母より始め、命婦、藏人、陣の吉上、衛士、仕丁まで、賜物を賜はすれば、年老いたる女官、刀自などに至るまで、世に云ひ知らぬまで、御祈りを申し奉る(榮華物語(續)を)

(五)馬寮。馬寮は、御厩の馬、馬具及び諸國の牧場の事を掌る。此の牧場の事は、

馬寮

元兵馬司の掌る所なりしを、平城帝の御代、兵馬司を馬寮に合併せしがば、従うて馬寮の職掌の一部となりぬ。亦左右に分れて、左馬寮は藻壁談天門内、右馬寮は其の南に在りき。御厩の馬は、毎年諸國の牧場等より貢上する者にて、寮の馬と云ひ、官人が勅使に立つ時などは、此の馬に乗りし者にて、彼の嵯峨野の露をわけし仲國も、寮の御馬に鞭をあげて出でしなり(平家小傳)。四部官のうち、頭をば典厩とも云ふ。是は支那に典厩署と云ふつかさありしに因る。允は瀧口、武者所、帶刀などが任せられ、七位相當なるが、後には六位の者が任せらるゝ事となり。併し五位の人を以て、任せし例もありて、それを左馬大夫、右馬大夫と云ふ。四部官の外に、馬醫師、馬部などありき。馬醫師は、後には馬醫の事に、經驗もなき隨身などを、任せらるゝに至りきと見え、左大將の隨身忠延が、強盜保輔を搦め取りし勸賞に、左馬醫師に任せられし事、續古事談(五道)に見えたり。馬部は、單に馬を取扱ふのみならず、禁秘抄(下)などによるに、常に禁中に詰めて、衛府の吉上と同じく、非違を糺し、如し。さて諸國の牧場は、甲斐、武藏、信濃、上野の四箇國に、三十二箇所ありて、厩收令によるに、收毎に長以下の職員ありき。延喜式(四十)には、

兵庫寮

甲斐、信濃、上野に收監を置き、武藏に別當を任ずる事を記せり。彼の長井齋藤別當實盛は、此の收の別當なる可き由、南留別志(一)に見えたり。

(六)兵庫寮。兵庫寮は兵器を掌るつかさにて、其の位置は安嘉門内に在りき。元は左右に分れたりしを、宇多帝の時合一し、且つ造兵鼓吹の二司をも併せたり。此の寮のうち、兵庫、即ち兵器藏あり、庫内に棚閣を造り、種類を分けて兵器を安置し、毎年一度必ず之を曝涼す。彼の軍陣にて重んぜし兵庫鐔の太刀と云ふは、此の兵庫寮の工人の作れる者にて、其の帶取銀の鐔にて、柄も鞘も亦銀の延金にて包みたる太刀なり。蓋し帶取とは、太刀を帯にする緒にて、革製なるを普通とす。

其の次に、宮は赤地の錦の鎧直垂に、緋威の鎧の裾金物に、牡丹の陰に獅子の戯れて、前後左右に追合ひたるを、草摺長に召させられ、兵庫鐔の丸鞘の太刀に、虎の皮の尻鞆かけたるを、太刀懸の半ばに結び下げ、……白瓦毛なる馬の尾、髪飽くまで足りて、太く逞しきに、沃懸地の鞍置いて、……侍十二人に、雙口をさせ、千鳥足を踏ませて、小路を狭しと歩ませたり(太平記 一統政道 公家)

檢非違使廳

(七)檢非違使廳。檢非違使は略してひるとも云ひ、内外の非法違法を檢校糾察する職にて、常に衛門府にて兼帶せり(稀には近衛兵衛之を兼ねたり)。官舎は近衛堀河に在りて、之を檢非違使廳と云ひ、略して使廳とも云ひ、又是を兼帶する衛門府を、鞞負のつかさと云ひし故に、鞞負廳とも云へり。令外の官にて、嵯峨帝の御代に創めて置かる。併し當時は未だ官舎なかりしかば、此の職を兼ねたる左衛門府にて、總べて事務を取扱ひ居たりしを、淳和帝の時始めて左右使廳を設けられぬ。職原抄(下)に、淳和天皇御宇、天長年中始置之とあるは、使廳創設の事を誤れる者なり。村上天皇天曆元年、右廳を廢し、専ら左廳にて事を行へり。司法警察の事は、此の職が專行せしを以て、漸次に勢力増加し來り、爲に衛府、彈正、刑部、京職等は、其の職掌衰へたり。斯くて使廳にては、拷問苛責など、頗る殘酷なる事もありしを以て、且つは罪障消滅の爲、且つは死刑人の後世を弔ふ爲に、結緣經と云ふ佛事を行ひし事あり。

使廳の結緣經は、長保元年三月十日に始めて行ひて、其の後年毎に行はれけるが、絶えて久しく成りにけるを、建久年中、別當兼光卿、かたの如く行ひけり、其の

後建保六年五月廿日、別當顯俊卿、雲林院にて行ひたりけり(古今著聞集釋教)文德帝の頃より、諸國にも亦檢非違使を置けり。そは地方官の章にて述べむ。使廳の四部官左の如し。

別當

(い)別當一人。檢非違使別當は、ひるの別當とも云ひ、又檢非違使を略して單に別當とも云へり。外にも別當と云ふ、長官あれども、單に別當とのみ云ふ時は、檢非違使別當に限れり。元來別當の名は、本官を有する外に、別に他の職に當る義にて、此の職も參議以上にて、衛門督を兼帶せる人を以て任する規定にて、中納言にて兼ねしが多く、最も重職にて、甚だ人物を選擇せり。百寮訓要抄には、五徳(容儀、才學、富貴、譜代、近習)を備へたる者とし、職原抄(下)には、器量、有職を加へて、七徳としたるが、要するにいたく人物を選びし事を察す可し。

藤中納言は衛門督なれど、裝束清らにせずとて、非違の別當はかけず(宇津保物語開)

とあるも、容儀に關せる意なり。別當になるには、別に宣旨を賜はり、以下の職は、官符を下さる、何れも使の宣旨を蒙ると云へり。

此の御時平將門と云ふ者あり、上總介高望が孫なり、執政の家に仕うまつりけるが、使の宣旨を望み申しけり、不許なるに因りて、憤をなし、東國に下向して、叛逆を起してけり(神皇正統記卷末)

平安朝の末には、使廳荒れて久しく修理せざりしを以て、年始の政をも行ふ事能はず。されば治承の頃よりは、別當は廳務を執る廳屋を、自宅に置くやうになりぬ。徒然草(五段)に、徳大寺公孝が別當なりし時、おのが中門にて使廳の評定を行ひし折、牛放れ來りし事を記せり。別當より令達する文書は、別當宣とも、廳宣とも云ひて、勅宣に准せられ若し違背する者は、勅宣に従はぬと同罪に處せられしにより、最も重んぜられき。又別當の事を大理とも云へり、支那の官名大理卿の略稱なり。

彼の資朝の卿は、日野の一門にて、職大理を經官は中納言に至りしかば、君の御覺えも他に異にして、家の繁昌時を得たりき(太平記一●資朝俊基關東下向)

(ろ)佐(四人) 左右衛門佐にて二人づゝ兼帶せり。さて別當は唯一人にて、他に本官もありて、用務繁きが故に、佐が代理して、廳の政務を主宰せし事もありて、亦

佐

尉

家筋よく、人物の勝れたるを選擇して任せり。

(は)尉(大尉四人、少尉人數不詳) 是は四部官のうち判官に當れば、單に判官とも云へり。勘解由使判官、鑄錢司判官の如く、何判官と云はずして、只判官とのみ云ふ時は、常に檢非違使尉の事にて、其の時は、はうぐわんと讀む例なり(保元一●新院召さるるに六條判官爲義、平家一●鹿谷に平判官康頼)。是も衛門尉にて兼帶する例なるが、其の中大尉は、坂上中原兩家の人が、代々任せられたり。此の兩家は法律専門の家なれば、法律に照して罪人を處刑する爲なり。少尉は源平以家の武士が任せられ、犯人などを追捕するを専務とす。又檢非違使尉の本官なる衛門尉は、六位相當の官なれば、五位に進めば、他の官職に移る筈なるを、坂上中原兩家の人は、其の儘檢非違使尉にて居たり。蓋し法律家として、常に使廳に必要なるより、來りしなる可し。五位の尉は、大夫判官とも、大夫尉とも云ひ、法律家の外は、容易に五位の尉たるを得ざりき。

其の後宣旨下りて、若し此の盜人捕へたらむ者には、止事なき賞を給ふ可しとて、のゝしり合ひたる事限りなし……然る間、檢非違使左衛門尉平時道承りて、

……其の男を準上りて、其の由を申上げたりしかば、時道大夫尉に留るべしと、世に云ひの、しりしかど、其の賞もなくて止みにき、如何なる事にかありけむ、必ず賞ある可しと、仰せ下されたりしかども、遂に時道かうぶりを得て、左衛門大夫とてありし(今昔物語の廿八)

これ五位に進みし爲に、檢非違使をやめて、本官のみとなし者にて、容易に大夫尉にせざりし一例なり。さりながら後には、其の制も亂れたり。又檢非違使尉は、六位の藏人たる事を望みぬ。蓋し藏人なれば、六位にても昇殿を許さるゝが故に、檢非違使にて藏人になり昇殿するを、非常なる名譽として誇りし者なり。是を藏人の尉とも、上の判官とも云へり。

六位の藏人うへのはうぐわんとうち云ひて、世になくさらさらしき者に覺え、里人下すなどは、此の世の人とだに思ひたらず、目をだに見わはせで、おぢわなく(枕草紙三)

藏人の檢非違使外出する時は、從者に命じて先きを追はしむる事を許されき。十月(元暦)十一日義經拜賀を申す、拜賀とは使の宣を蒙つて、從五位下に叙しけ

る御悅申すなり、其の夜内の昇殿を許さる、火長前を追ふ可しや否やの事、内々大藏卿泰經卿に尋ね申しければ、希代の例なれば、身には存せずとて、梅小路中納言長方卿に問はれければ、殿上の六位の檢非違使前を追へり、五位の尉として、相並んで雲上にあり、前を追はねば、頗る光華なきかと申されければ、前を追へり、總べて其の作法佐に違ふ事なかりけり(源平盛衰記四十一頁)

又檢非違使の佐尉を廷尉と云ひしは、例の支那の官名を取りしなり。
(に)志大志少志共に人數未詳使廳の文書、其の外雜務を取扱ふ者故に、法律を心得たる明法家の輩を、衛門志に任じて、此の職を兼帯せしめし者にて、之を道志と云ふ。明法道成業の者を以て、補したる志と云ふ義なる可し。

建治弘安の頃は、祭の日の放免のつけ物に、異様なる紺の布四五反にて馬を作りて、尾髪にはとうじみをして、蜘蛛のいかきたる水干に著けて、歌の心など云ひて渡りし事、常に見及び侍りしなども、興ありてしたる心地にて、之を侍りしかと、老いたる道志どもの今日も語り侍るなり(徒然草一段)
明法道の家筋ならざる者が、此の職に補せらるゝは、大に名譽の事としき。

以上四部官の外に述べ可きは、看督長カドクナガと下部との事なり。看督長は牢獄を管理するが本務なりしを、後には罪人を追捕するを旨とする事となれり。

一日も御門をむごに敲かせ給ひしに、開くる人も無かりしかば、おはしますを厭ひ参らするか、別當殿の御子とは知らぬか、いたうあなづり奉らば、かどのをさなど率て来て、此の門開けさせむなど云ひければ、狭衣（一）の上の

此の職を務むる者は、赤符衣を着て、白杖を持ちたり。

怪しの者どもの、御前近く参れば、かたはら痛く見る程に、法住寺の太政大臣の御子の別當公信を、圓白殿御前に召せば、いみじく、つきつきしく畏りて、御前に侍ひ給へば、彼少しのけさせよとの給はすれば、赤き衣着たる者ども出で来て、弓杖して只打ちに打てば、とよみて逃げのしめる程に、殿の御前さすがに心苦しげに、御覽じやらせ給へり（榮華物語巻）

下部は盜賊奸徒等を逮捕し、囚人を拷問し、流人を配所へ押送する事などを掌る。又走下部とも、放免とも云へり。走下部とは、追ひ使はれて驅け走るより云ひ、放免とは、罪人の放免せられし者を用ひしより名づけしなり。蓋し悪者などの内

情を能く知り、逮捕する場合には、大に好都合なるが故に、輕罪を犯して處刑せられたる者を許して用ひしなりけり。

衛府のすけどもは、うちこみたれば、見も分かず、別當左兵衛督資明走下部とかや云ふ者八人、太刀は皆白金延べたるにやと見ゆるに、鶴の丸を黄にみがきたる、好ましう清げなり（増鏡）

日暮方に成て、既に九條の程を行くに、唯獨り心細くて行きけるに、廳の下部と云ふ放免どもに會ひぬ、此の男を放免ども俄に捕ふれば、男は何故に捕ふるぞと云へば、今昔物語廿九の

放免ども是を見て、己等がどち密に私語けるに、我等が盜をして、身を徒らになして、斯かる者と成りたるは、更に耻にも非ざりけり、かゝる事もありけりと云ひてぞ、忍びて咲ひ合ひたりける（今昔物語十五の）

さりながら、元犯罪者なれば、甚だ下賤の者にて、是を或は非人とも、或は怪しの者、恐しげなる者、えも云はぬやうなる者など云へり。されば却つて亂暴者多くて、放免が強盜せし事など、今昔物語廿九に見えたり。要するに、檢非違使は、京中の

非違を檢察する者にして、祭祀、法會等、群集の場に臨みて巡視追捕し、糾彈囚禁等の事を掌り、勢力の大に張れるに従ひ、漸く横暴を恣にして、世上の弊害となりし事も少からざりき。

第七章 地方官

京職。市司。太宰府。主神。帥。備帥。大貳。少貳。監典。國司。守。介。搦名介。椽。目。就職の次第。俸給及び役得。任期。大介。國司代。目代。檢非違使。押領使。追捕使。按察使。鎮守府。秋田城。郡司。郷司。

京職

(一)京職。京職は、和名抄(五)には美佐止豆加佐と訓めり。

戀歌

此の頃の、わが戀力、足らはずば、みさとづかさ、に出で、訴へむ(萬葉集六)

左右に分れて京都を分管し、其の庶政、即ち管内の戸口、租税、土木及び司法警察の事などを掌る。さて左京職は、朱雀の東三條坊門、右京職は、朱雀の西三條坊門に

市司

在りしが、後には勢力衰へて、職權次第に檢非違使に移れり。長官の大夫は、輦轂の下を治むる役なれば、甚だ重要な職なりしを、職權を失ふと共に、若き公達などは、あまり希望せざるに至れり。

程なく(道長)左京のかみになり給ひぬ、いと若々しからぬつかさなれど、我もさてありしつかさなりなどのたまはせて、大殿(兼家)の成し奉らせ給ひつるなりけり(榮華物語の(様々))

四部官の外には、條令(條内の事を管す、左右各十二人、道一、條二、條三、條四、條五、條六、條七、條八、條九、條十、條十一、條十二)に近ければ、特別に兩條にて五人づつ、置きしなり(皇居)坊長(坊内の事を管す、左右各十五人)などあり。是等は専ら戸口を檢し、姦非を督し、賦徭を催す事を掌りき。

(二)市司。市司は東西に分れて、東市司は左京職に、西市司は右京職に屬し、共に賣買、交易、度量、財貨の事などを掌る。蓋し市は賣買貿易する場所にて、左右兩京に在り、東市西市と云へり、何れも北小路猪隈あたりにて、市司も其の内に在りき。一箇月のうち、上半月は東市、下半月は西市にて開店せしを、西市は早く亡びぬ。今は昔、口口天皇の御代に、西の市の藏に盗人入りにけり、盗人藏の内に籠めたる由を聞き、檢非違使ども皆うち衛りて、捕へむとするに(今昔物語の(廿九))

太宰府

主神

市の門に書き付けて待りける、空也上人(拾遺集十二)

一たびも南無阿彌陀佛と云ふ人の、運のうへに、上らぬはなし(拾遺集十二)

(三)太宰府。太宰府は西海道を總管するつかさにて、筑前國御笠郡(今筑前)に在りき。其の創置の年代詳ならず。推古天皇十七年、筑紫大宰(大宰府)が事を奏上せしを以て、史に見えたる嚆矢とす。蓋し西海道は、京都より大に隔れるが上に、支那三韓と接近せれば、特別に府を置きて、西邊を治めしめ、外寇を防がせ、又外交の事をも掌らしめしなり。倭名抄(五)には、於保美古止毛知乃司と訓めり。みこともちとは、天皇の御言を承け持ちて、任所に赴き、管内の政を行ふ義なり。又、とはのみかどとも云ふ。みかどは宮城の御門にて、それより移りて、朝政を執行する處の名ともなり、京都を離るゝ事遠きより、斯く云へるなり。又鎮西府とも云ひ、或は支那の都督府に當てゝ、都督府と云ひし事あり。管内の國々には、他と同じく國司を置きしが、只筑前は府のある所なれば、府の直轄として、別に國司を置かざりしを、後には亦國司を設けぬ。左に太宰府に屬する官を述べむ。

(い)主神一人。かんつかさと讀み、又神司とも書けり。管内諸社の祭祀などを

帥

權帥

掌る。彼の宇佐八幡宮の御告げと云ひて、弓削道鏡に非望を抱かしめし習宜阿蘇麻呂は、此の主神なりしなり(續日本紀神護景雲三年)。相當は七位なるを、帥よりも上に置けるは、太政官の上に、神祇官を置けると同じ主意なり。

(ろ)帥一人。帥は統率の義にて、親王は三品、臣下は三位相當なるが、弘仁以後大方親王が任せられ、物語等に帥、宮、帥、皇子などあり。但し帥は只名ばかりにて、實際府の事務は、權帥か、大貳か、取扱ひしなり。帥をば又都督とも云へり。

江都督(大江區房)安樂寺にて、曲水の宴を行はれけるに、自ら序を書く、其の句に曰く、

堯女廟荒、春竹染、一搦之涙、徐君墓古、秋松懸三尺之霜、

披講の時、御廟ひききなれりけり(十訓抄十第)

(は)權帥一人。府政を總管する職にて、納言以上の人が、多く任せられたり。但し帥ある時は、別に權帥を置かざりき。即ち權帥を置くは、帥と大貳との無き場合にて、權帥か大貳か、實際の長官なりしかば、名稱を混用して、權帥の事を、帥とも又大貳とも云ひ、大貳の事を、帥とも又權帥とも云ひて、甚だ紛はし。譬へば、大

鏡榮華に權帥藤原隆家を大貳と書き、源氏須磨に大貳(五節の交)を帥と書ける類なり。又大臣罪ある時は、員外の權帥として、太宰府に遣す例にて、右大臣菅原道真、左大臣源高明、内大臣藤原伊周など、皆權帥となりて流されき。併し是等は固より罪人なれば、唯名義のみにて、府の政務を取る事なく、又府にも入らしめざりき。帥權帥などの任期は五年とせり。

任はて、京に上る時、香推社にて、

有國卿

五とせは、しるしのすぎに、仕へてき、今年梅の花のみやこへ(五々集)

大納言經信、太宰帥(實帥)にて下りけるに、河尻にまかり

あひて詠める、

津守國基

大貳

六年にて、君は來まさむ、住吉の待つべき身こそ、痛く老いぬれ(詞葉集)

(に)大貳一人、貳は副の義にて、其の職掌權帥と同じく、參議などを以て任せり。

是は權帥ある時には缺員にし、又大貳ある時には權帥は置かずして、事務は權帥か大貳かの一人にて主宰し、即ち此の二つが實際の長官なる事、帥以下の名稱混用の事など、前に云へる如し。

少貳

(は)少貳二人、太宰府の次官にて、管内の大社の祭には、少貳が祭の使となりき。

香椎宮の祭の使さゝれたる少貳の、其の日いみじく歌

詠むべかなり、さる事あらばいかがせむとて、わざと乞

ひに尋ね來て、……唯番ひつべからむ歌一つと云ひた

るに、題もなければ、たい思ひやりに、

千早振、香椎の宮の、あやすぎは、いく代か神のみそぎなるらむ(拾垣編集)

又大貳を大卿少貳を少卿とも云へるは、唐名にて、支那に都督大卿、都督少卿とあるに依る。さて少貳は、後鳥羽帝の時、武藤資頼を任じてより、代々武藤氏の職となり、後には官名少貳を氏とせり。

(へ)監(大監二人)典(大典二人)、監は監察の義にて、府内を糺判し、文案を審署し、非

違を察するを掌る事、例の如し。

此の中に、むねと射返したる者ども記して、公に奏せられたりしかば、皆賞せさせ給ひき、種材、太宰大監は壹岐守になされ、其の子は太宰監にこそはなさせ給へりしか(大鏡道六)

監、典

國司

大監は六位相當なるが、五位の時には、大夫監と云へり。

大夫監として、肥後國にぞう廣くて、かしこにつけては覺えおり、勢いかめしきつはもの有りけり、むくつけき心の中に、聊すきたる心の交りて、かたちある女を、集めてみむと思ひける(源氏物語玉)

典は監と合せて、府官と云ひき。

(四) 國司。國司は國のつかさとも云ひ、守、介、椽、目の總稱なり。國司の名の史に見えたるは、大化新政の時にして、其の元年八月、東國等の國司を任せしを權興とす可し。大寶職員令中には、國を大上中下の四等に分てり。そは住民の員數、開墾の如何を考へ、國庫收入の多寡を本として定めし如し。職員も國の等級に従ひ一樣ならず、官位相當も異なり(位階の)。又國司の政務を執る所を、國府、國廳、國のたちなど云へり。

國の介にて政を執り行ひければ、國のたちに常にありて、家に居たる事は稀にぞありける(今昔物語廿六)。左に四部官を述べむ。

守

(い) 守。今の知事の如し。諸國のうち、上總常陸、上野の三箇國は、親王の任國として、是を太守と云へり。

此の天皇、一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年高くて、小松の宮にましましけるに、俄にまうで、見給ひければ、人主の器量餘の皇子たち(光孝)に勝れましましけるによりて、即ち儀衛をと、のへて、迎へ申されけり(神皇正統記)

併し遙授、或は遙任として、實際赴任せずして京に留まり、唯其の俸給ばかり取れり。此の三個國を、親王の任國とせしは、淳和天皇の御代より始められり。これ當時親王多くおはして、それぞれ季祿などを、充分賜ふ事能はざりしに因れり。降りて後醍醐天皇の時には、陸奥をも親王の任國としたり。

斯くて親王(義良)元服し給ひ、直ちに三品に叙し、陸奥太守に任じまします(後醍醐)此の國の太守は、始めたる事なれど、使ありとてぞ任じ給ふ(神皇正統記)さて國の守は、藏人、式部、民部、外記、檢非違使などよりなる例とす。

今はむかし安房守文室清忠と云ふ者ありき、外記の勞にて安房守になりたるなり(今昔物語廿八)

又權守と云ふあり、こは守が京都に居る時、代りて國府の事務を取り扱ふ者なり。納言などを流罪に處する時は、配所の權守とせし者にて、權中納言藤原隆家を出雲權守として流し、事榮華大鏡などに見えたり。併し此の遷謫せられたる者は、固より政務に關與する事を得ざりき。又守の事を、受領とも云へるは、勅命を受けて國政を管領する義なり。一説に受けをさむる義にて、前任の人より引継ぎを受け納めて、事務を執る義なりと云へるは、如何があらむ。

國香より正盛に至るまで六代は、諸國の受領たりしかども、殿上の仙籍をば未だ許されず(平家物語一編會)

又介をも受領と云へる事あるが、是は守なきか、但しは守が遙授かにて、事實上介が守なる場合なり。

(ろ)介。守のなき時は、介が國の吏務を總裁す。殊に上總常陸上野の三個國は、親王の任國にして、且つ權守を置かぬ例なれば、常に介が専ら政務を取れり。官職秘抄(下)にも、上總常陸上野大守爲親王介爲受領と見えたる如く、此の三個國の介は、事實上守にて、恰も太宰大貳を帥と云ひしと同じく、是等の介を守と云へり。

揚名介

要するに、親王ならずして、只の人を此の三個國の守と記せる者あれば、何れも介と見て可なり。例へば、平家盛衰記に、上總守忠清、散木奇歌集(五)に、常陸守經兼とある、實は介なり。但し此の外にも、介を守と云へる例の見ゆるは、其の實守の事務を取り居たりし者と見えたり。さて介は六位相當なるが、五位のもありて、それを大夫、介と云へり。

家はたちより百町許り去てぞありける、字をば大夫介となむ云ひける(今昔物語廿六)

序に述べ可きは揚名介の事なり。是は唯名のみを揚げて、介となりても、職掌もなく、俸祿も受けぬ者を云ふ。蓋し中世以降、年官給はる際の人、己は國司を兼ねるを得ざれば、別に其の人を推舉し、其の俸祿のみを得たり。即ち官名のみを他人に與へし者にて、其の折節を與ふ可き人なき時は、殊更に作名せしもありき。此の揚名の官は、介のみならず、様目にもありたり。

「……猶このあたりの心、知れらむ者を、召して問へとの給へば、入りて此の宿守なるをのこを呼びて、問ひ聞く揚名の介なりける人の家になむ侍りける、男は

様目

田舎に罷りて、女なむ若く事好みて、はらからなど宮仕へ人にて來通ふと申す、委しき事は、下人の之知り侍らぬにやあらむと聞ゆ(源氏物語) (は)様目。様は、どうとも又まつりごとひととも云へり。

文屋康秀が三河のどうになりて、あがた見には、え出で立たじやと云ひやれりける返事に詠める、小野小町
佗ぬれば、身を浮草の根を絶て、誘ふ水あらば、いなむとぞ思ふ(古今集八)
淡路のまつりごとひとの任果て、上りまうできての

頃、兼輔の朝臣の栗田の家にて、

躬恒

引き植し、人はうべこそ、老いにけれ、松のこだかく、成にける哉(後撰集五)

其の職掌は、國內を糺判し、文案を審署し、非違を察する事、太宰監に同じ。目は又どうくわんとも云ひ、書記官なる事例の如し。

延喜五年四月十八日に、大内紀紀友則、御書所の預紀貫之、前甲斐のどうくわん凡河内躬恒、右衛門府生壬生忠岑らに仰せられて(古今集)下に史生ありて、是も書記並に雜務を取扱へり。

就職の次第

さて國司新に補任せらるれば、太政官其の事を國府の官吏に通知す、之を任符と云ふ。又新國司は、先づ吉日を選びて、先使(まきつか)を任國に遣はし、新任に就きて、國府の官人等に訓示する應宜を持たせやる。其の應宜には、恒例の神事以下の事に従ふ可き旨を述べ、又任國に下向する日取りの事なども書けり。又公卿等が國の守となりて、實際に赴任せざる折には、國內の事を諮詢する爲に、役人兩三名上京すべき事などを記せり。彌國司赴任する時には、先づ參内して御暇を申す、之を罷申と云ふ。

任國に赴く事も、絶えて久しくなりにしかば、古き例を尋ねて罷申の儀あり、御前に召し、勅語あつて、御衣御馬などを賜りき(神皇正統記)

任國に父母妻子などを伴ひ行くは、固より指支なけれど、其の他の者を大勢引率して行く事能はず。されば京都出發の際、從者の人數を書き立て、官許を受けたり。さて又吉日を選びて、出發し、彌任所の國境まで到着すれば、國府の役人出迎ふ。之を境迎(さかいむかひ)と云ひ、今昔物語(三十八)には、信濃國境迎の様を書けり。又陸奥にては、武隈松のある所まで出で迎へ、物心知れる國司は、其處にて歌を詠む例な

りしが、其の松枯れしにより、後には松が枝を立て、歌を詠みし事、橘爲仲集に見えたり。

武隈の、おとをたづねて、引植うる、松や千とせの、始めなるらむ(爲仲集)

かしこに到着すれば、三日の間、管内の主なる人々に饗應せらる。是を奥羽地方にては三日厨(かぶ)と云へ。

永保三年の秋、源義家朝臣陸奥守になりて、俄に下れり、眞衝先づ戦の事を忘れて、新司を饗應せむ事を營む。三日厨(かぶ)と云ふ事あり、日毎に上馬五十疋なむ引きける、……眞衝國司を饗應し終りて、奥へ歸りて、猶本意を遂げむ爲に、秀武を攻めむとす(奥州後三年記上)

さりながら、冗費を省く爲に、豫ねて謝絶して、饗應を受けぬ事もありき。次には神拜と云ひて、管内の神社を巡拜する式あり。安藝守になれる人は、先づ嚴島明神を参拜する例なりき。

今は昔陸奥守として、平維叙と云ふ者ありけり、貞盛朝臣の子なり、任國に始めて下りて、神拜と云ふ事すとて、國の内を所々の社に参り行きけるに(今昔物語

三十九の

次には檢注と云ひて、國內を巡回して、田地を檢注せり。

宮内卿師綱と云ふ人ありけり、白河院に仕へけるが、させる才幹は無かりけれども、單へに奉公を先として、私を顧みぬ忠臣なるによつて、近く召し使はれけり、其のしるしにやありけむ、陸奥守になされにければ、彼の國に下りて、檢注を行ひけるに、信夫の郡司にて、大庄司季春と云ふ者、之を妨げけり(十訓抄上)守實際赴任せざる時は、先づ廳宣を下し、さて使を遣して、調査せさせたり。是を檢田使と云ふ。

今は昔陸奥の前司平朝臣孝義と云ふ人あり、其の家に郎等に使ふ男ありけり、……然るに孝義彼の國の守にて有りける時、伴の男を以て檢田の使として、先に下し遣る(今昔物語の十五)

さて國司は、其の職掌頗る繁多にて、下へ令達する公文を、國宣とも、廳宣とも云ひ、大に重んぜられたり。

今は昔上總守藤原時重朝臣と云ふ人ありけり、……國に在る事既に三箇年に

及ぶに、年來の宿願ありて、國の内にして法華經一萬部を讀み奉らむと應宣を下しつ、然れば國の内の山寺里に、皆此の經を讀み擧げざる人なし(今昔三十七)又郡司以下を監督して、失政などある場合には、之を訊問處罰せり。されば權勢に任せて、壓制非法を行ひし事もありき。今昔物語(廿三)に、尾張國司が中島郡の大領の衣服を横奪せし話を載せたり。政府の方にも、國司の功過を調査する方法を定め、巡察使などを遣して、政治の様を視察せさせたり。

俸給及び役得

國司の俸給は、職分田と、公廩稻の殘餘となり。公廩稻とは、田租を二分して、一を正税として官庫に納め、一を公廩稻として國廳の入用などに用ひ、其の殘米を、守以下分に依りて配當せり。此の外職權を濫用して、下より種々徵發して、甚だ收入ありしかば、落窪物語(二)に、時の受領は、世に徳ある者と云へば、今昔物語(十九)に、國々の司として、勢徳も並びなき者にて、ぞありける同書(三十一)に、受領にてありければ、家豊かにして、萬叶ひてなむありけるなど見え、一たび國司になれば、多く蓄財して、一生安く暮されたり。

守、僻事な云ひそ、汝等よ、實の山に入りて、手を空しくして、歸りたらむ心地ぞす

任期

る。受領は倒るゝ所に土をつかめとこそ云へといへば、長立たる御目代、心の中には極くにくしと思へども、現に然か候ふ事なり、手便に候はむ物をば、何か取らせ給はざらむ、誰に候ふとも、取らず候ふ可きに非ず、本より御心賢くおはします人は、斯かる死ぬ可き際にも、御心を騒がさずして、萬の事を皆只なる時の如く、用ひ仕はせ給ふ事に候へば、騒がす斯く取らせ給ひたるなり、然れば國の政をも思へ、物をもよくをさめさせ給ひて、御思の如くにて、上らせ給へば、國の人は、父母の様に戀惜み奉りつるなり……など云てぞ、忍て己等がどち咲ひける、是を思ふに、さ許りの事に會ひて、肝心を迷はさずして、先づ平茸を取て上げむ心こそ、いとむくつけいれ、まして便宜あらむ物など、取りけむ事こそ、思ひ遣らるれ(今昔物語三十八)

國司の任期は、大寶令の制にては、六年なりしを、其の後或は四年とし、或は六年とし、或は五年とせしが、仁明天皇承和二年より四年と決りて、奥羽太宰府管内を、五年と定めしが、時宜によりて、一年にても、二年にても、期限を延ぶる事ありき。之を延任と云ふ。

爲仲朝臣陸奥守にて侍りける時延任しつと聞きて遣しける、
藤原隆資

待つ我は哀八十になりぬるを、あふくま川のとはさかりぬる(金葉集九)又四年の任限満ちても、猶引續き今一たび勤むるを、重任と云ふ。或は朝廷へ献金し、或は御造營などを引受けし場合には、特別に重任を許されぬ。是を成功重任と云ふ。神皇正統記(河)に、白河六勝寺建立に、造寺熾盛の誹ありし事を述べ、さて、造作の爲に、諸國の重任など云ふ事多くなりて、受領の功課も正しからずと云へり。

御即位の後(後三)様々の善政を行はれける中に、諸國の重任の功と云ふ事、長く停止せられける時、興福寺の南圓堂を作れりけるに、國の重任を、關白大二條殿枉げて申させ給ひけるに、事かたくして、度々になりければ、主上逆鱗に及びて、仰せられて曰く、關白攝政の重く恐しき事は、帝の外祖などなるこそあれ、我は何と思はむぞとて、御ひげを怒らかして、殊の外に御むつがりありければ、殿座を立ちて、出でさせ給ふとて、大聲を放ちてのたまはく、藤氏の上達部皆罷り立

て、春日大明神の御威は、今日失せ果てぬるぞと云ひかけて、出で給ひければ、氏の公卿誠にも一人も残らず、皆座を立ちて、殿の御供に出ければ、事柄夥しくぞありける、主上是を聞し召して、關白殿並に藤氏の諸卿を召返して、南圓堂の成功を許されにけり(續古事談道后王)

滿任限満ちて、後任到着すれば、直ちに事務の引續きをなし、會計に關する決算帳を後任に引渡し、後任より、官物の缺損、會計の遺算なき由の、證明書を請取りて歸京し、勘解由使に上申す。其の證明書を解由と云ふ、職解くる由の義ならむ。

ある人、縣の四とせ五とせ果て、例の事ども皆し終へて、解由など取りて、住む館より出で、舟に乗る可き所へわたる(土佐日記)

此の引續きを終へねば、他の官職に就くを得ず。今鏡(二浦)に、白河帝の時、五位藏人顯頼が、除目の目録を奏聞せし中に、攝津の引繼未了の大外記師遠の名あるを御覽じて、荒かに裂かせ給ひ、御氣色いみじかりし記事あり。中には悪國司もありて、今昔物語(廿九)に、日向守某は、帳簿合はぬより、新任の國司來る迄に、事に熟せる書生に命じて、誠らしく帳簿を作らしめ、さて後日の漏泄を防ぐ爲に、其

大介

の書生を殺し、話を載せたり。猶國司に因みて述ぶ可きは、大介、國司代、目代、檢非違使、押領使、追捕使、按察使、鎮守府、秋田城の事なり。

(い) 大介。職掌は守と同じ。但し、上世よりの官に非ず、堀河天皇の頃に始まりし者の如し。朝廷漸く衰へ、豪族富をなすに及びて、並々の公卿殿上人は、莊園も少く、事缺くる所多けれど、朝廷また之を救ふの力なし。されば國司の缺ある時は、卿相雲客其の國を申し給はりて知行し、國司の俸給を受けて、自ら大介と稱す。守にも非ず、介にも非ずして、其の國を受領するが故なり。さて其の身は京都に在りて、遙に國事を攝せり。降りては、公卿殿上人以外の者も、大介たるに至りぬ。

上總守忠清、相國禪門に申けるは、今度合戦の高名、足利又太郎忠綱が宇治河の先陣の故なり、向後の爲に速に勸賞候べしと、細々申しければ、入道大に感じて、忠綱を召し、宇治河の先陣返々神妙勸賞乞に依る可しと宣ふ。忠綱畏て、靱負尉檢非違使受領をも申す可く候へども、父足利太郎俊綱が上野十六郡の大介と、新田庄を屋敷所に申候しが、其の事空しく候き、御恩には、同くば父が本意をも遂げ、身の面目にも備へむ爲に、彼兩條を許し給り候はむと申す、入道當座に下

國司代

目代

知せられたり、忠綱大に悦び、眉を開きて、宿所に歸る、足利が一門此の事を聞いて、十六人連署して訴訟す、宇治河を渡す事、忠綱一人が高名に非ず、一門與せずば、忠綱争か渡すべき、されば勸賞は、十六人に配分候ふ可し、忠綱が大介を召返されずば、向後の御大事には、忠綱一人を召され候ふべしと、一時に三度まで申たりければ、入道力及給はで、巳時に給たりける御教書を、未刻に召返されけり、午時許ぞありければ、京童部が、足利又太郎が、上野の大介は、午介とぞ笑ひる、源

平盛衰記十五●南 部十五 勸十五 始十五

(ろ) 國司代。公卿などが大介なる時、代官を遣して、國內の政治を掌らしめたり、是を國司代と云ふ。目代と稱せざるは、守の代官と、其の稱を異にするなり。刑部卿三位頼輔が、豊後國知行の時、大介なり、其の子頼經、國司代として在國の事、源平盛衰記三十三●大 に見えたり。

(は) 目代。人の耳目に代る意にて、國の守の代理なるが、別に官より任せし者ならず、國の守が私に置きし者なり。始めは國の守の傍にありて、或は書類を認め、或は國印を捺すなど、書記官の如き役なりしかば、貴賤を論せず、唯、文筆の心得あり

る、堪能の者を選びき。然るを國の守上京の時などは、總べて守の代理として、事務を執りしより、漸次に地位も高まり、勢力も加はるに至れり。殊に守が遙授の場合には、目代を代理として、任國に遣はし、政務を專行せさせたり。斯くて國府にては、國の守なく、留守官のみにて、事務を行ひし故に、國府を留守所と云ひ、目代を留守職とも、又役所の名を取りて、やがて留守所とも云へり。後には國の守が縁類の者、又は檢非違使を目代とせしより、益勢力強く、職權を濫用して、惡事を働かし者もありき。

さる程に、山門には、國司加賀守師高を流罪に處せられ、目代近藤判官師經(師高の弟)を禁獄せらる可き由、奏聞度々に及ぶと雖、御裁許なかりければ、(平家興振)留守所には、目代の下に役人多かり、之を總稱して在廳官人と云ひ、又略して廳官とも、在廳とも云へり。

檢非違使。又檢非違使所とも云ふ。文德帝の頃より、諸國に置かれたり。中に就きて、武藏國などにては、盜賊多かりし故に、特に郡毎に置きし事もありき。全く京都の檢非違使と同じ者にて、國司に隸屬して、兵馬の權を取り、警察の事を

檢非違使

行へり。選任の法は、寛平中無位の人を補するを停め、六年を以て期限とし、期滿つ時は、直ちに解任するの制を立て、大に弊習を一洗せむとせられしが、延喜中三善清行が上れる意見封事(本朝文粹二、請停以贖勞人補任諸國檢非違使)によれば、弊風猶改らざりきと見ゆ。源平盛衰記(廿四●南)に、大藏卿藤原爲房が加賀國知行の時、平正盛が檢非違使所に召使はれし事、又南都の大衆蜂起せし時、平清盛が妹尾兼廉を、大和國檢非違使所に補し、數百騎の兵をつけて、南都に遣はし、事見えたり。檢非違使の下に、書生と云ふあり。十訓抄(十)に、陸奥守師綱檢注を行ひけるに、信夫の郡司季春と云ふ者之を妨げ、剩へ狼藉を行ひしを咎めて、檢非違使の書生を、實檢使に遣はして、處刑せさせし事を載せたり。

押領使。狼藉者を押へ、其の所を宰領する義にて、土地の豪族、或は郡司等の、武藝に長せる者を任せり。中には、國司自ら押領使を兼ねたるもありき。即ち奸惡を捕へ、暴徒を平げなどする役に、下野押領使藤原秀郷(今昔廿五)の如く、普通は一國を管せしを、稀には數國を兼帯する者、又僅に一二郡を管する者もありき。譬へば藤原爲延は北陸道七國の押領使にして、法然上人の父は美作久米の

押領使

追捕使

押領使なりき。

(へ)追捕使。又「つゝるぶくし」とも讀めり。當初は、平將門の亂に、東海、東山道等の追捕使を補せし如く、凶賊討手の使なりしを、天曆の頃には、國司の部内に於て凶黨の爲に、此の使を置けり。是平時にありて、追捕使を設けられし濫觴にて、是も大抵は押領使と同じ。鎮西、八郎爲朝が君よりも賜はらぬ九國の總追捕使と稱せし事、保元物語(一)●(新院御)に、又源賴朝が諸國の總追捕使を承りし事、増鏡(新島)に見えたり。さて追捕使を總追捕使とも云へるは、元は大方追捕使とのみ云ひて、總字は添はざりしを、一庄一園に限れる追捕使もあり、又は一社一寺に限れるなどもありて、紛はしければ、一國以上を總ふるを、總追捕使と稱せし如し。

按察使

(と)按察使。數國を總督し、地方官の政蹟を取調べ、民情を視察する職にて、古くは國郡司の治否を察し、人民の疾苦を問ふつかさに、巡察使と云ふありて、之と同様の者なりしを、淳和天皇以後幾くならずして廢絶せり。さて按察使は、始めは諸國に置かれしが、西海道にはなかりき、太宰府ありて、之を管せしが故なり。

餞之但馬按察使橘奈良麿朝臣宴歌

治部卿船王

鎮守府

能登河の、後は逢はめど、しましくも、別ると云へば、悲しくも有か(萬葉集九)後に陸奥出羽ばかりに置かれしは、此の二國の邊要にあるを以てなり。降りては、それも納言以上が兼帶して、名義のみとなりぬ。増鏡(村時)に、按察大納言公俊などあるは、大納言にて此の職を兼ねたる者なり。

(ち)鎮守府。元は陸奥宮城郡多賀城にありしを、桓武帝の時、膽澤郡に移さる、蝦夷防禦の爲に置かれたり。職員には四部官の外に、倭仗と云ふあり、將軍の隨從官なり。

武衡はかうべを地に付けて、敢て目をもたげず、泣く泣く唯一日の命を賜へと云ふ、倭仗大宅光房におほせて、其の頸を斬らしむ(奥州後三年記下)

邊要の固めなれば、將軍には武士、其の外武藝の心得ある者を以て任ずる例なりしを、是も後には唯有名無實となりぬ。源賴朝征夷大將軍となりしより、將軍の號を重んじて、復鎮守府將軍を任せず。然るを建武中興の時、源顯家を此の職に補し、其の奏請によりて、大の字を加へて、鎮守府大將軍と云へり。南北朝一統の後、遂に此の職なし。

秋田城

(り)秋田城。出羽國秋田郡にありて、之も蝦夷防禦の爲に置かれぬ。さて秋田城を管する職を、秋田城司と云ひ、後には出羽介が必ず之を帶して、秋田城介と稱し、増鏡^{村時}に秋田城介高景略して城介とも云へり。是亦後に有名無實となり。

郡司

(五)郡司。郡司は、又郡領とも云ひ、國司に隸屬し、郡を支配する職にて、役所をば郡家とも、郡院とも稱せり。

郡家の東南二十七里一百八十歩、神須佐乃男命天の垣立てめぐらし坐しき、其の時此處に來まして詔り給はく、吾が御心は安く平らに成りぬと詔り給ひき、かれ安來と云ふなり(出雲風土記^{郡意字})

左に四部官を述べむ。

(い)大領。西宮記^{五●郡}には、古保乃見やつこと訓めり、即ち長官にて、今の郡長の如し。

朝菜摘み、夕菜摘み、我が名を知らまく、欲しからば、御園生の、御そのふの、

御そのふのや、御園生の、おやめの郡の、大領の、まな娘と云へ、おと娘とこそ云は

め(催馬樂歌^{我門})

(ろ)少領。同書に、すけのみやつこ又すなみやつこと訓めり、次官なり。

さて大領少領は終身官にして、性質清廉にて、吏務に堪へたる者を以て任せしなるが、先づ代々此の職を勤めたる家の者より選任し、若し其の家筋に人物なき時は、他より材能ある者を任ずる事とせり。之を任ずるには、國司先づ候補者を上申して、本人を式部省に召喚し、國司列席の上試問して、合格者を採用せり。其の候補者を、擬郡司と云へり。

(は)主政、主帳。主政は判官なれば、例の如く郡内を糺判し、文案を審署し、非違を察する事を掌る。主帳は主典にて、文案を書き、公文を読みなどする役なり。此の下に書生等あり。

さて郡司とは、此の大領、少領、主政、主帳の總稱なるが、大寶令の郡制は、里後郷と改むの多少によりて、郡に大郡、上郡、中郡、下郡、小郡の五等を立て、それぞれ職員の人數も一樣ならず。

(六)郷司。因に云ふ可きは、郷長の事なり、郷長は、さとをさとも云ひ、此の外郷に

郷司

は、さとのとねなどあり。是等を總稱して郷司と云ふ。

貧窮問答歌

山上憶良

（上略）飯炊く事も忘れてぬえ鳥ののどよび居るに、いとのかきて、短き物を端切ると云へるが如く、しもと取るさ。とをさが聲は、ねやどまで、來たち呼びぬ、斯く許り、すべなき物か、世のなかの道（萬葉集五）

又さとのとね、村の行事出で來て、火祭や、何やと、煩しくせめし事、今は聞えず、かばかり安穩泰平なる時に、遭ひなむやと思へば（大鏡七長）

郡司郷司等集て云く、故某が由なき木を他國より曳來て、其に依て病發れる也。然れば其子宮丸を召出で、勘責すと云へども、宮丸一人して、此木を取棄難し、更にすべき様なければ、思煩ひて（今昔物語三十一の）

郷は、大寶令には里とありて、五十戸を一里として、其の長を里長と云へり。里を郷に改めしは、靈龜よりの事にて、即ち出雲風土記（總説）に、依靈龜元年式改里爲郷と見えたり。さて郷長の職掌は、郡司の下に居りて、戸口を檢校し、農業を勸課し、非

藏人所の職掌

進を制し、賦役を催すにありて、右の萬葉集の例は、郷長が笞杖を以て、貧家に來り、租税の未納など催促する様を詠める者なり。

第八章 藏人所

藏人所の職掌。別當。頭。五位藏人。六位藏人。藏人總説。非藏人。雜色。濫口。

嵯峨天皇弘仁元年、始めて藏人所を置き、殿上に侍りて、機密の文書、及び諸訴を掌らしめぬ。されば藏人は、常に禁中に居て、御坐右の御用をも勤め、詔勅を傳宣する事にも關係して、少納言侍従の職務にも立ち入り、遂に禁中一切の事を總掌するに至れり。斯くて殿上の事は、藏人所にて掌り、總べて殿上人は、其の指揮を受けたり。さて藏人所は、校書殿の西廂なるが、其の母屋は、文殿とも納殿とも云ひて、累代の御書籍を納めたる倉にて、それを掌るより、藏人と云ふ名稱を付けしなる可し。納殿は、又宣陽殿にもありて、其處には、累代の御物を納め、藏人所は、其の出納をも司れり。即ち藏人は、御書籍、衣服、調度等を掌りし者にて、校書殿には、

御書物多かりしかば、貞觀十七年、勅に依りて、大藏朝臣善行が、藏人所にて、御書を校定し、兼ねて、顔氏家訓を、帝の左右に教授せし事、三代實錄(清和)に見え、保元二年に、藏人所にて、直講の試ありし事、古今著聞集(文學)に載せたり。

(い)別當一人。藏人所の總裁にて、又殿上の別當とも云ひ、詔勅を傳宣する事を掌る。宇多帝寛平九年、大納言藤原時平が補せられしを始めとす。後には左大臣が補せらるゝ例となれり、但し左大臣攝關なる時は、右大臣が別當たりき。

(ろ)頭二人。「とう」と音讀して、かみとは云はず、單に「とう」とのみ云へば、藏人頭に限り。殿上大小の事務を掌る役にて、四位殿上人の中にて、人物を擇び、通常一人は辨官の中より、一人は近衛府の中より取れり。辨官は中辨を以て補せしが多く、近衛は大方中將にて、それを頭、辨頭、中將など云へり。最も重要な職にて、公卿の昇殿する者も、皆其の指揮を受け、殿上の席次も、頭が首座にて、他の上人は、皆頭の下に列席せり。枕草紙(六)に、頭つき給はぬ程は、殿上の臺盤には、人もつかずと見え、貫首秘抄(發)に、頭殿上にある時、頭言はされば、殿上人語を發せざる由見えて、甚だ勢力ありし者なれば、昇進の道も宜しく、參議等に缺員出來し時は、直ち

別當

頭

にそれに進めり。昔は此の場合には、頭が後任者を推舉する例なりきと見え、大鏡(五)に、大方昔は、先の頭の舉に依りて、後の頭はなる事にて侍りしなりとありて、藏人頭源俊賢が、參議に進みし時、未だ昇殿も許りざる藤原行成を推薦せし話見えたり。藏人頭の事を、一に貫首とも云へり。

貫首以下怪みをなして、空柱より内、鈴の綱の邊に、布衣の者の候ふは何者ぞ、狼藉なり、疾う疾う罷出でよと、六位を以て云はせられたりければ(平家物語一●殿上圖討)これ殿上にては第一の人なればなり。

(は)五位藏人三人。宮中の雜務を掌る。五位殿上人の中にて、材器ありて、門閥善き者を選抜して補せり。始めは衛門佐を経て、五位藏人となり、辨官に進むを順路とす。此の三官を兼ねたるを、三事兼帯と云ひて、最も榮譽とせり。

然るを十二年、父の朝臣失せ給ひしかば、吉田經房孤にておはせしかども、次第の昇進滞らず、三事の顯要を兼帯して、夕郎の貫首を経て、參議、大辨、太宰帥、中納言、大納言に經上りて、人をば越え給へども、人には越えられ給はず(平家十二●吉田大納言) (に)六位藏人(大凡四人)。宮中にて種々の御用を勤め、大床子にての御膳の、陪膳

五位藏人

六位藏人

藏人總説

に侍ひなどする役なり。交替にて、毎日一人づゝ御用を勤めしかば、職原抄(下)には、口下臈と稱せり、蓋し下臈とは、殿上人のうち、下級者と云ふ義とぞ。六位藏人たる資格は、禁秘抄(上)に(一)公卿侍臣の子(二)非藏人(三)執柄の勾當(四)院藏人(五)所の雜色(六)成業の儒等を擧げ給へり。藏人を補する法は、極めて簡便にて、今鏡(九●あ)に、藤原雅材と云ふ學生の作れる文章を、村上帝寂感ありて、藏人頭延光に勅命下りて、やがて雅材を藏人に補せられ、小舎人彼の所に向ひ、藏人に成りたる由告げし話を載せたり。さて六位藏人は、就職の順によりて、席次を定め、第一を極臈第二を差次、第三を氏藏人、藤藏人、源藏人の類、第四を新藏人と云へり。

さて藏人は、六位にても昇殿して、殿上の御用を勤むる者なれば、甚だ名譽なる職なりき。

所の衆、雜色、只の人の子どもなどにて、殿原の四位五位六位も、つかさあるが、下にうち居て、何とも見えざりしも、藏人になりぬれば、えも云はずぞ、淺ましぐめでたきや、枕草紙(五)

又藏人頭、五位藏人は、必ず禁色を許され、六位も亦多く之を許りき。そののみな

らず、六位藏人の極臈は、節會並に主上若御の時の外は、麴塵の袍、山鳩色、青色ともを着用するを得たり。これ御袍を給はりしに本づくと云ふ。

六位の藏人こそ、猶めでたけれ、いみじき君達なれども、えしも着給はぬ綾織物を、心に任せて着たる青色、姿など、いとめでたきなり、枕草紙(五)

斯くて六位藏人の極臈は、巡番と云ひて、六年間勤續すれば、五位に叙せらるゝ例なり。然るを五位藏人は、定員三人なれば、六位藏人五位に進みても、五位藏人に缺員なき時は、やひなく藏人を罷めて、殿上を退けり。

藤原さねきが、藏人よりかうぶり給はりて、明日殿上罷りおりなむとしける夜、酒飲べける序に、兼輔朝臣

うば玉の、今宵ばかりぞ、あけ衣、明けなば君を、よそにこそ見め、後撰集(五)

藤原基清が、藏人にてかうぶり給はりて、おりにければ、

又の日遣しける、藤原家綱

思ひかね、今朝は空をや、眺むらむ、くもの通路、かすみへだて、金葉集(九)

かやうに五位となりし爲に、藏人はやめても、藏人の五位とも、藏人の大夫とも云

へり。即ち五位の藏人と、藏人の五位とは、唯轉倒して云ひ替へたるのみなるが、現職と前官との相違あり。

宮の御湯殿の儀式有様思ひやり聞ゆべし、五位六位御弦うちに廿人召したり、五位は藏人の五位を選ばせ給へり(榮華物語み花)

さる程に、左大臣殿は、御輿にて、醍醐路を経て、白河殿へ入らせ給ふ、御供には、式部大輔盛憲、弟の藏人の大夫經憲、前瀧口泰助安等なり(保元物語 臣殿上左)

後には容易に藏人を叙爵して、藏人の五位多くなり行きしかば、九條太政大臣伊通が、二條院に奉りし大槐秘抄に、一代に年號の多く積り候と、當代の藏人五位との多く積るは、よしなき事に候、御用心候べき事なりと見えたり。さりながら、是は位階は進みても、昇殿を止められ、地下になる者なれば、之を歎きしも多かりき。

藏人にて、かうぶり給はりける日、詠める、源經任

限われば、天の羽衣ぬぎかへて、おりぞわづらふ、雲のかけはし(後拾遺集七)

藏人にて、かうぶり給はりて、いかゞ思ふと、仰事侍りければ、藤原相如

年經ぬる、雲井離れて、あし鶴の、如何なる澤に、住まむとすらむ(新勅撰集七)

藏人にて侍りけるが、冠給はりて後詠める、藤原高範

位山のぼる我が身の、如何なれば、雲井のつきに、遠さかるらむ(新拾遺集九)

中には、五位に叙せられて退きても、間もなく辭退して、元の儘に六位の藏人たらしむ事を願ひ、許されしもありて、是を還昇(還し)と云へり。所謂かへり殿上なり。

還昇して侍りける人の許に、遣し侍りける、藤原季經

うれしさを、よその袖まで、包むかな、たちかへりぬる、天の羽衣(千載集七)

藏人源兼任が、還昇の事をよろこび遣すとて、詠み侍りける、

中原師宗

我が君の、めぐみぞ空に、知られける、またたちのぼる、雲の上人(新千載集七)

一たび殿上の籍を除きて地下とし、更に藏人に補せし場合には、元は極簡にて、末座に置きて、新藏人とする例にて、之を還退(還し)と云へり。さて藏人頭及び五位六位の藏人を總稱して、職事とも、夕郎(一に夕拜)とも云ふ。職事とは、元來有位にて職務のある者を、職事官散官に對すと唱ふるより移れる名稱にて、夕郎

は例の唐名なり。

三月廿九日(文保二年)御即位なり、行幸の當日に、左大將内經、花山院右大將家定、行列を争ひて、隨身どもわしくの、しれば、御輿をおさへて、職事奏し下しなとすめり(増鏡^{秋の}み^三)

子息の邦綱藏人は事も疎なり、夕郎貫首を経て、正二位大納言に至り給へり、是偏に母加茂大明神に、志を運び給ひける故なり(源平盛衰記^{廿六}●^邦綱^去)

いづれも御傍の御用を勤むる職なれば、代かはれば、從來の藏人は罷められ、更に新帝のを補せられたり。

今の内(近衛)には、職事殿上人など仰せ下され、ある可き事どもありて、新院(崇徳)は、九日ぞ、三條西洞院へわたらせ給ふ(今鏡^二●^八飛)

同じ御時(後冷泉藏人)にて侍りけるに、世の中かはりて

(後三條前)の藏人にて侍りけるを、當時に(白河)臨時祭の

舞人にまかり入りて、試樂の日詠める、

橘俊宗

思ひさや、衣の色は、みどりにて、みよまで竹をかざすべしとは(後拾遺集^七)

併し先朝の藏人を、又任用せられし例も、職事補任に多し。

延喜の御時に、五位藏人にて侍ひけるを、御讓位にあひて、はなれにければ、朱雀院の御時、延長八年十一月に、又かへり来て、明くる年の正月に、御遊の序に、梅の花を折りて、

百敷に、かはらぬものは、梅の花、折りてかさせる、匂ひなりけり(公忠集)

非藏人

(は)非藏人。職原抄(下)には、員數なしとあるが、禁秘抄(上)には、非藏人四人也、間五人也、六人有例、不可然事也とあり。家柄善き者の子弟にて、六位より選びて補し、

殿上駈使の役を勤め、全く事務見習の如き者なり。非藏人と云ふ名稱は、藏人に非ずして、藏人の如く昇殿を許され、御用を勤むるよりつけし者にて、又非職とも云へるは、職事に非ずと云ふ義なり。

極臈すゝめて、非職一高、兵衛尉知經が上に居ゑけるを、知經憤りて、座次を亂され候ふ事、面目なく候へば、いとまを申して罷りたゝむと云ふを(古今著聞集^{十八}飲^食)六位の藏人に、缺員出来し場合には、此の非藏人よりも任せり。

雜色

(へ) 雜色(八人) 又所の雜色とも云へり、藏人所の雜色の意なり。其の家あるじの娘の男所の雜色なりけるが、藏人に望かけける折節にて、我がなりぬると悦びて(今鏡九たつあ)

大抵は公卿の子孫などを以て、之に任ずる例とす。之も六位の藏人に進みし者なり。

雜色の藏人になりたるめでたし、去年の霜月の臨時の祭に、みこともたりし人とも見えず、君達に連れて歩くは、いづくなりし人ぞとこそ覺ゆれ、外よりなりたるなどは、同じ事なれど、さしも覺えず(枕草紙上)

此の外所衆出納小舍人などあり。

瀧口

(と) 瀧口。宇多帝の時創置せられ、定員始めは十人なりしを、後二十人となり、白河帝の時三十人に定められ、其の後再び二十人となりぬ。禁中警衛の武士なるが、或は御船に仕へ、或は勅使などの公役にも從へり。元來瀧口とは、清涼殿の良にゐる御溝水の落つる所の名にて、其處に詰所ありしかば、やがて瀧口と云へり。瀧口は勤番宿直して警衛し、宿直せる者は、姓名を名乗り、藏人取次ぎて奏聞し、天

皇をして御心安からしむ。之を、とのゐ申しとも、間籍とも、名對面とも云へり。

禁秘抄(上)に瀧口於北陣申之、參御湯殿北、次於殿上申之、有公事之時、不可申之、と記させ給へり。

内を思しやりて、名對面は過ぎぬらむ、瀧口の宿直申し、今こそとおし測り給ふは、まだいたう更けぬにこそは、かへり入りて、探り給へば(源氏物語類)

院號おほせられて、殿上はじめ、なにくれ定めらる、鶏人の聲も止まり、瀧口の問籍も絶えて、門近く車の降り乗りせしも、僻事のやうにぞ覺えける、高倉院殿島御幸記

さて宿直申しの様は、枕草紙などに見えたり、左の如し。

殿上の名對面こそ、猶をかしけれ、御前に侍ふ折は、やがて問ふもをかし、足音どもして、くづれ出づるを、上の御局の東面に、耳をとなへて聞くに、知る人の名乗には、ふと胸つふるかし、又ありとも聞かぬ人も、此の折に聞き付けたらむは、いかゞ覺ゆらむ、名乗善し悪し聞き悪く定むるもをかし、果てぬなりと聞く程に、瀧口の弓鳴らし、履の音を、めき出づるに、藏人のいと高くふみこぼめかし

て、良の隅の勾欄に、高膝まづきとかや云ふ居住ひに、御前の方に向ひて、後さまに「誰々か侍る」と問ふ程こそをかしけれ、細う高う名乗り、また人々侍はねばにや、名對面つかう奉らぬ由奏するも、如何に」と問へば、さばる事ども申すに、さ聞きて歸るを、方弘は聞かずとて、君達の教へければ、いみじう腹立しがりて、勘へて、瀧口にさへ笑はる枕草紙三

第九章 院司

院司。上皇の御名目。別當。年預。判官代。主典代。北面。四面。召次。隨身。

院司は、太上天皇或は女院附きの司にて、ゐんのつかさとも云ひ、其の役所を、院應と云ふ。大寶令には、院の官職は、別に規定せざりしが故に、聖武、孝謙兩帝の如きは、上皇たりきと雖、定まれる御附きの職員なかりき。嵯峨帝讓位の後、仁明天皇の世勅ありて、安倍安仁をして、嵯峨院に奉仕せしむ。上皇甚だ信任し給ひて、院の別當となし、事大小となく、安仁に委決せり。是を院司の權輿とす。白河上

院司

皇より以後、數世の間、院中にて大政を聽き、院宣を以て天下に號令する事、自ら慣例となりて、在位の天皇は、殆ど尸位の姿になりしかば、院中の事随つて繁く、院の職員も益増加せり。是管に太上天皇の一大變なるのみならず、實に國勢上の大沿革なり。女院の方は、一條帝の御代、皇太后詮子圓融皇后落飾して、東三條院と云ひし時、皇太后宮職の官僚を、其の儘院司とせられしを始りとす。上皇も女院も、院司の職員は、大抵大同小異なり。

先づ上皇の御名目に就きて述べむ。上皇は太上天皇の略、太上天皇は太上天皇の略稱なり。蓋し太。上。は無上の義にて、皇は德帝より大なり、故に其父を尊びて、太。上。皇と號する由、史記八高祖本紀年六の註に見えたり。又大行天皇とも云ふ、これ天子死して、未だ諡あらざるを、大行と稱する事、また同書十孝景本紀年六の註にあり。

上皇の御名目

大行天皇文武幸于難波宮時歌

忍坂部乙麿

大和戀ひ、いの寝らえぬに、心なく、此のすの崎に、御鳴くべしや萬葉集二
又、おりの帝と云ふは、帝位を降り居らるゝ天皇の意なり。

斯くて八月(承和二年)になりぬれば、廿七日御讓位とてのゝしる、其の日に成りぬれば、帝(圓融)はおろさせ給ひぬ……おろの帝は、堀河院にぞおはしましける(茶華物語山花)

院は住み給ふ御所の名なるを、やがて上皇の名稱とす。上皇一時に多き時は、區別して、新院、中院、本院、一院など云へり。

承久も三年になりぬ……同じ廿三日(四)院號のさたありて、今下りさせ給へるを、新院(順德)と聞ゆれば、御兄の院をば中院(土御門)と申し、父御門をば本院(後鳥羽)とぞ聞えさする(増鏡守新島)

おりぬの帝(後伏見)御年十四にて、太上天皇の尊號あり、いとさびはに痛はしき御事なるべし、僅に三年にて下りさせ給へれば、何事のはえもなし……さて此の君を新院と申せば、父の院(伏見)をば中院と聞ゆ、御門(後二條)の御父(後宇多)は一院と申す(増鏡小御)

又虚舟とも訓讀して、むなしき舟とも云ふは、御在位中は責任ある事、恰も物を重く積める舟の如くなれば、それに對して唱ふと云ふ説あり。

延久五年三月、住吉にまゐらせ給ひて、歸さに詠ませ給ひける。後三條院御製

住吉の神はあはれと思ふらむむなしき舟を、さしてきたれば(後拾遺集八)
又上皇法門に入り給へば、太上天皇略して法皇とも云ひ又のりのすべらぎとも、
禪定法皇とも云へり。

和歌の浦の道に携ひては、七十のしほにも過ぎ、吾がのりのすべらぎに仕へ奉りては、三十になむ餘りにければ、家々の言の葉、浦々の藻鹽草、かき集め奉るべき勅をも、承れるならし(千載集序)

爰に鳥羽禪定法皇と申し奉るは、天照大神四十六世の御末、神武天皇より七十四代の帝なり……御在位十六箇年が間、海内靜にして、天下穩なり、寒暑も節を過たず、民屋も誠に豊なり(保元物語院御位)

仙洞は、上皇の御所を仙人の住居に譬へし詞にて、仙院と云ふも同じく、又霞の洞、菟姑射の山、緑の洞などとも云へり。

霞の洞の御すまひ、いく春を経て、空ゆく月日の限り知らず、のどけくおはし

ましぬべかりける世を(増鏡新島守)

應永廿六年三月仙洞にて鶴馴初と云へる事を講せられけるに、
權大納言實秋

諸共にみぎりの鶴も呼ばふなり、菟姑射の山の、よろづ世の聲(新續古今集七)

寄月雜と云ふ事を詠ませ給ひける、

院御歌

雲深きみどりの洞に、すむ月の、うき世の中に、かけは絶えにき(風雅集五)

(一)別當。嵯峨上皇の時創置せられ、院中の事務を總理する長官にて、始めの程は二三人にして、公卿は少かりしを、後には人數増加して、公卿を多く任ずるやうになれり。即ち後三條院の別當は五人にして、白河院のは、中納言源顯通以下いづれも公卿なりき。後には別當の中に、執事、執權と云ふ者出來て、専ら院中の事を掌り、甚だ權勢ありし如し。

院中に近う召使はるゝ身なれば、執事の別當成親卿の、軍兵催され候ふ事にも、與せずとは申すべきやうなし、それは與したり(平家物語新二●四光)。さて、日野大納言俊光と云ひしは、文保の頃始めて大納言になりしを、いみ

別當

年預

じき事に、時の人云ひさわぐめりしに、其の子此の頃院の執權にて、資名と云ふ又大納言になりぬ、めでたく度をさへ重ねぬ、いとみじかめり(増鏡久米山)。(二)年預。創置の時代詳ならず、但し新儀式には既に見えたり。別當に次ぎて、院中の雜務を行ふ役にて、單に預とも云へり。定員二人、公卿若しくは殿上人を補せり。

判官代

(三)判官代。朱雀上皇の時創置せられ、廳内を糾判するつかさにて、普通は五位六位の人を任せり。白河院の時、四位の判官代ありて、希代の例と云はれぬ。さらば今日吉き日なりとて、院になし奉らせ給ひて、やがて事ども始めさせ給ひて、萬の事定め行はせ給ふ、判官代には宮司ども、藏人などかはるべきにあら(大鏡三師尹)

いみじうあたらしき御様に、淺ましう口惜しき御事なれども、おりるの帝になぞらへて、女院(東三條院)と聞えさす……女院の判官代など、かたはなるなう選びなさせ給へり(榮華物語見はて)

(四)主典代。亦朱雀上皇の時創めて置かれ、或は院宣を書き、或は院中の記録を

主典代

掌る役にて、右筆に堪へたる者を任せり。

同廿八日(永元七年七月)に新院(二條)隠れさせ給ひにけり、御年廿二にして位を去らせ給ひて、僅に三十餘日なり、天下憂喜相交りて、取わへざる事なり、同廿九日、修理大夫頼盛朝臣、參河守光雅、主典代置能等陰陽師宣憲を相具して、御葬の地を點す(源平盛衰記御即位新帝)

北面

(五)北面。又北おもてとも、北面の武士とも云ひ、院の御所の北面に居て、院中を警衛する武士の義なり。白河院の時創め置かる。北面の中には、有名なる人物もありて、鳥羽院の北面なる西行法師、又後鳥羽院の北面なる藤原秀能は、和歌の名人なりし事、増鏡(おどろ)に見ゆ。又後白河院の院政を取れりし頃は、北面の勢力強くて、公卿殿上人をも物ともせず、無禮の振舞せし事、源平盛衰記(谷酒盛)に載せたり。此の北面を分ちて上下とす。上北面は諸大夫の四位五位を以て任じ、又下北面は侍を任じて、北面の下臈とも云ふ。

御誦行の物ども運び出で、女房の衣など、こちたきまで推し出だせば、奉行とりて、殿上人北面の上下、あかれあかれに別ち遣す、そこらの上達部は、階の間の左

右に着きて、皇子誕生を待つけしきなり、陰陽師巫女立ち込みて、千度の御はらひ勤む、御隨身北面の下臈などは、神馬をぞ引くめる、院(後深草)拜し給ひて、廿一社に奉らせ給ふ(増鏡飛鳥)

北面の人員は詳ならず。但し後嵯峨院の上北面は十二人、下北面は廿人なりき。下北面の伺候する所を武者所、或は單に所とも云ふ。

あれが功名は、今に始めぬ事ぞかし、先年、所にありし時、大番衆の者ども、止め兼ねたりし強盜六人に、只一人追ひかゝり、二條堀河なる處にて、四人切り伏せ、二人生捕りて、其の時なされたりし左兵衛尉ぞかし、あたら男の斬られむする事の無慙さよ(平家物語四合戦)

又やがて下北面の事を、武者所とも、武者とも云へり。譬へば、平治物語(氏勢源法)に、平山武者所季重とあるが如し。女院にも亦北面を置けり。平家物語(五覚行)に、遠藤武者盛遠とあるは、女院の武者所なりき。

今年斯かる謀叛を發しける事、後に聞けるは、高雄の文覺が勸にぞありける、彼の文覺は、渡邊黨に遠藤左近將監盛光が一男、上西門院の北面の下臈なり(源平)

西面

盛衰記十八朝●文覺類

(六)西面。又西おもてとも云へり。

近く仕うまつる上達部殿上人、まいて北面の下臈西おもてなど云ふも、皆此の方にはのめきたるは、明暮弓矢兵仗の營みより外の事なし(増鏡守新島)

北面と同類の武士にて、院の御所の西面に伺候すれば云ふ。後鳥羽院の時創めて置かれ、是も院の御所の警衛のみならず、盜賊追捕の事なども勤めし者なり。

後鳥羽院の御時、交野八郎と云ふ強盜の張本ありけり、今津に宿したる由聞し召して、西面の輩を遣して、搦めめされける(古今著聞集偷盜十二)

承久の亂以後廢せられぬ。

召次

(七)召次。院中の雜事を勤め、時を奏しなどする役にて、其の詰所を召次所と云ふ。

土御門院土佐に遷御の時、北面の下臈と共に、召次が供奉せし事、増鏡(守新島)に見えたり。又御坪、召次とも云ふ、御坪の内に伺候するより、唱へたるなる可し。

日數經れば、院宣の御使御坪の召次、花方同じき廿八日、讃岐國屋島の磯に下り着きて、院宣を取り出で、奉る(平家物語島十院宣)

隨身

召次に長あり、召次の長と云ひ、年勞の者なり。古今著聞集(十六)●口●奥に、秦兼任が後白河院の召次の長になりし時、一門の人々が悦びし話を載せたり。

(八)隨身。隨身、即ち護衛兵の務むる所を、御隨身所と云ふ。太上天皇の隨身は、

近衛將曹二人、府生二人、番長二人、近衛八人、合計十四人なる事、既に前に述べたり。

御幸の時には、前後を警衛するのみならず、常は夜廻りをして、院の御所を守れり。

但し上皇の御慮によりて、隨意に辭退せらるゝ事もありき。

本院(後深草)は、猶いと怪しかりける御身の宿世を、人の思ふらむ事も、すさまじう思し結ばれて、世を背かむの設にて、尊號をも返し奉らせ給へば、兵仗をもといめむとて、御隨身ども召して、祿かづけ、暇給はする程いと心細しと思ひあへり(増鏡枕草)

第十章 春宮坊

春宮坊、皇太子の名稱。博士、舍人監、主膳監、主藏監、主殿監、主工監、主馬監、帶刀。

春宮坊

春宮坊は和名抄(五)には、美古乃美夜乃豆加佐と訓み、皇太子の宮の内政を執り行ふつかさにて、又坊官とも、宮司とも云ひ、大夫以下の役人事務を取り扱ひ、其の被官に、舍人、主膳、主藏の三監、主殿、主工、主馬の三署ありき。大寶東宮職員令の制にては、此の外、主書、主漿、主兵の三署も、被官なりしを、平城帝の時、主書、主兵の二署は主藏監に、主漿署は主膳監に合併せり。延喜以後は、舍人、主藏の二監、及び主工署も、停廢に歸して、記録などに、春宮坊官の補任を載せたるを見るに、主膳監、及び主殿、主馬の二署となりぬ。先づ皇太子の御名稱を述べむ。

皇太子の名稱

皇太子は、古くは、ひつぎの御子と云へり、こは天皇の御位を、天つ日繼と云ふよりの語なり。又古事記(上)に、天津日高之御子、虚空津日高と尊稱せる、虚空津日高は、天津日高天皇に亞きて、尊み申す御稱にて、皇太子の事なる山、古事記傳(廿)に見えたり。「みこの尊は、亦皇太子の尊稱にて、それより、みこの宮とも云へり。

輕皇子宿子安騎野時、柿本朝臣人麿作歌、

日並知の、みこのみこと、の馬並めて、御狩た、し、時はき向ふ、萬葉集二
みこの宮と申しける時、少納言藤原統理、年頃なれ仕う

まつりけるを、世を背さぬべき様に、思ひ立ちけるけし
きを御覽じて、
三條院御歌

月影の、山の端分けて、かくれなば、そむく愛世を、我やながめむ(新古今集六)
又儲君と云ひ、訓讀して、まうけの君と云へり。

一の皇子は、右大臣の女御の御腹にて、よせ重く、疑ひなきまうけの君と、世にもてかしづき聞ゆれど、此の御句には、並び給ふ可くも非ざりければ、源氏物語(壘)續日本紀(四)に儲貳と書き、太平記(二)に儲王と見え、椿葉記(端)に儲皇とあるも同じ。又皇太子の事を、東宮とも、春宮とも書き、共に、とうぐうと讀む。元來東宮は御座所を云ひ、春宮は官舎を云ふなれば、元は共に皇太子の別稱には非ず。蓋し東宮は、皇太子の御座所、皇居の東なりければ、云ひしを轉じて、やがて御身の上を指せり。然るを春氣は東より發して、春も東も義通せるより、遂に春宮と東宮と混用するに至りぬ。此の春宮を訓讀して、はるのみやとも云ふ。又皇太子を單に坊とも云ひ、前の皇太子を、前坊とも、先坊とも云へり。

明くる年の春坊、定まり給ふにも、いと引越さまほしう思せど、御後見すべき人

もなく、又世の承け引くまじき事なれば、中々危く思し憚りて(源氏物語)先坊の宮は鷹司なれば、間近き程に、世の音なひ聞しめす入道の宮、女院などの御心の中、今さらにはいと悲し(増鏡別)

猶又皇太子の事を青宮とも云ひ、是を訓讀して、八雲抄(三)に、あをき宮と書けり。左に先づ因を以て、東宮傳、東宮學士の事を述べむ。後世多く東宮職と春宮坊とに區別し、傳學士を職に隸し、大夫以下を坊に付したり。

(い)傳(一人) 大寶東宮職員令に、道徳を以て、東宮を輔導する事を掌るとありて、大方三公たる人が兼帶せり。

斯くて八月(元仁)九日、三宮後朱雀東宮に立たせ給ひぬ……東宮の御乳母たち、つひの御事ながら、忽ちの事とは、思ひ懸けざりつるに、淺ましく嬉しきに、せむ方なし、東宮大夫には、大殿の高松殿腹の中納言なり給ひぬ……傳には、閑院の右のおほい殿なり給ひぬ(榮華物語 四手)

(ろ)學士(二人) 令に、經を執り、説を奉る事を掌るとありて、今の侍講の如し。學者の家筋より、才智徳望ある者を拔擢せり。後三條帝が春宮なりし時、大江匡房

舍人監

藤原實政が學士なりし事、今鏡(可)に見ゆ。次に春宮坊の被官を述べむ。

(一)舍人監。「とねりのつかさと訓み、又音讀せり。舍人の名帳、分番等の事を掌る役所なり。

皇子、尊草壁皇子、舍人等慟傷作歌

天地と共に終へむと思ひつゝ、仕へまつりし、こゝろたがひぬ、

朝日照る、佐太の岡邊に、むれ居つゝ、わが泣く涙、やむ時もなし(萬葉集 二)

高市、皇子、尊城上、殯宮之時、柿本朝臣人麿作歌

埴安の、いけの堤の、こもりぬの、行くへを知らに、舍人はまどふ(萬葉集 三)

(二)主膳監。「かしはでのつかさと訓み、又音讀にもせり。内膳司の如く、御儀を調進するつかさなり。後には、必ずしも別に此の職を任ずる事なし、内膳司にて兼勤する故かと、職原抄(下)に云へり。

(三)主藏監。「くらのつかさと訓み、又音讀せり。内藏寮の如く、金玉、寶器、錦綾、裝束の裁縫、及び器具などを掌れり。

(四)主殿署。「とのもりのつかさと訓み、又音讀にもせり。主殿寮の如く、湯沐、燈

主殿署

主藏監

主膳監

燭、酒掃、鋪設の事を掌る。

三條院のおはしましつる程こそあれ、失せさせ給ひにける後は、世の常の東宮の御やうにもなく……宮司などだにも、参り仕うまつる事も、難く成り行けば、まして下衆の心は、如何があらむ、主殿づかさの下部も、朝清め仕うまつる事も無ければ、庭の草も繁りまさりつゝ、いと辱き御住家にておはします(大鏡三)右の主殿づかさの下部と云ふは、主殿署に属せる殿掃部の事なり。

主工署
主工署。「たくみのつかさ」と訓み、又音讀せり。土木の構作、及び銅鐵などの雑作の事を掌る。

主馬署
主馬署。「むまのつかさ」と訓み、又音讀にもせり。乗馬、鞍具の類を供進する事を掌る。平家物語(二)に、主馬判官盛國とあるは、主馬首、主馬署の長官にて、檢非違使を兼ねたる者なり。今昔物語(廿五)に、三條天皇東宮の時、春宮大進源頼光命によりて、檐下の狐を射、宮の御威に入り、忽に主馬の御馬を給はりし話を載せたり。

帶刀
終りに帶刀に就きて述べむ。帶刀は帶刀舍人の略稱なり。帶刀舍人とは、舍

人監にて支配せる舍人の中より、武藝に長せる者を選抜して、兵仗を帶せしめ、東宮に侍りて、非常を警衛せしむる者にて、帶刀の詰所を、帶刀の陣と云ひ、其處に交替勤番せり。一條帝の時、帶刀の陣にて、十番の歌合ありし事、古今著聞集(和歌)に見え、三條帝皇太子なりし時、魚賣の女、帶刀の陣に来て、蛇の鹽漬を賣りし話、今昔物語(卅一)に載せたり。帶刀は光仁天皇の朝始めて置かれ、當時は員數十人なりしを、後累加して三十人となれり。帶刀の中に、長二人ありて、之を帶刀の長とも、又帶刀先生とも云ひ、後には一人に定められ、源平の武士より任せり。

斯く申すは、清和天皇九代の後胤、左馬頭義朝が嫡子、鎌倉悪源太義平と申す者なり、生年十五歳、武藏の大藏の軍の大將として、叔父帶刀先生、義賢を討ちしより以來、度々の合戦に、一度も不覺の名を取らず、年積つて十九歳、見參せむ(平治物語二)門軍待

帶刀の長の下に、部領、脇など云ふありき。部領は、又木鳥とも、籠取とも書き、事執りの義にて、先生の下にありて、帶刀陣の事を取り行ふ者なり。脇は、籠取脇とも、脇木鳥とも云ひて、部領の副なり。さて帶刀を選任する儀は、先づ立太子の儀終

りてより後に、上皇、皇后、大臣、春宮大夫などが、それそれ舍人のうちより、候補者を抜き出して、帶刀試と云ひて、試験を行ふ。そは近衛の馬場にてする例にて、當日勅使が、大夫以下と臨場して、射藝を試験し、合格せる者には、直ちに兵仗を下附せり。されば帶刀は、騎射に長せる者多く、藤原頼通の高陽院に、後一條帝行幸ありし時、競馬の後、帶刀に騎射せさせて、御覽に備へし事、榮華物語(駒)に見えたり。

斯くて帶刀は、春宮侍衛の官にて、職務重ければ、懈怠の者は、直ちに免官せられぬ。

みこの宮の帶刀に侍りけるを、宮仕へつかうまつらす。

とて、解けて侍りける時に詠める、
宮道のきよき
筑波根の、この下とて、立ちぞ寄る、春のみ山の、蔭を戀ひつゝ(古今集八)

又帶刀先生源義賢は、瀧口源備と宮道惟則とが鬭争して、備殺されし時、惟則を追捕して、さし出し、かど、後に義賢犯人と同心せる由、嫌疑を受けて、帶刀の長を免職せられし話、古今著聞集(附五)に見えたり。

第十一章 位階

位階。位階の制。勅授、奏授、列授。位階の異稱。叙位の例。
五位以上の待遇。大夫。官位相當。借位。勳位。

位は座居(まゐ)の義にて、朝廷に仕へ奉れる人々の、尊卑により、等級を立て、各定められたる座席に居る事なり。即ち朝廷に公事節會の儀式ある時、群臣庭上に列立するに、親王以下各品位により、立所の規定ありて、其の標に方七寸、厚五寸の木片を製して地上に置き、漆を以て其の品位を題せるを版位と稱して、此の版位に就く義なり。轉じては、又官職の事を、位と云へるもあり。

此の大臣(忠平)……公卿にて四十二年、大臣の位にて三十二年(大鏡 忠平)

帥殿(伊周)の御位もなき定にておはするを、いとほしき事なりなど、殿(道長)

思して、いとほしがりて、准大臣の御位にて、御封など得させ給ふ(榮華物語 花)

さて位の事を、かうぶりと、冠位とも云へるは、元位階に就きて、それそれ冠を下されしかば、後に其の制止みても、猶しか云へるなりけり。

戀歌

此のころの、わが戀力、記しつめ、功にまをさば、五位のかゝふり(萬葉集 六)

位階

又はし階ともしな品とも云ひ、和歌には、飛驒國位山によそへて「位山」とも「位の山」とも詠めり。

文治元年四月(賴朝二のはしをのぼりしも、八島の内の大臣宗盛をいけどりの賞と聞ゆ(増鏡守新島))

神主佐伯景弘、加階従上の五位、國司藤原有綱、しな上げられて、従下の四品、並に院の殿上を許され、座主尊永法眼になさる、神慮も動き、入道相國の心も、柔き給ひぬらむとぞ見えし(平家物語(四御))

述懐の歌として詠める、

權中納言宗經

位山まよはぬひとの、あとも見ても、いまひとさかを、猶思ふかな(新千載集(七))

題知らず

前中納言基成

いかでわれ、位^〇の山に、庵しめて、のぼり果てなば、身を隠さまし(右同)

又位を賜ふ事を、叙すと云ひ、位階の進むを、加階と云ひ(加階はやがて位階の義に使ふ事多し)順序によらず一時に二三階も昇進するを、越階と云ふ。

我よりは下階と思ひおとしたりしだに、皆各加階し上りつゝ、およすけあへる

位階の制

に、あさぎをいとからしと思はれたるが、心苦しう侍るなり(源氏物語(少))

彼の高氏、御方に参れりし其の功は、誠に然るべし、すゝろに寵幸ありて、抽賞せられしかば……いつしか越階して四位に叙し、左兵衛督に任ず(神皇正統記(淡路))

我が國古くは位階と云ふ事なし。推古帝十一年、大徳以下の冠位十二階を定められ、此の時位に相當せる朝服の色(今詳な)を定め、其の當色の冠を位驗として、それそれ賜はりしを、位階の始めとす。

大徳、小徳、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智以上十二階

爾後屢冠位の改正ありき。孝徳天皇大化三年には、大織冠以下の十三階を規定し朝服の色も日本紀に見えたり。同五年には、大織冠以下の十九階に改めたり。

大織冠、小織冠、大繡冠、小繡冠、大紫冠、小紫冠、大錦冠、小錦冠、大青冠、小青冠、大黒冠、

小黒冠、立身武名以上十三階

大織、小織、大繡、小繡、大紫、小紫、大華上、大華下、小華上、小華下、大山上、大山下、小山上、小山下、大乙上、大乙下、小乙上、小乙下、立身以上十九階

天智天皇三年には、更に冠位を増換して、大織冠以下の二十六階とし、同十年には、

漸に諸王の位階を定め、諸臣のは三年に定められたる廿六階の儘にて、諸王の位階に、一位より五位までを置かる。これ一位、二位など云ふ名稱の權輿なり。思ふに、當時親王の位階の事、詳ならず。冠位通考の説に、諸王のみにて、親王は無位なるべき理なきにより、此の位階は、親王諸王混じて叙したる者にして、親王には、一位二位などの、高級を給りたる者と定むべしとあり。

大織、小織、大縫、小縫、大紫、小紫、大錦上、大錦中、大錦下、小錦上、小錦中、小錦下、大山上、大山中、大山下、小山上、小山中、小山下、大乙上、大乙中、大乙下、小乙上、小乙中、小乙下、大建、小建(以上二十六階)

天武帝十四年、親王諸王の位、明大壹、明廣壹以下の十二階、諸臣の位、正大壹、正廣壹以下の四十八階を定む。大と廣とは、官位令の制の正従の如く、大廣に各一より四まであるは、令の正従に各上下ある濫觴と云ふ可し。此の時より、冠を賜ふ事を停め、位記を與へて、驗とする事となれり。朝服の色の差別、また日本紀に見えたり。其の後、持統天皇四年に、更に朝服の色を改定せしが、此の新制は、衣服令の制と、大方違ふ事なし。

明大壹、明廣壹、明大貳、明廣貳。淨大壹、淨廣壹、淨大貳、淨廣貳、淨大參、淨廣參、淨大肆、淨廣肆(以上、親王諸王の位十二階)

正大壹、正廣壹、正大貳、正廣貳、正大參、正廣參、正大肆、正廣肆。直大壹、直廣壹、直大貳、直廣貳、直大參、直廣參、直大肆、直廣肆。勤大壹、勤廣壹、勤大貳、勤廣貳、勤大參、勤廣參、勤大肆、勤廣肆。務大壹、務廣壹、務大貳、務廣貳、務大參、務廣參、務大肆、務廣肆。追大壹、追廣壹、追大貳、追廣貳、追大參、追廣參、追大肆、追廣肆。進大壹、進廣壹、進大貳、進廣貳(以上、諸臣の位四十八階)

文武帝大寶元年、新令を施行す。其の官位令に載する所、親王四階、諸王十四階、諸臣三十階ありて、永く後世まで之に據れり。即ち、

親王の位階は、一品より四品まで。親王にて位階なきを、無品親王と云ふ。

諸王の位階は、一位より三位迄が、正従二階づゝ、四、五位が、正従上下四階づゝ。

諸臣の位階は、一位より三位迄が、正従二階づゝ、四位より八位迄が、正従上下四階づゝ、初位に大少上下の四階あり。

今上皇帝明治二年、正一位より從九位まで、十八階を定められ、從來の正従を存し、

勅授、奏授、判

四位以下の上下の制を廢せられたり。

さて位階は、三等に分ちて、内外の五位以上を勅授とし、内八位外七位以上を奏授とし、外八位及び内外の初位を判授とす。勅授とは、天皇より直接に叙せらるゝを云ひ、奏授とは、太政官にて大臣以下相計らひて、奏聞して後授くるを云ひ、判授とは、奏せずして、太政官取り扱ひて、叙するを云ふ。蓋し外位とは、郡司軍團以下の地方官に授くる位階にして、正五位上より少初位下まで二十階あり、内位即ち常の位階よりは稍輕き者なり。譬へば外正五位下は、猶准正五位下と云はむが如し。延喜の民部式に、外五位の位田は、内位の半を減する由、見えたるをも思ふべし。思ふに既に天武紀に、内大紫、また外小錦上などの稱見えたるれば、外位の制、大寶以前にあるを知る。聖武天皇の頃よりは、内官をも外位に叙する事始まりぬ。後世には、内外官の論はなく、姓氏の凡卑なるを、外位に叙する事となりたりと、冠位通考に見ゆ。故に若し然る可き姓氏の人の、外位に叙せらるゝ事あれば、愁訴して内階を賜はら、又其の功勞に隨ひて、内階に轉ずる事もありき。之を入内と云ふ。延喜より以後は、漸く外位に叙する事減じたれど、叙位を行ふ時

猶内外階の區別を云へり。

又、狛光則、多忠方、いづれ上臈たるぞやの由、議定ありければ、左衛門督雅定卿申されけるは、光則忠方、同日に勲賞かうぶりて、叙爵す、多は朝臣なるによりて、内位に叙す、狛は下姓によりて、外位に叙す、忠方上臈たるべしとぞ、申されける。古今著聞集六(●)管(續)歌(舞)

位階の異稱

さて正位は、おほき、從位は、ひろきと訓めり、これ天武帝の時の、冠位の大廣に、宛こたるなりけり。

彼の御時に、おほき三つの位、柿本の人麿なむ、歌のひじりなりける(古今集序) 又八雲抄(三)に、三位を松の位、四位を椎柴、四位以上を紫の袖、五位をあけの衣、六位を緑の袖とも、青き衣とも書けり。三位を松の位と云ふ事、義詳ならず。四位を椎柴と云ふは、しほと椎と音類似せれば、四位を椎に寄せ、さて柴を添へて云へるなり。

又四位の殿上人にて、久しく世に仕へ奉りけるに、述懐仕りて、
上るべき、たよりなければ、木の本に、椎を拾ひて、世を渡るかな、

と申したりけるに依つて、七十五にて三位を免されて後、先途既に遂げぬとて出家して、源三位入道とも云はれけり(源平盛衰記入道等三十三位)

四位して後、年を経て、従上したりける折に、人のよろこびしければ、

山かげに、生ひしらけたる、椎柴の、若ばへ出づる、春もありけり(清輔集)

又四位以上を紫の袖云々と云へるは、位階によりて定められたる服色によりしなり。大寶衣服令の制は、

親王は深紫。諸王の一位は深紫。二位—五位は淺紫。

諸臣の一位は深紫。二三位は淺紫。四位は深緋。五位は淺緋。六位は深緑。七位は淺緑。八位は深縹。初位は淺縹。

と定まれり。されば紫の袖は、諸臣に於ては、三位以上を云ふが當然なるを、後には四位の深緋も色深く、三位以上の紫も、黒に近ければ、四位以上は、總べて黒袍を着るやうになりて、猶紫の衣とも、紫の袖とも云へり。

四位して侍りしに、大貳重家卿の許より、

よそにだに、嬉しと聞けば、紫のころもの袖を、せばしとや思ふ(藤原隆信集)
列れる紫の袖も、事に従へるあけもみどりも、花やかなる御垣の内の、春なりけるとなむ聞え侍りし(今鏡初春)

正月叙位の頃、或所に人々まかり會ひて、子日の歌詠まひと云ひて、侍りけるに、六位に侍りける時、大中臣能宣

松ならば、ひく人今日は、ありなまし、袖の緑ぞ、かひなかりける(拾遺集六)

四位以上、皆一色の黒袍となりし頃、五位は蘇芳になり、六位は縹になりて、七位以下は服色の制廢れたり。

叙位の例

斯くて諸臣の位階は、一位より少初位まで三十階あるが、一位は殊に尊し、正一位は、奈良の朝には、稀に賜ひし事もあれど、今の京となりては、存在の人に賜はる事はなし、神位贈位などに限れり、冠位通考に見ゆ。げに正一位の極位は、奈良時代に、藤原武智麿、橘諸兄、惠美押勝、藤原永手の四人に授けられしのみ。平安朝には、皇后の父に、正一位を贈る例なりき。朝政漸く衰へ、七位以下を叙する事は、一條帝の頃より以後は、甚だ稀になり行き、後には六位も、正六位上のみにして、以

五位以上の待遇

下の位階は、廢したりしを、近世光格天皇の叙慮を以て、正六位下以下、從七位下以下の七階を、再興せられき。

古は官よりも、寧ろ位を貴重したり。蓋し總べての事、皆位階を以て、處置せられたればなり。例へば、公事の日、群臣禁廷に列立する時も、位の高下に依りてし、官の尊卑には拘らざりしなり。猶五位以上の待遇の概要を述べむ。

(一)五位以上の子は、年廿一を以て、必ず出身し、其の親の位階に従ひて、嫡子、庶子の差別により、各位に叙せらるゝ制あり。之を蔭位と云ふ。譬へば、一位の嫡子は從五位下に、庶子は正六位上に、以下次第あり、選叙令に委し。三位以上は、蔭位孫に及べり。譬へば、一位の嫡孫は、正六位上、庶孫は、正六位下に叙する事など、同令に見えたり。

(二)五位以上の者、流罪以下を犯したる時は、各罪一等を減じ、又贖を聽す。管に本人のみならず、祖父母、父母、妻子の、流罪以下を犯したる時も、亦同じ。

(三)三位以上には封戸あり、四位五位には位祿あり、一位より五位までは、總べて位田あり、皆位階を以て制を立てたり。封戸は、其の戸口よりの田租(大買の制、田租を二分し、一分)

は官に納れ、一分は封主に結はる聖武帝(庸)廿一より六十までを正丁と云ふ一年の中、日以後、全く其の主は賜はる事となりぬ。庸(日官役に服す若し其の身を役せざれば一日に就き布二尺)調(絹布、絲、綿、織、其の他天産入産を)を全く封主に供す。位祿は、純綿布な六寸を納む。調(絹)は、寸各定額ありて、輸納す)を全く封主に供す。位祿は、純綿布など賜はるにて、祿令に委し。位田は、亦田令に見えて、其の田地の稔稻を收め、たい一町に付き、廿二束づゝの田租を官に輸す。

(四)一位の喪には、官の有無に拘らず、天皇事を視給はざる事三日、有官の二位三位には一日。又京官の三位以上の人、祖父母、父母、若しくは、妻の喪に遭ひ、四位が、父母の喪に遭ひ、五位以上の者、身罷れば、太政官より奏聞して、使を遣して弔せしむ。特に三位以上の葬送の時は、治部省の官人監護す。

(五)三位以上の有官者には、官より家令を給し、此の外一位より五位までは、すべて資人を給す。是等の職員は、皆家政を治め、雜事に供する者にて、位階によりて、人員の多少あり。

斯くて三位以上は、待遇殊に重く、四五位之に次ぐ。後世令の制度、稍類れ來りても、三位以上は、公卿の列にて、四位とは甚だ懸隔ありき。五位も、五位以上は通貴と云ひて、六位以下とは、其の區別際立てり。又五位の事を大夫と云ひ、五位に

大夫

平安朝の官位相當表(令義解撰定頃)

少初位下	少初位上	大初位下	大初位上	從八位下	從八位上 少史	正八位下 大史	正八位上	從七位下
							少内記 少錄	
					少屬	大屬		
				少屬	大屬			
			少屬	大屬				
		正親 史令少	正親 史令大					伯
主馬工水 史令	主藏人水 史令	采織華 女部人 史令			主主會主 藏膳人水 伯	主主會主 藏膳人水 伯	采織華 女部人 少統	
				兵衛少 志	兵衛士 志	衛門大 志		
		史防人 令					少典 防人 伯	
	下國目	中國目		上國目	大國目 少	大國目	中國目 大	
				十二等		十一等		十等

從七位上	正七位下	正七位上	從六位下 少祐	從六位上 大祐	正六位下	正六位上 少副	從五位下 大副	從五位上	正五位下	正五位上	從四位下 伯	從四位上	正四位下
少外記		少外記				大史	少納言		少辨	中辨		大辨	
	少殿物	大内記 大錄	中内記 大錄	中監物 少丞	大丞	大内記 大丞	侍從 少輔	少輔		大輔			卿
		大京 大膳 進少	中京 春宮 進少	春宮 進大			學亮 士			大京 大膳 夫大	春宮 夫大		
少允	大允				助								
允					助		頭	頭					
							正 膳						
					主主會主 馬工殿 首	主主會主 藏膳人水 正	采織華 女部人 正						
		大疏					少忠	大忠		弼		尹	
兵衛少 尉	兵衛大 尉	衛門少 尉	衛門大 尉			兵衛佐	衛門 佐	兵衛督		衛門 督			
		防人 正				少監	大監			大貳			
上國目	大國目 少		下國目	上國目	中國目 大		中國目 守	大國目 守					
									五等		四等		三等

從四位下	從四位上	正四位下	正四位上	從三位	正三位	從正二位	正二位	從正一位	正一位
									(不變)
	大辨	柔議		中納言	大納言	內右左大臣		太政大臣	神祇官 太政官
									中務省 七省
									(不變)
京春中 宮宮 夫大				儀					春大京中 宮勝宮 坊職
									諸內兵馬木主主亥雅大圖大 殿匠庫工稅計簿樂學書 察
									(不變)
									典主大陰縫內 藥殿炊陽殿職 察
									(不變)
									市造內正囚 酒膳親獄 司
									(不變)
									主主主主主會主承繼華 馬工殿藏膳人水女詠人 署 監 司
大弼				尹					彈正 近衛 衛門
衛兵衛 門門 志志	近衛 中將			近衛 大將					衛門 府 大宰府 國司
				帥					勳位
									(不變)

從八位上	正八位下	正八位上	從七位下	從七位上	正七位下	正七位上	從六位下	從六位上	正六位下	正六位上	從五位下	從五位上	正五位下	正五位上
						少外記							少辨	中辨
		少錄			少監物	少內記	少丞	大丞	大內記	侍從 大外記	少輔			大輔
少屬	大屬					大京春中 大勝宮宮 進大進少	春宮 宮大			學亮 士				大膳大夫
大屬			少九		(餘の) 大九	兵庫 九大		助					頭	
		少統				大璽		少忠	大忠				少弼	
衛兵衛 門門 志志	衛兵衛 門門 志志	近衛 將曹				衛兵衛 門門 尉尉	近衛 將監 少監	大監			衛兵衛 門門 佐		近衛 少將	
		少典				大典				少貳				
目大國大		中國 椽		上椽 大國 少椽	椽大國 大		下國 守	上國 介	中國 守		上國 守		大國 守	

二等まで十二階あり。六等以上を勅授とし、七等以下を奏授とし、判授はなし。官位令に、右の表の如く、相當を定めたるは、勳位のみにて、文位常の位の事、官位とも云ふなき昔は、朝參列立の時、相當によりて、各文位の最末に立つべきが爲なり。さて勳位は、和銅六年七月、隼人を征して、功ありし將軍、並に士卒等に、勞に隨ひ授けられし事、續日本紀(元明)に見え、其の外例多かるが、延喜以前に既に廢れたるが如く、後世には、只神にのみ授くる者の如くになり來りぬ。思ふに勳位は、専ら軍功によりて、賜る可き事、軍防令及び國史に散見したる所にて、知らるれど、又必ずしも、軍功の賞とも、思はれざるがあり。即ち、天平神護元年正月、女人の勳六等以上を授りたるが、十五人まで、續日本紀(德稱)に見えたり。有勳位者の服色に就きては、官位令の義解に、案衣服令、勳位服色其制不顯、即知一等以下不帶文位者、皆著黃袍也とあれば、勳位のみ人は、朝參行立の時、無位の服を着て、各當階の人の末に、列せし事にや。思ふに、續日本紀、慶雲三年正月の條に、但勳位者不著朝服、立其當位次とあれば、勳位は、元來朝服を着けざるの制なるが故に、衣服令に顯はれず、無位の者と等しく、黃袍を朝參に用ひし事なる可し。

官人の階級

公卿

第十二章 公卿殿上人地下

官人の階級。公卿。其の異稱。殿上人。其の異稱。地下。

公卿とは、官職位階高き官人を云ふ名稱にて、殿上人とは、官人の待遇に就きての名稱、地下とは、殿上人に對する名稱なれば、其の實、公卿と殿上人地下とは、稍性質を異にすれども、普通、公卿、殿上人、地下と並べ云ひて、一種の階級の名とせり。

(一)公卿。攝關大臣を公と云ひ、大中納言及び三位以上を卿と云ふ。四位の人も、參議なれば公卿の列とす。蓋しこは、支那の三公九卿によれる名なり。さて公卿に、現任と散位とあり。現任とは、現在官職を持てる義にて、大臣、大中納言、參議の如き、皆これなり。現任以外の者は、即ち散位とす。

堀河院の御時、和歌御會に、京極大殿御位署に、散位從一位藤原朝臣某と書かせ給ひたりける、希代の位署なりかし、人目を驚かしけり(古今著聞集和歌)。又國文中には、大臣と公卿とを區別して書けるもあり。

此の大臣忠平……公卿にて四十二年、大臣の位にて三十二年(大鏡忠平)

公卿の異稱

其の程は源氏のみこそ、さまざま大臣公卿に、多くおはせしに(大鏡七長)斯かる場合には、大中納言、參議、及び三位以上を、公卿と見るべきなり。

公卿には、卿相、月卿、上達部、棘路などの異稱あり。卿相の相は、大臣の義にて、即ち卿と大臣となり。又借字にて、卿上とも書けり。

攝政殿を始め奉りて、太政大臣以下の卿相、雲客、我も我もと供奉せらる(平家物語五●部)

月卿は、尙書洪範に、王省惟歲、卿士惟月、師尹惟日、歲月日時無易、百穀用成とあるより出づ。

其の外、月卿、雲客、北面まで、參り籠れる者多かりけるに、如何なれば左府一人、流矢に中りて命を失ふらむ(保元物語二●左府)

上達部は、倭訓栞等に述べたる如く、上達は上等にて、部は群の義なる可し。此の語物語文などに、甚だ多く見えたり。又中には、大臣と別に書けるもあり。

上達部上人なども、あいななく目を側めつゝ、いとまばゆき人の御覺えなり(源氏物語)

其の日になりて行幸あり、春宮も同じく行啓なる、大臣上達部皆うへの衣にて、左右に分れて、御階の間の高欄につき給ふ(増鏡)棘路は、三公九卿と、三槐九棘と云へるに基づく。されば、委しく云へば、公卿の卿に當る名なり。源平盛衰記(十四●興)にも、兄弟庶子皆歩棘路とあり。古は槐門棘路の間に、九族を靡かし、今は船の内波の下にて、御身を一時に亡し給ふこそ悲しけれ(平家物語十一●先)之を訓讀して、和歌には、おどろのみちと詠めり。

辨官の時、暫く職を去りて侍りける頃よめる、按察使資明

くらゐやま、おどろのみちも、程遠し、はなの外なる、みねの椎柴、新拾遺集八

百首の歌に

左兵衛督高定

跡あれば、おどろの路も、ふみそめつ、今行く末の、迷はずもがな(續古今集九)

(二)殿上人。四位五位の人々の、昇殿許されたる者の通稱にて、藏人は六位にて

も、殿上人なり。元來昇殿とは、清涼殿の殿上の間に昇る事を聽さるゝ謂にて、四

五位の人は勿論、公卿にても、昇殿を許さると、ゆりぬ者とありて、殿上人の人数定

殿上人

まらず、多き時は百人許りにも及べり。昇殿許りたる時は、殿上の簡に其の名を書き付く、之をふだにつくとも、仙籍を許さるとも云ふ。

國香より正盛に至るまで六代は、諸國の受領たりしかども、殿上の仙籍をば未だ許されず(平家物語一〇一)

殿上人たらしむ事は、人皆之を望み、殊に源平の武士などは、昇殿するを非常に名譽とせり。されば未だゆりぬを、歎きしも多かり。

二條院の御時、年比大内守る事を承りて、御垣の内に侍りながら、昇殿は許されざりければ、行幸ありける夜、月の明かりけるに、女房の許に申し侍りける、從三位頼政

人知れぬ、大内山の、やまもりは、木がくれてのみ、月を見るかな(千載集六)

昇殿は一代限りにて、御代替れば、更に殿上人を選定せられぬ。此の故に、先朝の殿上人にても、次朝には落選する事あり。例へば、藤原清輔は、六條帝の時の殿上人なりしかど、次の高倉帝の御代には、昇殿許されず、又源頼政は、六條高倉二代昇殿許りき。

臨時の祭の四位の陪從に、清輔と聞ゆる人、催し出されて、參られたりけるに、先帝の御時は、雲の上人なりけれど、此の世には、まだ殿土もせねば、たちやすらふて、北の陣の方にめぐりて、後の宮のおはします御達の局町など見るに、また殿上の方さまへ參りて、遙に見渡しなどしけるにも、昔に變りたる事もなく、馴れならひたりし人どもの見えければ、後の御方の人に、物など申しけるついでに、椀扇の片つまを折りて書き付けて、御達の中に申し入れさせける、

昔見し、雲のかけはし、變らねど、我が身一つの、とだえなりけり(今鏡三)

二代の御門に、昇殿して侍りし時、三位大進清輔朝臣の

許より、遣したりし、

立歸る、雲井の鶴に、ことづてむ、ひとり澤べに、鳴くと告げなむ、

返し

諸共に、雲井を戀ふる、鶴ならば、我がこと傳を、なれや待たまし(頼政集雜)

殿上人罪を犯す時は、簡より名を除きて、昇殿をさし止む、是を簡を削るとも、除籍とも、殿上を除くとも云ふ。

よる夜中わかぬ御使の繁さに、殿上人藏人も、あまりにわびにたり、暫しも滞るをば、御簡を削らせ給ふ(榮華物語山花)

今上の御時、五節の程、侍従定家あやまちある様に、聞しめす事ありて、殿上のぞかれて侍りける、其の年も暮れにける、又の年の彌生のついたち頃、院におはんけしき給ふ可き山、左少辨定長が許に、申し侍りけるに添へて侍りける、
入道皇太后宮大夫俊成

あしたづの、雲路迷ひし、とし暮れて霞をさへや、隔てはつべき(千載集七)
一度昇殿を留められ、後再び許さるゝを、還昇とも、かへり殿上とも云へり。

此の由を奏し申し侍りければ、いとかしこく哀がらせおましまして、今ははや還昇仰せ下すべき山、御けしきありて、心晴るゝ由のかへし仰せ遣せと、仰せ出されければ、詠みて遣しける、
藤原定長朝臣

蘆鶴は霞をわけて、かへるなり、まよひし雲路、今日や晴るらむ(千載集七)

又昇殿は、清涼殿のみには非ず、院、皇后、春宮の御所にもありき。

此の三位(俊成)讃岐の帝の御時、殿上人におはしけるが、帝位おり給ひて後、院の殿上をし給はざりければ、

雲井より、なれしやま路を、今さらにかすみ隔てゝ、なげく春かな、と詠みて、教長卿につけて、奉られ侍りければ、御返事はなくて、やがて殿上仰せ下されけるとぞ(今鏡六●眞)

御産屋の折も、御五十日にも、内の女房のさるべき限り、皆参りたり、御門(三條)の御乳母の紀の三位の女、源内侍のすけを始め、盛、少將などや、さるべき人々は、皆宮(中宮)妍子の御ふだにつきたるども、おぼつかならず、参りまかづめり(榮華物語花)

匡房東宮に参り侍りければ、宮も悦ばせ給ひて、やがて殿上して、人の装など借りてぞ、ふだにもつきける(今鏡一)

後には殿上人を堂上と云ひ、遂に堂上が新紳家の總稱となりぬ。

殿上人の事を、うへびと「うへのをのこ雲の上人、雲客、星の位など云へり。

殿上人の異稱

秋立つ日、上のをのことも、加茂の河原に、川道遙しける
供に罷りて詠める。
貫之

川風の涼しくもあるか、打ち寄する浪と共にや、秋は立つらむ(古今集四)
雲の上人は、禁中を、雲居とも、雲の上とも、云ふにより、雲客は、公卿を、月卿と云ふに
對する語なり。

誰にかありけむ、殿上人の参りて、殿上に昇りて居たりければ、雲の上に、雲の上
人のほり居ぬと仰せられけるに、俊頼の君、下侍に、侍ひもせ(今鏡玉)
星の位は、元來三公の義なるを、後漢書(明帝)に、郎官上應列宿、出宰百里、苟非其人、則
民受其殃とある、列宿の意より出で、殿上人をも云へるあり。

昇殿の後、四位して侍りし時、亮君顯昭、慶び云ひ遣すとて、
ことわりや、雲井に上る、さみなれば、星の位も、まさるなりけり(頼政集雜)
又列宿のまゝを取りて、星を列ぬるとも詠めり。

元日の宴を
後法性寺入道前關白太政大臣
立ちそむる、春のひかりと、見ゆるかな、星をつらぬる、雲の上人(風雅集一)

地下

地下とは、昇殿許されぬ者の通稱なり。昇殿は、皆勅許を経る者にて、勅許なけ
れば、公卿だに昇殿するを得ず。是を地下の公卿とも、地下の上達部とも云へり。
此の御あやまちより、源宰相三條院の御時は、殿上もし給はで、地下の上達部に
ておはせしに、此の御時にこそは、殿上し、檢非違使別當などになりて、失せ給ひ
にしか(天鏡兼五家)

又四位五位に叙せられても、昇殿ゆりぬ家筋の者は、地下の諸大夫と云ふ。又殿
上人を、うへ人と唱ふるに對して、地下をしも人とも云へり。
院の殿上人しも、人も、年頃とりわき、睦まじう思し召すは、残りなく、皆参る可く、
おきて仰せらる(榮華物語本)

地下は轉じて、朝廷に仕ふる人々に對して、廣くそれ以外の者を云ふ稱號ともな
りき。

かけまくも、悉く、此の人々は、柏原天皇の御末とは申しながら、中頃は、都の住居
も疎々しく、地下にのみ振舞なつて、伊勢國に住國深かりしかば、其の國の器に
事寄せて、伊勢平氏とぞはやされける(平家物語上)關時殿

第三篇 殿舎装束

第一章 殿舎

殿造の構。殿。對屋。廊。釣殿。泉殿。車宿。雜舎。垣屋。塗籠。放出。門。立籠。切掛。垣。

殿造の構

内裏諸宮殿の事は、既に第一編にて述べたれば、爰には緒紳家の私邸の構造所謂寢殿造の構を述べむとす。固より主人の好みに依りて、多少の相違ありけれども、大方は大差なかりし事、物語草紙などの文に徴して知るを得。さて寢殿造の構(第六圖)と云ふは、一家一構のうち、中央に正殿、即ち寢殿あり、南面なり、其の東西と北とに對屋あり。正殿は主人常住の殿にて、又來賓を請する所とし、對屋は家内眷屬の居る所なり。斯くて、正殿の前數十歩に、池水を湛へ、中島を築き、橋を架く。又東西の對屋より、南へ通ふ廊あり、所謂東の渡殿、西の細殿など云ふ是なり。其の廊の南端、池に臨める所に、一屋を構へ、之を釣殿とし、又泉殿とす。東西廊の中程に、各小門あり、廊の中を切通しにして、扉なし、是を中門と云ふ。兩中門

殿

の内を、中庭と名づく。次に第六圖に注せる、屋舎門廊を説明し行かむ。

(一)寢殿。寢殿の名は、支那の稱にて、總べて居室を皆寢と云ひて、寢臥の意には、非ず。其の構造は、大抵七間四面を通常とし、一間の長さ一丈(是を大間と云ふ)乃至六尺許りなり。

七間の寢殿、廣く大きに造りて、南面に大納言殿のおほい君、西に中の君、東に宮の御方と、住ませ奉り給へり(源氏物語)

此の中五間四面は母屋にて、其の外一間通りは廂、又其の外に簀子あり。母屋は身舎とも書き、おもやの略語にて、四方上下に長押あり、廂よりは少し高く、四方とも柱の間毎に、格子及び妻戸あるもあり。廂は又廣廂とも、廣縁とも、大床とも云ひ、天井はなく、裏板(屋根形)に眼れる板の儘になし置く。稀には天井張る事もありき。

太秦にも、こもらせ給へりき、さて佛のお前より東の廂に、くみれ(天井)はせられたるなり(大鏡三條)

大抵廂の四方は格子にて、四隅に妻戸あるを例とす。又孫廂とて、常の廂のそと





に、今一つ廂あるなり、清涼殿に於るが如し。然れども簀子を指して、孫廂と書けるもなきに非ず。簀子は簀子縁とも云ひ、亦板敷なるが、雨露などのたさらぬやう、竹簧の如く、聊かつ透せるが故に、此の名あり、通例廣さ五尺にて、勾欄を設く。寢殿の正面に階あり、五級を常とす。東西の妻戸の前にも、各階ありて、常の出入、大方は此の東西の階よりす。屋根は檜皮葺、四方葺卸にして、搏風なし、是を四阿と云ふ。後徳大寺實定、寢殿の屋根に、鶯居させじとて、繩を張りしを、西行の見て疎みし話、徒然草(段十)に見えたり。

恐しげなる鬼となつて、空に上りて、搏風の下を蹴破つて、空に光りて失せにけり、それよりして、渡邊黨の屋造には、破風を立てず、四阿造にするとかや(平家物語卷の)

さて此の母屋と廂との内を、様々にしつらひて、賓客應對の所とも、日常座臥の所ともし、又納殿塗籠の如くにも使用する。

因に云ふ可きは、格子、妻戸、及び葺の事なり。格子は寢殿に限らず、對屋にもあり、細殿廊なども、片側を格子にしたるあり。間毎に上下二枚ありて、上の一枚を

格子
後世の同

下げ、下の一枚を掛鐵にてかけ置き、開く時は、上なるは外方に釣り上げ、下は其の儘にす。物語などに、御格子まゐることも、御格子あげわたすことも、御格子はなつともあるは、此の事なり。

曉には、疾くなど急がる、葛城の神も暫しなど仰せらるゝを、いかですぢかひても、御覽せむとて、伏したれば、御格子も參らず、女官參りて、これ放たせ給へと云ふを、女房聞きて、放つを待てなど仰せらるれば、笑ひて歸りぬ(枕草紙九)

母屋と廂と、二重に格子あれば、母屋の格子は内へ、廂のは外へ釣り上ぐるを、常とす。此の格子の間は、人常に通らず、四隅なる妻戸より出入す。宗五大雙紙に、御格子の間、出入の事、大方法の如く、嫌ひ候ふなり……又常に死人を、御格子の間より出だし候ふ時、御格子の上をばおろし、下ばかり取り候ふ間、假初にも、下許りをば取らぬ事に候と見えたり。又障子は、建具、衝立の類を云ふ名なるを、格子を指して障子と記せる事もあり。其のかみ明障子と云ふもの、絹布などを張りて、格子の略なりしが、後世書院造と云ふ事始まりて、高貴の家々とても、明障子をのみ用ひたれば、格子は遂に廢れぬ。

妻戸

妻戸は端戸の義にて、對屋にも、四隅にあり。其の製作は、板戸を兩開きにし、内外共に鐵具あり、外方へ開く。其の時、扉のあふらざる爲に、掛鐵をかけてとめ置く、是をさるつなぎと云ふ。總じて格子及び妻戸の制は、屋内暗く、便宜悪しけれども、専ら要害の爲に、起りし者にて、貴人高位のおはします所は、固よりさもある可き事なり。

部

部は、格子の裏に板を張りたる者にて、格子のそとを掩ふ料なり。かさくらし雨降りて、神もおどろおどろしう鳴りたれば、物も覺えず、只格子をおろしにおろす、職の御曹司は、部をぞ御格子に參りわたり、感ひし程に、歌の返事も忘れぬ(枕草紙五)

これ格子の外に、部をたて添へて、透間を蔽ひし様なり。但し大方は格子のみにて、部を略し、後には部を格子に代用して、之を格子とも云へり。又半部と云ふは、此の家の側に、檜垣と云ふもの、新しうして、上は半部四五間ばかり、わけ渡して、籬なども、いと白う涼しげなるに、をかきし顔つきの透影、あまた見えてのぞく

對屋

(源氏物語類)

(二)對屋。對とは、主殿即ち寢殿に對する義にて、東を一、對西を二、對など云ふ事もあり。其の大き寢殿と同じさが通例にして、屋内の間割等の事、亦寢殿に准へて知る可し。但し屋根は、搏風を入れて、二方葺御なり、之を兩下と云ふ。

今は昔、中納言なる人の、女あまたも給へる、おはしき、大君中君には、聲取して、西の對東の對に、花々として住ませ奉り給ふに、落窪物語二

梅花夜薫と云へる心を詠める、

源俊賴朝臣

梅が香は、己が垣根を、あくがれて、まやの餘りに、ひま求むなり(千載集二)

(三)廊。今の廊下なり、即ち殿より殿へ渡るべき細殿にて、又渡廊とも、渡殿とも云へり。大方兩側を、壁又は板張にし、上方に格子を釣る。此の細殿に、かたへは部屋をしつらひ、其の部屋の前通りを、往來すべく構へたるもありし事は、物語等に、細殿の局など見えたるにても知る可し。

いとけ近ければ、かたはら痛しなやましければ、忍びてうち蔽かせなどもせむに、程離れてを、とて、渡殿に、中將と云ひしが、局したる隠れに、移るひぬ(源氏木)

又透廊或は透渡殿と云ふあり、こは兩側を壁又は板にて塞がず、柱のみにて、勾欄あり、簾を垂るゝのみ。又打橋とて、廊中の土間へ、かりそめに渡す板橋あり。便宜に應じ、此處へも彼處へも、移す可き料なれば、うつし橋の義なり。

まう上り給ふにも、あまりうちしきる折々は、打橋渡殿、こゝかしこの道に、怪しき業をしつゝ、御送迎の人の衣の裾堪へ難う、まさなき事どもあり(源氏物語)因に云ふべきは、馬道の事なり。馬道とは、殿の真中の板敷にて、篋子より篋子へ積きて、廂、身舎を貫通し、直行すべく構へたるなり、前後の口に妻戸あり。

又ある時は、えさらぬ馬道の戸をさしこめ、こなたかなた、心を合せてはしたなめ、煩ばせ給ふ時も多かり(源氏物語)

釣殿泉殿
源氏物語
三十一
(四)釣殿泉殿。釣殿は、大臣家等には、必ず建て設けらる。或説に、釣殿とは、水面へ釣りおろしたる如く作る故に、斯く名づくる由云へど、釣を垂るゝ料に、建て置く殿ゆゑに、しか云ふなり。泉殿は、四方格子も壁もなく、納涼、觀月などの爲に設く。但し是等は、家によりて營まざるもあるべく、寢殿造の構なりとて、強ち東西に、泉殿釣殿を建つとも限らず、第六圖は、最も完備せるを掲げたるまでなり。

いと暑き日、東の釣殿に出で給ひて、涼み給ふ、中將の君も侍ひ給ふ、親しき殿上人、あまた侍ひて、西川より奉れる鮎、近き川の石伏やうの者、お前にて調じて参らす(源氏物語)

郭公かすかに鳴き渡り、月ほのかに見えたる、三所ながら、靜かに弾き合せ給へる、いと面白し、こなたかなたの人は、泉殿に出で、聞く(宇津保物語)

(五)車宿。中門の外に在り。來客の牛車は、牛をはづして、此處に入れ置く。又主人方の車も、常に引き入れ置く。

御車宿には、板敷を輿は高く端はさがりて、大きな妻戸を、せさせ給へる故は、御車の装束を、さながら立てさせ給ひて、おのづから、とみの事の折に、取りあへず戸推し開かば、からからと、人の手觸れぬさきに、さし出さむが料と、面白く思召したる事ぞかし(大鏡)

(六)雑舎。大抵うしろに二棟あり、下屋とも云ふ。此處は、種々の物具を置き、雑事をとりに行ふ所にて、後世の勝手方なり。浴場などをも、しつらひし者と見えたり。

雑舎

車宿

垣屋

八月野分荒かりし年、廊ども、倒れ伏し、下の屋どものはかなき板葺なりしなどは、骨のみ僅に残りて、立ちとまるげすだになし(源氏物語生)

「中將の君はいづくにぞ、人げ遠き心地して、物恐ろし」と云ふなれば、長押のしもに、人々伏して、いらへすなり、下に湯におりて、只今參らむと侍り」と云ふ(同本)

(七)垣屋。外垣に添ひて、建てたるものにて、外部は、外圍の垣の面と同じくて、内側に、出入口を付けたる、後世の所謂門長屋なり。此處に、雜仕、下衆などの、住む可き部屋ありし如し。落窪物語(一)に、身貧しき老典藥助が、中納言家に曹司して、住める事を書き、榮華物語(浦々)に、伊周配流の折、年來殿の内に、曹司して住みし者の、連累たらむ事を恐れて、立退きし事を記せり。思ふに、此の垣屋の内に、部屋住みして居たりし者なる可し。

塗籠

(八)塗籠。大方は寢殿の西廂に設け、周圍を壁にして、明取を付け、妻戸より出入するやうにす。されば土庫とも書けど、後世の土藏とは、全く異なるものにて、殿内の一室を、塗籠めたる者なり。是は納戸の類にて、唐櫃、其の外手近き調度どもを、納め置く所なり。或は是を寢所に用ひたる事もあり。

放出

ぬりごめに、おまし一つ敷かせ給ひて、内よりさして、おほとのごもりにけり(源氏物語夕)

(九)放出。物語などに、放出と云ふ事よく見えて、花鳥餘情、細流抄、貞丈雜記等にも説あれど、皆當らず、家屋雜考の説可なり。其の要は、是は外の方の明みへ向ひたる所にて、必ずしも常にある一間の名には非ず、放出と云ふ謂はれば、時に取りて、遣戸障子の類を、放ち出して圍む故の名とおぼし、其の證は、

南の御殿の、西の放出に、おましよそふ、屏風壁代より始め、新しく拂ひしつらはれたり(源氏物語榮)

古繪圖に、放出と云ふ所の見ゆるも、事ある折、必ず放出に用ふる場所など云ふ程の所なる可し、室町以來の寢殿には、かやうの所見えす云々。さて放出に用ふる所は、大方廂の間なり。されば、

上は東の中の放出に、御しつらひ、殊に深うしなさせ給ひ(源氏物語枝)

とあるは、東廂の中央にあたる間の放出なり。

前の放出の格子の上げられたる上に、物の光るやうに見えければ(今昔物語の二)

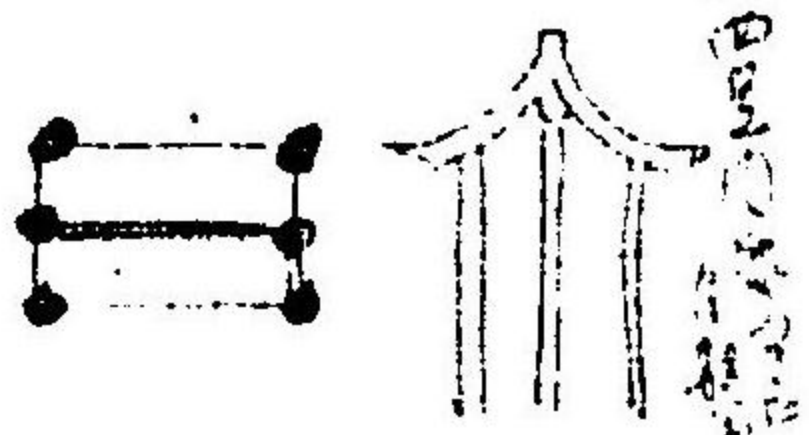
とあるは、南廂の放出なり。蓋し、南廂は前、北廂は後なればなり。

法師は物忌固く坐すなれば、何か出で給ふ、己は此の放出の方に、今夜計り侍らむ(今昔物語の廿九)

とあるも、法師は母屋に在りて、己は放出ある廂に居たりし事著し。鎌倉時代以後は、家屋の制も改り、放出の稱をさを見えず。南北朝の頃よりは、公家一體に衰微して、大臣家の寢殿なども、甚だ變替し、諸事故實も廢れしかば、さしも博識の兼良すら、放出と云ふ事知らざりしなり。

(十)門。四足門、中門、棟門、平門、土門など、種類多し。四足門とは、門扉を付けたる柱の前後に、各添柱二脚立てたるものにて、大臣以上の家ならでは、なき事の由、海人漢芥(居所)に見えたるが、古くは強ち、大臣以上ならでも、建てし如し。枕草紙(一)皇后宮の、大進生昌が家に、行啓の條に、東の門は四つ、足になして、それより御輿は入らせ給ふとあるを思ふ可し。されど後には、任大臣の後、此の門を建つべき慣例と、なれりしやうなり。

何れの中納言とかの、先づ右の大臣(實行に在りて右大)の御慶びに、おはしたりけ



門

れば、其の家の門に、馬車多く立ち並みて、俄に四つ足建つとて、こと門より入りたるに(今鏡の庭の花散)

中門は、東西廊の中程にある小門にて、廊の中を切通しにする事、前に云へり。賓客は、總門(大門)を入り、中門まで來りて、案内を乞ふ。

さやうの人は、我より高き所に參出ては、こなたへとなき限りは、上にも昇らで下に立てる事にて、なむありけるを、是は六七月のいと暑く堪へ難き頃、斯くと申させて、今や今やと、中門に立ちて待つ程に、西日もさしかゝりて、暑く堪へ難しとは、おろかなり(大鏡の五)

棟門は、家屋雜考にも、樓門へ對して、樓なくして、常の屋の棟の如く、作れる門を云ふなりとあり。蓋し、樓門とは、二階門にて、所謂山門造の事なり。平門は、同書に、總じて平門と云ふは、屋上を少し平にしたる造方なりと見えたり。

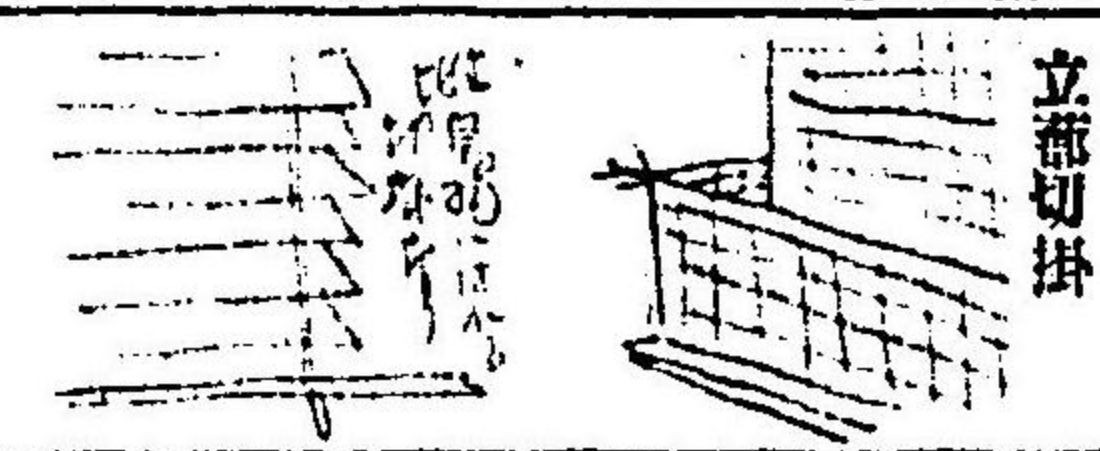
あな淺まし、元は法勝寺の寺務職にて、八十餘箇所の庄務を、司り給ひしかば、棟門平門の内に、四五百人の所從眷屬に、圍繞せられて、坐せし人の、まのあたり、斯かる憂目に、遭ひ給ふ事の不思議さよ(平家物語玉島下)

土門は、上土門とは別なり、左右に土を高く積み上げて、築地を造り、其の中に切通したる門にて、屋根なし、大内裏の上東門、上西門も是なり、故に其の町を、土御門と云ふ由、貞丈雜記(四)に見ゆ。げに、
 雨まことに降りぬなどか、こと御門のやうにあらで、此の土御門しも、上もなく、造りそめけむと、今日こそいとにくけれなど云ひて(枕草紙五)
 とあれば、上土門とは異なる事著し。

(二)立藪切掛。立藪は、目隠塀の類にて、藪の如く作り、多くは外より室内の見え透かぬやう、殿舎の簀子の前に立て置く。

見渡せば、山の木どもも吹き靡かして、枝ども多く折れ伏したり、草むらは更にも云はず、檜皮瓦、所々の立藪、透垣などやうのもの、亂がはし(源氏物語分野)
 切掛も亦、立藪の如き用をなすものにて、是は貴きあたりにはなく、下司の住居等に、設けらるゝやうなり。其の構造は、板を横にして、柱に切り掛け、雌羽めうに重ね打ちて、彼方より此方の見えぬ爲に、立つるなり。

切掛だつ物に、いと青やかなる葛の、心地よげにはひかゝれるに、白き花ぞ、おの



垣

れ獨り、ゑみの眉開けたる(源氏物語願)
 (三)垣。垣は、かこひの義なれば、總べて家居の圍ひとなるものは、垣に非すと云ふ事なし。是にも築地、籬、緒板、檜垣、透垣、羅文など種類多し。築地は築地の義にて、築地とも云ふ。

木曾法住寺殿の西の門へ押寄せて見ければ、鼓判官知康は、軍の行事承りて、御所の西の築地の上へ昇り上りて、立ちたりけるが、赤地の錦の直垂に、兜ばかりぞ着たりける(平家物語寺八●法住)

大鏡(五)に、花山院が、撫子の種を、築地の上に蒔かせ給へりければ、思ひ掛けず、色々に、唐錦をひき掛けたるやうに咲きて、いとめでたかりし記事あれば、築地は只土を築き上げたる迄にて、後世の練塀の如くに、屋根瓦などなかりし如し。此の築地の事を、うち任せて、特に垣とも云へり、然るべき人の家の外圍は、大抵築地なりければなり。

東の五條わたりに、人を知りおきて、罷り通ひけり、恐びなる所なりければ、門よりしもえ入らで、垣のくづれ(勢)

の物冊についわりより、通ひけるを、度重りければ、主人開つ
けて、彼の道に、夜毎に人をふせて、守らすれば、いさけれ
ど、え遇はでのみ歸りて、詠みてやりける、業平朝臣

人知れぬ、我が通路の、關守は、よひよひごとくに、うちも寝ななむ(古今集三)
籬かきは、間の廣くわきたる垣にて、竹或は柴にて作り、又、ませとも、ませ垣とも云ひ、今
云ふ四つ目垣なり、ませは間塞の義とぞ。

彼方此方を窺覽あるに、庭の千草露重く、籬に倒れかゝりつゝ、外面の小田も水
越えて、鴨立つ隙も見え分かず(平家物語 源朝野 小)

後は山前は野邊いさゝを篋に風騒ぎ、世に立たぬ身の習として、憂節繁き竹柱、都
の方の言傳は、間遠に結へるませ垣や、僅に言とふ者としては、峰に木傳ふ猿の聲
賤が爪木の斧の音、是等が音づれならずでは、眞さきの葛青つゝら、くる人稀なる
所なり(同前)

鰯板は、今の板塀の如く、堅板にて、合せ目に、板を打重ねたるものゝ如し。鰯の字
は借字にて、實は端なる可く、宅地の周圍の端に、板塀を構ふる故に、端板はたけと云ふに

や。柱を地に掘り立て、造るが故に、切掛よりも堅固なる者と見ゆ。

名おそろしき物

青淵谷の洞ほらは、た板いた、くろがね、土くれ、雷かみなりは、名のみならず、いみじうおそろし(枕草
紙し)

槍垣は、槍の薄きへぎ板を、網代に編みたるにて、張れる垣にて、鄙あやびたる家などの、
外圍にせしものと見ゆ。

むつかしげなる大路の様を見渡し給へるに、此の家の側に、槍垣やりがきと云ふもの新
しうして、上は半葺四五間ばかり、上げわたして(源氏物語 少)

透垣は、透き垣の音便にて、板にても、竹にても、間を聊かつゝ透かして、作れる垣な
り。

あなたに、通ふべかめる、透垣すきがきの戸を、少しおしわけて見給へば、月をかしき程に、
霧わたれるを眺めて、簾を少し短く巻き上げて、人々居たり(源氏物語 橋)

羅文は、細き木などを、菱形に組みちがへたる垣を云ふ。羅綺の紋には、多く菱形
あれば、うち任せて、菱形を羅文とは云ひならへるなり。

透垣とほがきらももんん薄うすなどの上にかいたる蜘蛛の巢の、こぼれ残りて、所々に糸も絶えさまに、雨のかゝりたるが、白き玉を貫きたるやうなるこそ、いみじうあはれに、をかしけれ枕草紙七

第二章 輿車

輿の制度。 瓜輿。 蓮花輿。 腰輿。 網代輿。 四方輿。 服輿。 塗輿。
車の制度。 唐底車。 雨肩車。 檜柳底車。 檜柳毛車。 糸毛車。
半菴車。 八葉車。 鼓車。 車の乗法、出衣。

輿の制度

垂仁天皇十五年、皇后日葉酢媛命の妹三人を召納れて、妃とし給ふに、獨り竹野媛容貌醜かりしにより、本土に還し給へり。媛大に之を羞ぢて、路次葛野を過ぐる時、自ら輿より墜ちて、身罷りき。これ輿の史に見えたる權輿なり。降りて文武天皇の時には、至尊の乘御は、輿のみに限りて、車を供奉せざる事とし、天皇の外には、皇后と齋王とのみ、輿に召す事とせり。斯かれば、先帝と雖、遜位の後は、御輿に奉る事なかりき。淳和天皇弘仁十四年、嵯峨上皇嵯峨の莊へ御遊幸ある由を

開召して、天皇より御輿を供へ奉りしかど、上皇辭して受け給はざりしなり。然るを中世以來、上皇は云ふも更なり、公卿以下僧俗、まゝ輿に乗りし事あり。さりながら、元來牛車は、階段などを越え難く、又細き道に障りなどして、甚だ不便なりしかば、車箱車屋形を、臺より取り放ち、其の下に轆を添へて作りなし、之を手輿と云ひて、使用したる迄にて、誠の輿の如く、肩上に昇き行きたるには、あらざらむ。されば、多くは法度外の物なる可く、強ち制度の弛廢には非ざりし如し。武家は車服の類總べて公家と反對の制を立て、常は輿を用ひ、儀式大禮の時にのみ、車を用ひたり。後光嚴帝延文三年、足利義詮、將軍宣下の拜賀に、己は車に乗りしを、弟基氏、管領細川清氏は、輿を用ひ、以下は皆騎馬にて、供せしを以ても、武家の制度は、車を重んぜし事知るべし。此の後も、將軍宣下、任大臣の拜賀など、朝廷に對する執禮には、必ず車を用ひ、又足利氏一家に限れる私事、社參、佛詣を始め、管領家御成などには、總べて輿にて物したり。されば、今川大雙紙いまがわのおとこづみにも、輿に就きての式作法は、委しく記せれど、車の制度は、をさをさ見えす。徳川時代乘輿の制は、御一門、御三家を始め、國主城主にして、家格宜しき者に限りて、御免の沙汰ありしが、それ

はた大儀の時に限れり。文政十年、家齊將軍、太政大臣に昇任し、諸大名慶賀の爲、登營せし折、津輕越中守信順、未だ乘輿御免の家格にも入らざるに、妄に乘輿したる事、不束なりとて、逼塞を命せられぬ。かゝれば、身柄善き大名と雖、常は腰黒、腰網代など云ふ駕籠を用ひたりき。

鳳輦

(一) 鳳輦。先づ天皇御料の御輿には、鳳輦、葱花輦、御腰輿の三種あるが、中に鳳輦最も重し。鳳輦は又鸞輿とも云ひ、屋形の上に金鳳を据ゑたり。此の輿を用ひ給ふ場合は、御即位、大嘗會の御禮、朝覲の行幸などにて、總べて節會行幸等の晴の儀にあらねば、供奉する事なしとぞ。然れども、醍醐天皇野の行幸の時、御鷹の雉を獲りながら、御輿の鳳の上に、飛び來て居たりしが、輿ありし由、大鏡(五)に見え、又後堀河天皇寛喜元年八月、御方違の行幸還御の時に、錦小路大宮邊にて、御輿の鳳地に落ちし事、百練抄(三十一)に見え、たれば、稀には斯かる行幸にも、乘御の例ありきと見えたり。

人主の器量、餘の皇子たちにすぐれましましけるによりて、即ち儀衛をとゝのへて、迎へ申されけり、本位の服を着しながら、鸞輿に駕して、大内に入らせ給ひ

葱花輦

にき(神皇正統記卷一)

(二) 葱花輦。葱花とは、ひともじ(葱)の花にて、其の形狀圓く尖れり。即ち此の輦は、屋蓋の飾りに、金珠を付けたるが、其の形葱花に似たれば、然稱するなり。此の輿は、神事及び尋常の行幸に供奉す。昔藤原基經、小祢の帝の、未だ親王にておはせしを、天位に居ゑ奉らむとて、御迎への輿を寄せたるに、鳳輦にこそは乗らめとて、葱花輦には乗り給はず、因つて更に鸞輿にて、大内に迎へ奉りし事、古事談(玉道)に見えたり。是にて、鳳輦と葱花輦との、輕重を知る可し。

腰輿

(三) 腰輿。たごし(手輿)と稱し、肩輿とは異なり、人之を舉げて、其の高き腰に至る。内裏炎燒、地震、大衆蜂起等、俄に他所に遷御なるに用ひられて、無事の時に召さるる事、然る可からずとぞ。凡そ腰輿は、極めて輕便に造れる者なれば、上皇も召し給ひ、諸臣高僧の乗用せし事も、物に數多見えたり。

二十日の宵、二の對より火出できたり、淺ましとも云はむ方なし……上(龜山)は腰輿にて、押小路殿へ行幸なりぬ(増鏡川(飛鳥))

(土御門院は)近く候ひける北面の下臈一人、召次など許りぞ、御供仕うまつりけ

綱代輿

る、いとあやしき御手輿にて、下らせ給ふ(増鏡守新島)
 (四)綱代輿。綱代を張れる輿にて、元は手輿にして、肩輿に非ず。思ふに、中古の家記日録等に見えたる、親王諸臣以下、乗用の輿は、此の綱代輿なる可し。元牛車の不便なりし故に、其の車箱を取放ちたるより起りて、遂には別に是のみを小形に作り、輻を添へ、輻に布を付けなどして、舉げ行くに便にせしを、室町幕府以後には、更に輻を長くし、肩に昇き行く事となり、大抵此の輿を用ふるに至りぬ。貞丈雜記(七)に、輿に四品あり、一に板輿、二に綱代輿、三に張輿、四に塗輿是なり、板輿は一段規式を正す時用之、其次晴なる時は綱代輿なり、其次には張輿なり、塗輿は略儀なり、常に用之也とあり。

十月三日、都へ入らせ給ふも、思ひしに變りて、いとすさまじげなる武士ども、衛府のすけの心地して、御輿近くうち圍みたり、鳳輦にはあらぬ綱代輿の怪しさにぞ奉れる(増鏡雨村時)
 俄の事にて、綱代の輿だになかりければ、張輿の怪しげなるに、扶け乗せ參らせ、先づ南都の内山へ入れ奉る(太平記三●主上笠 置を御没笠)

四方輿

(五)四方輿。鎌倉時代以前のものには見えす。上皇攝關以下、公卿僧綱等の遠行に乗用する料なり。屋根の作りやうは四方卸にて、棟は道俗によりて相違あり。此の四方輿の事を、一名板輿とも、棟立とも云ふ。板輿とは、板を張れるより云ひ、棟立とは、四方に棟を立つる故と、貞丈雜記(七)に見えたり。

元弘二年、後醍醐院を以て、先帝と申奉り、承久の後鳥羽院舊規に任せて、隱岐國へ遷幸なし奉る可き由、治定する間、御所以下用意の爲に、當國の守護人、佐々木隱岐守清高、先達て渡海しけり、京を御出、元弘二年三月七日午時也、御幸は六波羅より、六條河原を西へ、大宮を下にぞ成奉る、御先には、洛外にて召るべき四方輿をかゝせらる、都の内は、御車下簾をかけられて、武士ども關東の令に任せて、前後を圍奉る(梅松論上)

張輿

(六)張輿。莖張、即ち莖の表にて張れる輿なり。後鳥羽帝文治元年、平宗盛捕はれて、鎌倉へ護送せられし時、藍摺の張輿に乗せられたりし事、吉記(元暦二年五月二)に見ゆ。今日こそ、京都よりの召人は、斬られ給ふ可きなれ、あな哀やなんと、沙汰しければ、助光こはいかゝせむと、肝を消し、此處彼處に立つて、見聞しければ、俊基既に

張輿に乗せられて、化粧坂へ出で給ふ、爰にて工藤二郎左衛門尉請取つて、葛原が岡に、大幕引いて、敷皮の上に座し給へり(太平記二●後)斯く罪人の乗る輿なれども、室町幕府にては、將軍も乗り、管領も用ひたりしを思ふに、名は同じけれど、造方に精疎ありけむ。

(七)塗輿。漆にて塗りたる常の輿にて、略儀に用ふる物なり。天正十六年四月、後陽成天皇、聚樂第行幸の折、

鳳輦を御階の間に寄せて、左右の大將御綱以下、例の如く勤めらる、さて四足の門を北へ、正親町を西へ、聚樂第まで十四五町、其の間辻固め六千餘人なり、先づ烏帽子着の侍を渡して、國母の准后と、女御の御輿を始め……其の外、女中兼御輿三十丁餘、皆下簾あり……其の跡に、少し引下りて、塗輿十四五丁あり、六宮御方、伏見殿、九條殿、一條殿、二條殿、其の外、菊亭右大臣晴季公、徳大寺前内大臣公維公……伯三位雅朝王、此の御衆にて侍とぞ(聚樂第行幸記)とあれば、其の頃は、公家普く乗用せし者と見えたり。

我が國には、古來車を引かしむるに、牛を用ひたり。奈良時代には、諸事唐風を

輿

車の制度

模倣する事盛なりしかば、彼の馬車にならひて、馬に引かしめしかとも思はるれど、其の徴なし。牛車の外には、輦車と云ふありて、手車とも云ひ、人輦を腰の程にあて、手もて引きしが、是は貴人の料にて、引く人はた然る可き身分の者なりき。殊に輦車は、勅許を得たる上、宮城門内を乗用するにて、市街を往來すべき者ならず。さて車の史に見えたる始めは、履仲天皇五年にあり。即ち車持、君、筑紫國に行きて、擅に車持部を校りし罪によりて、其の部曲を掌る事を停められし由、日本紀に見ゆ。蓋し車持部とは、天皇供奉の車輿を造る部曲の名なり。文武天皇の朝、輿を天皇供奉の乗物と定め、車をば臣下の料とせられたり。斯くて當時の制、五位以上の人は、葬車を許されし事、喪葬令に見えられたれば、常に乗用するも、猶五位以上の人に限りて、六位以下庶人は、乗車を許されざりし事と察せらる。平安遷都以來は、車の用も多くなりし儘に、其の法度も亦繁かりき。宇多帝の御代には、世襲ひて車に乗りしかば、寛平六年、男女貴賤を論せず、一切乗車を禁せられしが、此の禁永く行はれ難き事情もやありけむ、七年に至り、男子は禁制を解かれし事、政事要略(七)に見えたり。醍醐帝延喜式(正)には、糸苣並に金銀の筋ある車に、乘

り得る身分に就きて、規定せられしを、降りて一條帝の時に至りては、華奢甚だしくて、単位凡庶の者、涯分を置らず、恣に車を用ひ、金銀の裝飾を加へて、風流衆目を驚かし、かば、長保元年、六位以下の車に乗らむ事、一切停止し、外記、官吏、諸司の判官以上、公卿の子孫、及び昇殿の者は、此の限に非る旨制せられ、同三年又重ねて、四位の車は網代張、五位のは葎張、六位のは板張と定め、輪は塗るとも、漆にて照耀す事を得ず、又車を高大に造る事をも、嚴禁せられぬ。此の後、世彌奢靡に赴き、車服に善美綺羅を盡す事、極めて盛にして、大嘗會の御禊を始め、齋宮の群行、齋院の御禊、加茂祭使の行列、女御入内、花月の遊樂に至るまで、其の扮裝最も壯觀を極めたり。されば又是を觀ひとて、華美限なき物見車、透間もなく立て續けたれば、さしにも廣き都大路も、錦繡を以て埋めらるゝに至りき。後三條天皇、

石清水の行幸、始めてせさせ給ひけるに、物見車どもの、金物打ちたるを御覽じて、御興とゞめさせ給ひて、抜かせ給ひける、御めのとの車より、いかでか、我が君のみゆきに、此の車許りは、許され侍らざらむと聞えければ、此の由をや奏しけむ、そればかりぞ、抜かれ侍らざりけるとかや、加茂のみゆきには、金物ぬきたる

跡ある車どもぞ、立ちならびて侍りける(今鏡廿二)

天皇天資剛明におはして、御在位の間は、禁令能く行はれ、舊弊改革する所多かりしを、惜む可し、崩御の後は、諸制又弛みて、曩日の如し。鳥羽天皇の時に至りては、宿衛を事とする、諸衛の官人までも、兵仗を遠け、華軒を飛ばし、かば、永久四年官符を下して、之を禁制するに至りき。斯くて平安朝には、車の用多く、剩へ専ら驕奢華美をのみ事として、意匠を凝し、風流を盡し、法度を踰ゆる者も多かりけれど、武人は大抵車に乗るべき程の階級に至らねばにや、之を用ひし事稀なり。さるを當時の風習、何等の見物にても、凡そ衆人の集らむ所には、車ならでは、耻しきやうに成り行きけむ、源頼光の郎等、加茂の祭使の行列を見物せむとて、乗りも馴れぬ車にて行き、痛く酔ひ困せし一笑話、今昔物語(廿八)に見え、又源義仲、院の御所に参るとて、車に乗りて、手形に取り付く事を知らず、車中にて顛倒せし失錯談、平家物語(八回)に載せたり。武家執政の世となりても、猶前代の後を承けて、車輿驕奢なりきと見え、順徳天皇建暦二年、更に制して、加茂祭使、齋王の御禊等に供する車は、金銀珠玉錦繡を飾る事を、停めなどせられたり。此の後は朝廷疲弊し、公家も

唐庇車

車を用ふる事少く、後醍醐天皇永徳元年、足利義満の花御所に行幸ありし時、隨從の中にて、關白藤原師嗣のみぞ、一人車に乗りたりし事、さかゆく花の上に見えたり。應仁の亂後は、鳳輦、庇檟、椰毛、八葉、糸毛など云ふ事、目にもとまらず、名をも聞かぬ世となりて、唯袖に餘るは涙なりと、時の人々歎きぬ。戰雲漸く收まりて、後陽成天皇聚樂第行幸の時、鳳輦牛車其の他の雜事も、年久しう廢れたりしかば、いと覺束なかりしを、當時有職の聞えありし玄以法印、諸家の抄物記録を搜り、故實舊式を尋ねて、天皇は鳳輦に召させ奉り、又秀吉は牛車に駕して先づ參内し、行幸の供奉を仕うまつりき。慶長八年、徳川家康征夷大將軍として、牛車兵仗の勅許を得し拜賀の參内に、糸毛車を用ひ、秀忠家光なども、上洛參内の時は、猶牛車に駕したり。然れども此の後は、上洛の事も絶え、江戸には元來車を用ひず、駕籠盛に行はれしが、文久元年仁孝天皇の皇女和宮將軍家に御入興の時、赤糸毛の車に召されしを、江戸の市民は、いと珍しき事に思ひき。左に牛車の種類を述べむ。

(一)唐庇車。唐車とも稱す。太上天皇、皇后、春宮、親王、又は攝關などの乗用すべき料にて、極めて貴き品と定めらる。車の屋根は、唐棟の如くしたれば、然名づく

るなり。

斯くて新院(龜山)二月七日御幸始めさせ給ふ、大宮院のおはします、中御門京極實俊の中將の家へなる、御直衣、唐庇の御車、上達部殿上人残りなく、うへの衣にて、仕うまつらる(増鏡枕草)

惣體に高大に造る事は、常の車は榻を立て、上下するを、是ははしにて棧によりて昇降し、又車前の簾の左右に、別に傍立たがひ榜立たがひとも、あるにても知る可し。此の傍立に、小き穴あり、手形と云ふ。源平盛衰記(三十三卷)に、木曾義仲が始めて牛車に乗りし時、牛飼童それに候ふ御手形に、取付かせ給へと教へければ、いづくを手形とも知らずげに、見えける時に、それに候ふ方立の穴に、取付かせ給へと云はれ、初めて取付きて、漸く顛倒を免れし事見ゆ。

(二)雨眉車。上皇、親王、攝關など、褻の時、直衣を着て、乗用する例なりとぞ。蓋し直衣とは、緒紳家の平服なり。されば此の車は、唐庇車の略儀なる者と云ふ可し。其の製作、雨眉とは、唐車のやかたの如きを云ふなりと、輿車圖考(下)に見えたり。即ち屋形の眉の一種の造方なるが、委しくは知り難し。

雨眉車

檳榔鹿車

(三)檳榔鹿車。上皇親王、攝關大臣等之を使用す。其の製作は、車箱總體に、檳榔の葉のさらせるをおし、猶車箱の前後と、物見の上とに、鹿をさし出し、亦檳榔の葉を張れり。建久九年正月廿一日、後鳥羽院、七條院に御幸始ありし時、御車は檳榔鹿なりし事、三長記に見えたり。

檳榔毛車

(四)檳榔毛車。單に毛車とも稱す。此の車は、太上天皇以下、四位以上通用すとも云ひ(西宮記)。又は、大臣以下公卿之に乗り、僧中は僧正これに乗るとも云ふ(海人藻芥)。其の製作は、檳榔の葉を細く裂きて、糸の如くしたるもて、車蓋を葺く、又菅を代用する事もありとぞ。枕草紙(二)「心のくものに」檳榔毛は、のどやかにやりたる、急ぎたるは、輕々しく見ゆとあり。

(伊通つかさをも返し奉りて、入り籠り給ひける時、檳榔毛の車破りて、家の前の、大宮おもての大路にて、取出して焼き失ひ給ひけるは、節會の日にて侍りけるとかや(今鏡の六)。

糸毛車

(五)糸毛車。青糸毛、紫糸毛、赤糸毛など種類あり、名に負ふ色の糸にて、車箱を飾りたる者にて、主に婦人乗用の料なり。按ずるに、中古の貴女たちが車は、大抵は

紫糸毛車なりし事、當時の記録類に記せり。糸毛車にして、鹿さしたるを、糸葺有鹿車、鹿指糸毛車など云ひき。

(文永十一年)十月廿二日御禊なり、十九日官廳へ行幸あり、女御代花山院より出さる、糸毛の車、寢殿の階の間に、左大臣殿、大納言寄せらる、皆紅の五衣、同じき單車の尻より出さる(増鏡)。

半蒔車

(六)半蒔車。攝關大臣、さては、大將以上之を用ひ、上皇も乘御の例あり。此の車は、左右の物見に、半蒔あれば、しか名づけ、乗用の時、半蒔を内より推し張る。車箱總體には、網代を張るとぞ。元暦元年十二月九日、鎌倉右大將頼朝、先日院より賜れる半蒔車に駕して、院參せし事、輿車圖考(下)に、將軍家乗用例として載せたり。

八葉車

(七)八葉車。八葉とは紋所の名にて、今云ふ九曜星の紋に似たり。車箱に、此の紋付けたるを、八葉車と云ふ。是に大小の別あり、大八葉車は、大臣、公卿、僧正等の乗る料、小八葉車は、辨少納言を始めとして、四五位の雲客、僧侶に至るまで、廣く使用す。其の製、長物見は本儀にて晴とし、切物見は略儀にて褻の料なり。蓋し切物見とは、物見の半を塞ぎたるものなり。普通は、大八葉に長物見、小八葉に切物



輦車

見あり。同じき二十六日、平氏の生捕ども、鳥羽に着きて、やがて其の日都へ入りて、大路渡さる。小八葉の車の前後の簾をあげ、左右の物見を開く(平家物語十一門大路渡され)。

(八)輦車。終りに述べべきは、輦車の事なり。輦車は、手車とも、腰車とも、小車とも云ふ。後世輦と云ふは、風輦、葱花輦の如く、輿の事とすれども、本義は、輦げ行くを輿と云ひ、輦き行くを輦と云ひて、輦車は輪ありて、人の手して輦き行く車なり。凡そ輦車に乗るべきは、春宮、親王、攝關、大臣、妃、夫人、女御等にて、僧は大僧正、至尊の繼持僧まで、何れも、宣旨を以て、聽さるゝ者にて、之を手車の宣旨と云ふ。但し男子は、宮城門と宮門との間を乗る事にて、禁内は乗らず。されど、中重門を出入するを許されしも、稀にはありき。

まみなども、いとたゆげにて、いといなよなよと、我かのけしきにて臥したれば、いか様にかと、思召し、或はる手車の宣旨などの給はせても、又入らせ給ひては、更に之許させ給はず(源氏物語遺)。

近き世の關白には、大殿師實とて、をぢの大二條殿教通の次ぎに、一の人に座し

此の法、川

まし、こそ、御みめも善く、御心ばへも、末榮えさせ給ふ事も、すぐれて座しまししか、……嘉保元年三月、關白のかせ給ひても、御隨身は元のやうに使はせ給ひき、同三年正月、中重の手車の宣旨ありき(今鏡花四●源)。

仁明天皇承和六年六月、女御藤原澤子、病篤きにより、小車にて禁中を退出せし事、又同九年八月、廢太子を淳和院に送るとて、先づ小車にて禁中を出だし、神泉苑の良の角にて、牛車に乗せ替へ參らし、事續日本後紀に見ゆ。

さて車の乗り方は、先づ一人して乗らむには、前の簾の際まで進みて、左側を背にし、右の方へ向く事、第七圖の一の如く、二人以上の時は、同二の如し。又男女相乗る時は、男は右に、女は左に乗る可き由、門室有職抄(車乘)に見えたり。總じて車に乗るには、後よりし、下るゝには、前よりす(輿は前より乗りて前より下る)。

さて(義仲院の御所へ參り、門前にて車かけはづさせ、後より降りむとしければ、京の者の、雑色に召し使はれけるが、車には召され候ふ時こそ、後よりは召され候へ、下りさせ給ふ時は、前よりこそ下りさせ給ふべけれと云ひければ、木曾いかでか、車ならむからに、何でふ素通りをばすべしとて、終に後よりぞ下りてけ

る(平家物語附八門)

とあるを思ふ可し。又出衣とて、女車の簾より溢るゝ如く麗しく袖口など出して、風流華奢を競ひし事多かりき。

出車に、色々の藤、躰躰、卯の花、撫子、かきつばたなど、様々の袖口、こぼれ出でたる、いと艶になまめかし(垣鏡皿山米の)

第三章 調度

調度と道具と。帳臺。簾。壁代。軟障。几帳。壺。茵。倚子。
床子。胡床。圓座。床突。文杖。覽筥。柳篋。厨子。二階棚。
鏡臺。唐櫃。燈檠。燈臺。臺盤。高杯。折敷。衝頂。懸盤。
禮盤。犬防。

道具とは、儒道、武道、其の外何にもあれ、一道に用ふる具なるべけれど、打任せては、佛道の具、即ち出家者の佛具の事にて、調度とは、俗家にて使用する器物なり。即ち道具は、佛者の用ふる調度の事なるが、後世には、此の差別なく、俗家にて、道

調度と道具と

具とのみ云ひ習はせるは、偶道具の古意に返れる者なり。

高き人と聞ゆる中にも、淺ましう、わてに、おほどかなる、女のやうにおはすれば、古き世の御寶物、おほおとの御處分、何やかやと盡きすまじかりけれど、行方もなく、はかなく失せ果て、御調度などばかりなむ、わざと麗しくて、多かりけり(源氏物語姫橋)

左に國文中に見えたる、主なる、調度を略説せむ

(一)帳臺。昔の殿舎は、屋内たゞに廣さが故に、風を避け、寒を防がむが爲には、帷を張り、几帳を立てなどして、間を割り、平居の座とも、寢臥の所ともしたり。斯くて漸く、一構となれる者が、所謂母屋のうちなる、帳臺構なれば、帳臺はもと、帳内の轉じたるならむと云ふ。即ち帳臺は、貴人の寢所、又常の休息所に、用ひらるゝ所にて、後に高御座の形狀などの移りきて、濱床を据ゑなどし、先づ帳を四方に垂れ、又別に四隅にも懸け、次に帽額を上に引き廻す。帳の中には、几帳を三方に立て、其の几帳の高さに、三方の帳を引き上げ置く。中に繻綢の疊を敷きて、これを土敷と云ふ。

帳臺

簾

壁代

軟障

(二) 簾。母屋と廂と、二重にあり。然れども、臨時の鋪設によりて、其の様一ならず。通例青色の絹に、黒く窠の紋を染め付けたるして、四方に縁をさす。元は猶簾の上の外に、帽額を引き張りき。簾には又鈎とて、簾を卷げ上げたる時、掛け置く可き金物あり。是と共に、丸緒の總を下ぐ、之を鈎丸と呼ぶ、鈎丸緒の義とぞ。禁中などにては、此の總を紫に染め、普通は黄赤黒と、三段に染めたる者なり。

(三) 壁代。壁もなく廣き所に、簾に添へかけて、隔をなすもの故に、壁代と云ふ。其の表は、几帳の如く、朽木形、又は花鳥のかたなど、好みによりて畫き、裏は白地なり。紐は廣さ三寸許りの絹にて、是にも蝶鳥などを畫く。簾と共に掛くるには、簾の裏へ、壁代の表を付け、簾を巻き上ぐる時、壁代をも共に巻くを常とす。

此の姫君を、迎へとり奉らせ給ひて、東三條殿の東の對に、帳を立て、壁代をひき、我が御しつらひに、聊かおとさせ給はず、しする聞えさせ(大鏡道長)

(四) 軟障。壁代の類にて、軟障と云ふあり、白絹に紫などの縁を、さしめぐらしたり。雅亮裝束抄(天)に、身屋三方に簾をかけて、おろしたる上に、軟障とて、幔のやうにて、絹に高き松を本體にて、四季の木どもを畫きたりとあり。又便宜に任せて、

几帳

簾

室内の隔にも、したりと見ゆ。

法師はせめて、此處に宿さまほしくして、頭掻き歩くいとほしけれど、又宿り替へむも様おしく、煩しければ、人々は奥に入り、外に隠しなどして、かたへは片つ方(玉)に寄りぬ、軟障など引き隔て、玉葛はおはします(源氏物語玉)

(五) 几帳。借字にて、木丁とも書く。或は座側に立て、或は簾障子のつらに置き、以て内外を遮る具にて、普通は四尺の几帳なり。四尺とは、土居(土)よりの高さを云ひ、帷は五幅を綴ぢ合す。三尺の几帳にありては、帷四幅なり。表は朽木形、常の事なるが、綾織物の、さらさらしさを、用ふる事もあり。裏と紐とは、平絹の定めにて、紐の縫ひやう、壁代の如く、蝶鳥を畫く事亦同じ。

(六) 簾。古くは、後世の如く、厚き物に非ずして、薄く作れるを、幾枚も重ねて用ひ(弟橘比賣命)海に入りましましむとする時に、菅八重皮疊八重、繩疊八重を、波の上(古事記行)に敷きて、其の上におりましましむ(古事記行)

とあるを思ふ可し。後世厚く造るに至りても、始めの程は、猶形の大小長短、一定

せず、又家中、悉く敷き詰めたるには非ずして、只座する所にのみ敷きしなり。疊の種類に、高麗緑の疊、纏調緑の疊、龍鬚の筵などあり。高麗は綾の名にて、白地に黒き小紋あり、紋様は菊花雲形など、定式なし。今も社寺などに、白き麻布に、黒く小紋を染めて、高麗緑の疊と云へど、彼の綾を似せたる者にて、略儀なり。又高麗緑の疊の、むしろ青う、こまやかに厚さが、緑の紋あざやかに、黒う白う見えたる、引き廣げて見れば、何か猶更に此の世は、え思ひ捨つまじ(枕草紙上)纏調は錦の名にて、赤地に色々の糸を以て、花形菱形などを、縦筋の間に、織り出でたるものなり。伊勢貞丈の説に、纏調は本字景調なり、景は日月のかさと云ふ字なり、彼の錦の文のまはりに、同じ色にて、濃色と中色と薄色とを重ねて、三重にへりを取りて織る色、日月の廻りの景の如くなれば、景調錦と云ふとぞ(貞丈雜記家)枕草紙(八)昔覺えて不用なるものの中に、うげんべりの疊の古りて、ふし出できたる、唐繪の屏風の、面損はれたる、藤の懸りたる、松の木枯れたるなどあり。御簾のうち、西の一間に纏調二帖、唐錦のしとね敷きて、内の上(後宇多)の御座とす、同じ御座の北に、大紋の高麗一帖しきて、春宮(伏見)渡らせ給ふ(増鏡老)

西

椅子

龍鬚は蘭草の名なり。龍鬚の筵とは、蘭を色々に染めて、織りたる筵にて、薄く、今花御座と云ふ物なり。四方に、青地の錦の縁を取り、裏を付く。
 (七) 茵。普通なるを、東京錦の茵とす。東京は安南の地名にて、其處にて織れる錦の由なれど、實は我が國にて、彼に擬して織れりと云ふ。是にて、弘さ五寸の縁を取りたる、綿入りの座蒲團にて、縁ともに方三尺五寸に造る。
 唐の東京錦のことととしきはしをさしたる茵に、をかしげなるきんうち置き、わざとめき、よしある火桶に、待従をくゆらかして(源氏物語初)
 (八) 椅子。今の椅子やうのものなり。禁中にては儀式などにて、群臣の拜を受け給ふ時に、著御せられ、其の外用廣し。今鏡(四)●白川に、宇多天皇未だ殿上人におはせし時、業平と相撲し給ひて、椅子の勾欄を、折り給ひし事を、載せたるに、因つて、椅子には、肘掛のある事知られ、猶其の續きに、肥後守某、藏人なりける時、紫檀の切れして、其の折れたるをつくるは、ひとしたる事見えれば、清涼殿の椅子は、紫檀製なる事、察せられたり。紫宸殿なるは、黒柿なる由、倭名抄(四)に見ゆ。
 同じ御時(天曆)梅花のもとに、御いし立てさせ給ひて、花

宴せさせ給ふに、殿上のをのことも歌仕らまつりけるに、

源寛信朝臣

床子

折りて見る、かひもあるかな、梅の花、今日九重の、匂ひまさりて(拾遺集六)
(九)床子。机やうの腰掛なり。雅亮装束抄(度)立(度)つ(調)る(調)に、大床子は……其の體、
上は簀子にて、長さ三尺許り、脚の高さ二尺許り云々とあり。

安福殿の釣殿に、床子たて、東面に(後醍醐帝)おはします、上達部は、簀子の高欄
に、せなか推當てつ、殿上人は、庭に候ひあへるも、いと艶なり(増鏡み川)
とあるも、やがて此の大床子の腰掛なり。倚子と床子との差は、倚子は後並に左
右に倚懸りあるを、床子はさるたよりなし。

胡床

(十)胡床。上座(あひ)の義にて、古くは床子にわれ、何にわれ、小高き臺を汎稱せり。

(四年)秋八月……行幸吉野宮……幸于河上小野、命(か)虞人

驅獸欲射而待、此疾飛來、嗜天皇臂、於是蜻蛉忽然飛來、

齧龜將去、天皇嘉厥有心、詔群臣曰、爲朕讚蜻蛉歌賦之、群

臣莫能取賦者、天皇乃口號曰、

圓座

大和の、小村の岳に、獸伏すと、誰か此の事、大前に奏す、大君は、そ
こを聞かして、玉繩(たまづな)の、あぐら(あぐら)に立たし、倭文繩(やまとづな)の、胡床(こしょう)に立
たし、獸待つと、我がいませば、さ猪待つと、我が立たせば……(日本書紀略)
後世には、今の床几と稱する類に同じく、脚を打ち違へにし、上に革を張りて、折り
疊むべく、作れる物を云へり。

内の御使に、五位藏人参りたり、御さじきの前に、あぐら(あぐら)立て、居たるなど、げに
だ猶めでたき(枕草紙一)

(十)圓座。圓き草褥なり、蒲の葉にて作る。今も神社などに、往々見るなり。貞
丈雜記(八)に、藁とは、稻の葉のみを云ふにもあらず、蒲などの葉の枯れたるも、藁
と云ふ可し、其の葉にて、組み作りて、物の蓋のやうなれば、藁蓋と云ふを、詞にはわ
らうだと云ふ歟とあり。

主の郡司が家へ行き向ふ所に、郡司極めたる相人なりけるが、口比はさもせぬ
に、殊の外に饗應して、わらふだ取り出で、對ひて召しのぼせければ、善男怪みを
なして(宇治拾遺物語大納言)

膝突

元來蒲團（一）と云ふは、圓座の事にて、今の世褥の事を、蒲團と云ふは、誤なり。
（主）膝突。薄緑の疊を、小さくこしらへたる者にて、此の上に、膝を突き、物云ふ料なり。

彼の又五郎は、老いたる術士の、よく公事に馴れたる者にて、ぞありける、近衛殿着陣したまひける時、膝突を忘れて、外記を召されければ、火燒きて候ひけるが、先づ膝突を召さるべくやあらむと、忍びやかに、つぶやきける、いとをかしかりけり（徒然草段百二）

文杖

（主）文杖。奏杖とも、又文夾とも云ふ。大方白木なれども、殿上なるは黒塗なり。長さ五尺許りにて、端に金具あり、鳥口と云ふ、嘴に似たればなり。是は文書を挟みて、貴人に指し出す具なり。

此の史、ふんばさみに文夾みて、いらなく振舞ひて、此の大臣に奉るとて、いと高やかに、ならして侍りけるに、大臣文もえ取らずして、おなゝきて、やがて笑ひて「今日はすぢなし、右の大臣に任せ申すと、だに、云ひやり給はざりければ、それこそ、菅原の大臣の、心のまゝに、まつりごち給ひけれ（大鏡時平）

覽筥

（古）覽筥。御覽筥の上略にて、文書を盛りて、貴人の御覽に供する具なり。

義澄は、赤威の鎧に、兜をば着ず、右の膝を突き、左の膝を立て、紫葛の筥に入れ奉る所の、宣旨袋を請取り奉らむと、左右の手を捧ぐる時、康定、兼ねて三浦介とは、承て侍れども、抑御使は誰人にて御座するぞと、尋ね候しかば、三浦介とは名乗らずして、三浦荒次郎義澄と名乗る儘に、宣旨請取り奉る、良久しくあつて、覽筥の蓋に、沙金十兩入れて返す（源平盛衰記 三十三●頼朝 征夷將平宣）

とあれば、總べて、藤葛にて編みたる箱なる可く、蓋もあるものなる事知られたり。猶紫或は白の紐を付くと云ふ。

（主）柳筥。柳の木を、廣さ五分程に、三角に削り、そを幾つも並べ寄せて、絲にて編みたる箱にて、後には、紙捻にて綴ぐる事となれり。後世は、此の蓋の棧を高くして、脚とし、机やらの物にしなして、冠、經卷、筆硯などを載する臺としたり。筥は、底板にて、上底（ひき）なり、何にても入れ、別に定なし。

柳筥にすうる物は、縦様横様物によるべきにや、巻物などは、縦様に置きて、木のあはひより、紙ひねりを通して、結ひ付く、硯もたてさまに置きたる、筆ころばす



柳筥

してよしと、三條右大臣殿仰せられき(徒然草七段)
 又七日の夜は、おほやけの御産養なり、藏人少將道雅を御使にて、参り給へり、松
 君なりけり、物の數かきたる文、柳柳篋篋に入れて参れり、やがて啓し給ふ(榮華花初)
 此の柳篋を、柳葉柳葉と云ふは、略語なり。

厨子

(共)厨子。御厨子棚と云ふを、略せるなり。元は御厨子所食物を調ふる所にて、
 食物を納め置く棚なるを、器物、草子の類を、載せ置くに、便利なるより、其の形を模
 し、美麗に造りなして、貴人の坐側に置くやうになりぬ。其の體、二階棚の如くに
 て、棚板の面を、錦等にて張り、端を組緒にて綴ぢ、緒の殘餘を、柱の方へ引き出して、
 總角などに結び垂れ、下方に扉を付け、兩開き(第八圖)にす。即ち扉あるを厨子と
 云ひ、扉なきを二階棚と云ふ。

おはします殿を見れば、近き御厨子、御調度ども、なにくれ、硯なども、さながら打
 ち散りて、只今まで、御座しましける跡と見えながら、宮人などだに、一人もなし

(増鏡雨時)

(七)二階棚。大方黒塗にて、棚は二段共に、上に錦を押し、四方組緒をさし廻して

二階棚

餘れるを、棚の四隅に、總角などにして垂れて、飾りとする事、厨子と同じ。此の上
 段には、右方に銀の火取に、同じ籠籠を掩ひ、左方に、泔泔坏坏を置く、其の臺の表にも、錦を
 おしたり。火取は、蒸物くゆらす料にて、泔坏は、髪かく水を入れ置く器なり。
 蓋し、泔は白水と讀む字なり、坏は總べて、梳の類を云ふ……さて泔は、米を水に入
 れて、糠をゆり、米と米とを、すり合せてとぐ故、ゆりすると云ふ事を略して、ゆする
 と云ふなり、米をとぎたる、一番の白水を、髪水に用ふるなり、此の白水を入る、坏
 なる故、泔坏と云ふなり、白水は性の寒る物なり、人の血氣は、のぼす物なり、のぼせ
 強ければ、眼わるくなり、或は頭痛し、又は髪の内、瘡を生ずる事ある故、頭をば冷
 すをよしとす、依之、髪を結ぶに、白水を櫛櫛に付けて、髪を梳るなり」と、貞丈雜記(調度)
 にあり。下段には、右に唾壺を据ゑ、左に打亂打亂の篋を置く。唾壺は、唾はく料とて、
 備へ置くなる可し。打亂の篋は、手箱の懸子やうの物にて、古くは蓋ありき。是
 には何も入れず。花鳥餘情(繪)に、打亂の篋の蓋の上にて、髪を梳る時、髪髪の具うち
 亂し侍れば、篋の名とせる由見え、倭名抄(調度)には、巾箱者盛手巾之器也(俗云打)
 もあれば、古くは手拭を入れたりと見ゆ(第九圖)。

母屋のきはに、香染の御木丁など、ことごとしきやうに見えぬ物、沈の二階などやうのを立て、心ばへありて、しつらひたり(源氏物語)。此の頃、薰物合せさせ給ひて、人々に配らせ給ふ、御前にて御火取ども取り出でて、様々のを試みさせ給ふ(榮華物語)。帯刀御ゆるの調度など、取り置きて、立つとて、搦探るに無し、心騒ぎて、起ち居ふるひ、紐解きて求むれども、絶えてなければ、如何に成りぬらむと思ひて、顔赤めて居たり(落窪物語)。

其の日に成りて、えならぬ御装ども、御櫛の箱、打亂の篋、香の箱ども、世の常ならず、種々の御薰物ども、薰衣香(か)又なき様に、百ふの外を、多く過ぎ匂ふ迄、心ことに調へさせ給へり(源氏物語)。

(六)鏡臺、先づ鏡篋と云ふあり、普通八花形にて、鏡のはかに、守と汗手巾と領巾とを容れたり。さて此の鏡を、鏡臺に掛けむには、領巾と汗手巾とを懸け、其の上(七)に守を掛けて、後に鏡に及ぶ。領巾は青絹に縫取して、其の形冠の燕尾の如し。元來領巾は、昆蟲塵埃などを拂はむが爲に、人の領に懸けたる巾なれば、是も始め

鏡臺

唐櫃

燈樓

は鏡の塵を拂ふ料なりけむを、いづしか元の用は忘れられて、只裝飾にのみなりしなる可し。次に汗手巾は、唐綾の三尺許なる物にて、是も誠に手を拭ふ料にはあらず、鏡を篋に納むる時、それを包む巾の手拭の形したるより、斯くは名けたるか。守は、人の胸のあたりにかけし、筒守と云ふ物の形して、赤地の錦を疊みて作れり。是全く鏡の下部の前へ反りて、少し仰様(あがりさま)になり、人の座して向ふに、容姿の映りよき様を計らへるにて、固より眞の守には非ず(第十圖)。

御鬘莖のしどけなきをつくる、ひ給ふ、わりなう古めきたる鏡臺、唐櫛篋、かゝげの箱など、取り出でたり(源氏物語)。

(五)唐櫃、「からうど」とも云ふ。長持と云ふ物の形して、兩脇に一本づゝ、前後に二本づゝ、合せて六本、足の付きたる物にて、衣裳、其の外何にても、納るゝものなり。後世の具足櫃なき時代には、甲冑の類をも入れたり。

大將軍、小松權亮少將維盛は、生年廿三、容儀帯佩、繪にかくとも、筆にも及び難し、重代の着背長、唐革と云ふ鎧をば、からうどに入れて、昇かせらる(平家物語)。
(三)燈樓、燈の字、灯にも造り、又燈籠とも、燈爐とも、書く。但し、狩谷按齋の説に

「燈樓は其の形方にして、上は兩下屋の如し、木にて作りて、樓の如くなれば云ひ、燈籠は竹にて造れるを云ひ、燈爐は油を承くる者にて、三物各異なり、倭名抄の作者通稱となすは、非なる由見えたり(箋注倭名抄四)。さて此處に述ぶる燈樓は、其の形四角にして、木にても、又鐵にても造り、屋あり、廂にも掛け、又身屋にもかく。守出できて、とろろ掛け添へ、火あかくか、げなどして、御果物許り参れり」とばり帳も如何に、そはさる方の心もなくては、めざましきあるじならむとの給へば、何善けむとも、之承らずと、かしてまりて侍ふ(源氏物語木)

清涼殿の夜、御殿なる搔燈かきともしと云ふも、此の燈樓の事なり。徒然草(三十一)にも、夜の御殿のをば、搔燈かきともしとうよなど云ふ、又めでたしとあり。又禁腋秘抄(清涼殿)に、夜の御殿は、御帳日の御座の如し、壁代懸たり、四の隅に、とろろありと見え、帳臺の隅の所に當り、組入(天井)より、燈樓を釣り下げたるなり。

家長は、此恩如何にして報せむと思ひけれど、便宜もなかりけるに、伴人御前の搔燈かきともしかき上ぐとて、搔き消ちて、紙燭かみそしさしに行きたりけるまに、家長やをら寄りて、油を取りて、皆飲みて、返置丁紙燭かみそしとして、歸參の時、家長寄て見て、油のつやつ

燈臺

燈臺

や候はで、消えて候けり」と申されたり(古事談道后宮)

(世)燈臺。燈臺とも云ひ、形燭臺の如く、上に油蓋あり。是に高燈臺、切燈臺、菊燈臺など、品々あり。切燈臺とは、上蓋を載する所を蜘蛛手にし、下臺は四方にて角を切れり、菊燈臺とは、上下共に菊の花形なり。何れも底に打敷を布く。

さる程に、景廉は太刀をば投捨て、下人に持せたる長刀を取り、兜をしめ、鐘を傾けて、椽の上へ、つと上り、侍を見入れたれば、高燈臺に、火白く搔立たり、さしも人ありとも見えず(源平盛衰記 廿八)

除目の中の夜(方弘)指油するに、燈臺の打敷を踏み立てるに、新しき油單なれば、強う捉へられにけり、さし歩みて歸れば、やがて燈臺は仆れぬ、機は打敷につきて行くに、まことに道こそ震動したりしか(枕草紙六)

又結燈臺と云ふあり。こは細く丸く削りたる木を、立鼓の如く立て、其の上に土器を置き、火をとます。

(三)臺盤。食物を盛りたる盤を、載する臺なれば、正しくば、盤臺と云ふ可きなり。類聚雜要抄(一)には、まさしく盤臺と書きたる所あり。然れども、古來普通は臺

高坏

盤と云ひ習へり。盤と臺と別なる證は、おももの參らする折は、臺盤所におはしまして、御臺や盤などまで、手づから拭はせ給ふ、何をも召し試みつゝ、なむ、參らせ給ひける(大鏡 師三)御まかなひの臺に据うるを見れば、御盤に、白き干瓜三寸許りに切りて、十ばかり盛りたり(宇治拾遺物語 七●三條中 納言水飯)臺盤にも、小臺盤、切臺盤、長臺盤など、種類あり。長臺盤は長さ八尺、二人以上の料切臺盤は長さ四尺、小臺盤は切臺盤よりも、小き物と覺ゆ。何れも四脚にして、机やうの臺なれば、雅亮裝束抄(大鏡)には、机を立て、髪をば据うるなりとも書けり。(三)高坏。亦盤を載する臺なるが、是は一つ足にて、角高坏、圓高坏の二種あり。角なるを晴の具とし、圓なるを略儀とす。即ち足一本なるが故に、古書には臺何本とも書けり。雅亮裝束抄(中●晴)に、對の南おもてに、高麗を二行に敷きて、むしろを敷かず、髪は高坏にて据うるなり、高坏のするやう、一人の前に三本なり、それを向ふ様に据うれば、六本がさしあひて、据ゑらるゝなりとあるが如し。つとめて、其の家のめのことも出で、浮海松の浪に寄せられたるを拾ひて、家

折敷

の内に持て來ぬ、女がたより、其の海松を高坏に盛りて、柏を覆ひて出したる、かしはに書けり(伊勢物語 八七)源氏物語(生)に、紫壇の高坏、藤の村濃の打敷に、をりえだ縫ひたりなどあれば、さやうなる木にても、作りし事を知る。これはとわり、彼はかゝりなどの給はするに、高坏に參りたる、大殿油なれば、髪の筋なども、中々晝よりは、けせうに、まばゆけれど、念じて見などす(枕草紙 九)南の院の北面に、さし覗きたれば、高坏どもに、火をともし、二人三人四人、さるべきどち、屏風ひき隔てつるもあり、几帳中に隔てたるもあり(同 十)とあるは、高坏を打ちかへし伏せて、土居の底に、油蓋を据ゑたる者にて、常の燈臺の高さに過ぐる時、便宜に斯かる事をもせしなり。又東鑑(三十五●寛元二年)などに、土高坏と云ふ物見ゆ。是は土製の臺にて、上に折敷を載する料なり。神供などに、用ふる事もありとぞ。(苗)折敷。細き板を、四方に折廻して、縁としたる盆にて、角なるも、隅切なるもあり。食物入れたる盤、又は盃などを載するに用ふ。上代には、枝葉を折り敷きて、

盤とせしよりの名なり。

折敷手づから取りて、是は御前に參らせ給へ、御臺などうちあはで、いとかたはらいたしや」と云ふを聞くに(源氏物語五)

御めし物は、うるはしく、御器などにも、參りするで、只御土器にて、臺などもなく、折敷にとりするつゝぞ、參らせける(大鏡時平)

とあるを見れば、折敷は臺よりは略儀と見ゆ。又折敷に、足打と云ふもあり、足の付きたるなり。足は板にて、くり形をくり、二枚左右にあり。

(莖)衝重。折敷の下に、檜の片、木板を折り曲げ、(目)眼像と云ふ穴を、くり開けたる臺を、付けたる物なり。貞丈雜記(七部)に「三方四方供饗の惣名なり、皆衝重なり、上の臺と下の足を、衝き重ねたる物なる故、つゝいがさねと云ふなり、三方に穴を開けたるを、三方と云ひ、四方に穴を開けたるを、四方と云ふ、穴を一つも開けざるを、供饗と云ふ、此の三品は、何れも同じ形なり」とあり。但し今の三方よりは、臺低く、穴の大きなる物にて、これ亦食器を載する臺なり。

光親卿院(後鳥羽)の取勝講の、奉行して候ひけるを、御前へめされて、供御を出さ

衝重

三六二

懸盤

れて、食はせられけり、物食ひ散したる衝重を、みすの中へさし入れて、罷り出にけり、女房あなきたな、誰に取れとてかなど、申しあはれければ、有職の振舞、やんごとなき事なりと、返す返す、感せさせ給ひけるとぞ(徒然草四八)

(其)懸盤。亦食器を載する臺なり。昔の懸盤は、足と上の折敷と別々にて、さながら四本足の臺の上に、折敷を載せ懸くるやう、せし物にて、懸盤の面には、織物を押すを本義とす。後世のは、折敷と足と附着せり。

殿上人の座には、懸盤の物ども、いみじうし据ゑたり、御隨身所、召次所、數知らず、机のものども、しするたり、もてなし給ふ様、心ゆくさまなり、笑ましく、流石に見ゆ(榮華物語四手)

(其)禮盤。佛を禮拜する臺の意にて、寺院、或は持佛堂などに置き、僧たちの念佛讀經するに、昇る座なり。其の様、濱床の臺に似て小さく、上に疊を布く。又禮版とも書けり。

佛のさらさらと見え給へる、いみじう尊げに、手毎に文を捧げて、禮盤に向ひて、論議誓ふも、さばかり、ゆすり満ちて、これはと、取り放ちて、聞き分くべくもあら

禮盤

犬防

ぬに(枕草紙六)

(其)犬防。元は寢殿などの階前に立て、犬などの濫りに上らぬやうにせし瑠を云ひしを、中古の草子物語等に見えたるは、大抵佛前にある一の調度なり。犬防の中を見入れたる心地、いみじく尊く、なごて月比も、まうです過しつらむとて、先づ心も起さる(枕草紙六)

即ち佛前の置格子にて、其の様は、

御前の方の犬防は、皆金の漆のやうに塗りて、ちがひめ毎に、螺鈿の花形を据ゑて、色々の玉を入れて、上には村濃の組して、網を結ばせ給へり(榮華物語玉)とあるより見れば、上までは無くして、下の方にのみありと見ゆ(上方は組糸して、網を結びて、堺としたる記事なり)。今も偶寺院に、さる様に見ゆる物を、結界と名づけて、佛堂の内陣と拜殿とを界する、丈五尺許りの格子に、土居ありて、何處にも立て置く可く、したるあり。一名犬防とも云ふなり。されば犬防は、元階前に立つる瑠なりしを、其の體同じければ、佛殿の結界をも、しか云ひ習ひ來しなる可し。

第四章 冠帽

冠。有紋無紋。纓の種類。額の種類。掛緒、綾。烏帽子。立烏帽子。風折烏帽子。侍烏帽子。細烏帽子。額烏帽子。揉烏帽子。烏帽子のさび。其の塗。

冠

冠は正しくば、かゝふりと云ふ可く、かうふりは其の音便なり。さて古代の冠は、縋を以て袋の如く縫ひ、縁を取りたるを、被るまでなりしを、奈良朝以來、漆紗の冠を用ひ、髻の所は絞り寄せ、同じ紗の幅狭きして、髻の根を、冠の上より結び、其餘りたるを、後方へ垂れさ。是後世の纓の起原とす。平安朝に入りては、冠次第に堅くなり行き、遂に額當とて骨を造り、其の上に羅綺など張り、後部には、髻を容るゝ所を、高く造りて、彼の髻の根を結びし狭き絹は、纓とて、全く飾物となり果てぬ。鳥羽天皇以來、剛裝束行はれしと共に、冠も張抜にして、益堅かりき。今昔物語(四十八)に、大學の衆、人を倒す蝦蟇ふまむとして、己が冠落ちて、沓に當りけるを、蝦蟇ぞと心得て、散々にふみしが、巾子強くて、ひしげざりし話を載せたり。左に冠の名所を擧げむ(第十一圖)。

有紋、無紋

(一)を巾子と云ふ、即ち髻を容るゝ所なり。
 (二)を髻と云ふ、是を髻にさし通して、冠をとむる事、本義なれど、後には掛緒出来て、髻は唯裝飾となれり。
 (三)を甲とも頼とも云ふ、此處に透かすの有ると無きとあり。
 (四)を磯と云ふ、冠の縁なり、是に高きと低きとの別ありて、稱を異にす。
 (五)を纓と云ふ、又燕尾とも稱するは、形によりて名付けたるなり。蓋し古代のは、柳枝の如く撓かたむむ勢なく、柔かにして、直ちに垂れ、兩岐にして、其の形燕尾に似たりしなり。中世以後は、周圍に骨を入れ、中に冠と同じき羅を張り、冠と別に造りて、さし込むやうにせり。

冠は人品によりて制度あり。五位以上の人、有紋の冠を用ひ、六位以下は、無紋の冠と定まりき。衣服令(朝)に、親王以下諸臣の五位以上は、並に皂しやうの羅の頭巾(冠)の諸臣の六位以下は、並に皂の緞かたかの頭巾なる由、規定せられたる、是なり。蓋し羅は織文あり、緞は無文なり。さて有紋の冠とは、小菱形の紋ある羅を以て、張れる者にて、後世は、羅に織文なき由にて、小菱の紋を綴つぢ付けたり。崇徳天皇長承

細の種類

二年、御妹なる齋院の薨去により、天皇無紋の冠をゆし給ひし事、今鏡(六)の(志)に見えたり。

冠には垂纓、卷纓、柏夾、細纓、繩纓など、纓の種類多し。垂纓とは、文官常儀の纓にて、第十一圖の如く、纓を撓めて、後に垂れたるなり。武官とても、髻固に非ざる日には、皆垂纓なり。纓の撓めやう、臣下は巾子より高からぬやうにするを、定制とす。卷纓とは、纓を内へ巻きて、黒塗りの夾木にて、挟み置くを云ふ、是武官の冠なり(第十二圖の一)。近世家によりて、巻きやうを異にせり。

承久の頃、内裏へ盗人を、追入れたりけるを、所の衆行實記録所邊にて、搦めとりけり、行實伴の盗人に、白き水干袴に、紅のきぬ著せて、さうもつ頭にかげさせて、北陣を渡して、檢非違使に受取らせられけり、行實は衣冠に卷纓して、深沓をどはきたりける、佐々木判官廣綱、白襖に毛沓はきて、郎等廿人に一色の鎧著せ、受取りけり、ゆゝしき見物にてぞ侍りける(古今著聞集十二)

凶事の時は、文官も共に卷纓なり。但し外へ巻く(第十二圖の二)。近くまのあたり悲しかりしは、四條院の御事なり、玉禮ことに恙なくて、御みめ

も類なく、わたらせおはしまし、仁治三年正月六日、俄に御不豫の事あつて……九日寅の刻に、御歳僅に十二にて、隠れさせ給ひにし事、たとへを取るに、たゆしなき事なり……限りのたびの行幸には、左大臣、右大臣……六條三位以下、侍臣數輩、衣冠に櫻を巻きて、藁沓をはきて、供奉ありし、目もあてられざりし事なり(古今著聞集 卷十三)

柏夾とは、櫻の端の上になるやう、撓め疊みて、白木の挾木にて、止め置くを云ふ。是は内裏炎焼、地震、雷鳴など、非常を警固する時、又は急用の御使などに、文官の垂櫻を、かくさまにするを例とす(第十二圖の三)

中宮も主上と、一つ車にぞ召されける、別當惟方、新大納言經宗、直衣に柏夾して供奉し、藻壁門より、行幸なし奉れば、此の門は金子平山固めたり(平治一●主上六)若き上達部などは、直衣に柏夾して、夜中曉となく、遣けさ嵯峨野を、寮の御馬にて、馳せありき給ふ(増鏡別)

細櫻とは、元櫻の幅細きものなりし由なるが、後には織物を用ひず、鯨の骨二筋さしたるにて、六位以下の武官の料なり。繩櫻とは、其の櫻軸繩にして、二筋の内一

額の種類

筋を、黒布にて巻く。此の冠は、天皇諒闇の時などの御料にて、光らせで、只黒く染めたる布製のものなり。

帝は御妹におはしませば、御服奉りなどしけり、紋もなき御冠、繩櫻など聞えて、年中行事の障子のもとにてぞ、奉りける(今鏡六●志賀)

額には厚額、薄額、透額、半透額と云ふあり。厚額とは、冠の礎を厚く作りたる物、薄額とは、其の薄きを云ふ。透額とは、冠の甲の上に、半月形の穴を設け、羅一重を張りて、透したるを云ひ、壯年の者、上氣の洩れむ爲に、斯くはしたり。半透額とは、甲の上を、弦月形に透したるもの、又半額とも稱す。凡そ厚額の冠は、丁年以上普通に通に用ひ、薄額以下の冠は、少年の料なるが、装束拾要抄(上)には、齋記を考ふれば、若年淺官の人、十六歳以後と雖、猶薄額を可用由見えたり、京極太閤師實公は、三十歳左大臣の時、厚額を用ひ給へり、後二條關白師通公は、三十二歳内大臣の時、是を用ひ給ふなり、宇治左府頼長公、十八歳是も内大臣の時、始て厚額を用ひ給へり、是等の先例を見れば、十六歳以後も、任槐已前は、用捨あるべき事なり、近比は官の淺深によらず、一向十六歳より、厚額を用ふる事になれりと見えたり。

掛緒、綾

〔公教〕大方おとなしきやうに振舞ひて、藏人頭になり給へりしに、弟におはせし
 公行の辨に始めてなりて、厚額の冠になし給ひければ、我も今は厚額にせむと
 て、同じやうにして、内に参り給へるに、成通宰相の、中将に始めてなりて、暫しは
 透額の冠にてとや思しけむ、内に参り給ひて、頭中將のかぶりを見給ひて、額に
 扇さしかくして、罷出で給ひて、やがて厚額になりて、おはしけり（今鏡木の梅の本）
 冠はもと纓を以て、髻に結び付けしを、其の後は、髻をさし込みて、堅く留めし物
 なれば、昔は掛緒と云ふものなかりしが、後に纓も髻も、唯作付けの裝飾となりし
 より、別に掛緒と云ふ物出来ぬ。是は紙捻を以て、巾子に懸け、兩耳の裏を経て、頤
 の下にて結びとむるなり。是に美麗なる紫、蒔黄、村濃等の組紐を用ふるは、蹴鞠
 家のし出でし業にて、本儀に非るが故に、参朝の時、斯かる事、固より叶はざりき。
 綾は第十三圖の如く、糸にて製する物にて、冠の左右掛緒に付く。倭名抄（冠十二）
 には、綾一名老繫注に、和名冠乃乎、一云保々須介、又云於以加計、或説云、老人髻落、以
 此繫冠使不墜、故名老繫也、今不論老少、武官皆用之とあり。猶於以加計と云ふ名
 義に就きては、古來諸説あるが、伊勢貞丈は、置繫なる可し、髻の上に置き繫くるな

り、キとイ音相通なる故、オキをオイと云ふなる可し（安齋隨筆五）と云へり。さて
 綾は、何の爲にせし物か。和名抄に、冠の緒とあるは、實に綾の本義なる如し。同
 書或説の、老人髻落、以此繫冠使不墜云々とある、老人髻落の四字は、老繫と云ふ字
 に就きての附會説なれど、元は老若に拘らず、冠の墜ちざらむ爲に、髻の外に、緒を
 懸くる事も、ありしなる可し。斯くて冠の縁へ、緒を結び付けたるが、其の結び餘
 りし端打散りて、水干の菊綴の如くなりしならむ。されば、武官の常に之を用ふ
 るも、運動の劇しき役なれば、始めは冠の墜ちざらむやうに、豫め注意して、斯くし
 たりけむを、後世には華飾の具となり、形をも大けくして、別に取付けし故に、其の
 形を見たるのみにては、さる事とは思ひも寄らず、元の用は全く忘れられし者な
 らむ。されば冠乃乎とあるは、其の實を云へるものにて、中々に考古の徴となる
 べき詞なり。又和名抄に、保々須介とあるは、保々は額にて、須介は穴に糸をさし
 通す事を、すと云ふと同意なる可く、額の上にすげたる緒の義ならむ。

公泰の宰相中將、劍璽の役つとめらる、櫻蒔黄の表袴、樺櫻の下襲、山吹の浮織物
 のきぬ、紅の打ちたる單を、重ねられたり、白くまろく肥えたる人の、眉いと太く

烏帽子

て、綾のはづれあな滑げと、たのもしくぞ見えられし(増鏡 秋山)
 上古烏帽子と云ふ物なく、唯禮冠の下に被りし頭巾ありしが、醍醐帝の頃より、
 褻には一般に簡便なるまゝに、烏帽子を用ふるに至り、爰に冠帽別れて、冠は正服
 以上に用ひ、帽は平服以下に用ふる習となりぬ。されば官位ある者は、參朝の時
 冠を戴き、家内に於ては帽を被り、無位無官の庶民は、朝夕常に帽を用ひたりし事、
 古世に能く見る所なり。さて烏帽子も、始めは黒き絹にて、袋の如く縫ひたる、い
 と柔かき物なりしを、鳥羽天皇の時、花園左大臣源有仁と仰せ合されて、烏帽子を
 も、剛く作りそめ給ひき。

此の大將殿(有仁)は、殊の外に衣紋をぞ好み給ひて、上の衣などの長さ短さなど、
 細かにしたゝめ給ひて、其の道に勝れ給へりける、大方昔は……烏帽子も剛く
 塗る事もなかりけるなる可し、此の頃こそ、さび烏帽子、さらめき烏帽子など、折
 々かはりて侍るめれ(今鏡 花の)
 されば古代の、柔に袋に似たる烏帽子を、袋の烏帽子など云へり。
 年七十餘許りなる翁の、髪もはげて、白きとても、おろおろある頭に、袋の烏帽子

立烏帽子

を引入て、もとも小きが、いとど腰屈まりたるが、杖にすがりて歩む(宇治拾遺物 語家 功徳 出)
 左に烏帽子の種類を述べむ。

(一)立烏帽子。立烏帽子は、烏帽子の本體なり。元は立烏帽子を、烏帽子と許り
 云ひしを、後に種々の折烏帽子出來てより、折らぬをば立烏帽子と云ひて別てり。
 時頼入道は、幼少より小松殿に候ひけるが、出仕の時は、繪かき花つけたる狩衣
 に立烏帽子、私に行には直垂に折烏帽子、衣文を立て髪を撫で、さしも花やかな
 りし有様に、今は黒き衣に、同じ色の袷袷に、やつれにけりと哀なり(源平盛衰記 四十 中將 相見 瀧口)

其の被りやう、立烏帽子を戴きて、前の方を押込みしを、近世のは、始めより押込み
 たる形に、紙にて製して、漆にて堅く塗り固めたり。立烏帽子に、大さびの立烏帽
 子、柳さびの立烏帽子の類あり、さびとは、皺の事なり、猶後に述べ可し、柳さびの立
 烏帽子には、縁なし。さて立烏帽子の形は、横廣さと縦長さと、同じきものとす、堅
 が横より長ければ、即ち長烏帽子なり。

風折烏帽子

又みそかに、怒びてくる所に、長烏帽子して、さすがに人に見えじと、まどひ出る程に、物につきさはりて、そよると云はせたる、いみじう悪し(枕草紙三)

(二) 風折烏帽子。右の立烏帽子を被りて、上を筋違に折伏せたる體にて、風にて吹き折られたる様なるが故に、風折烏帽子の名あり。左手を舉げて、右方へ折伏せたるを、右折と云ひ、左折亦是に准ず。元の名は平禮烏帽子にて、單に平禮とも云ひ、風折は後の名なり。伊勢貞丈の平禮考に、平禮は古名にして、風折と云ふは、新名なる可し、古書に風折と云ふ名目なし、皆平禮とあり……西三條裝束抄、三光院内府記等には、風折の名見えたり、其頃より云習したる事歟とあり。總じて烏帽子を折り伏せたる所を、平禮と云ふ、ひらめく義なり、魚の鱗も同じ。古の烏帽子は、柔かにして、頭へしかと引入るゝが故に、後世の如く、掛緒なく、折りたる所ひらめく、是平禮烏帽子と云ふ所以なり。要するに、前方を押込みたるが立烏帽子、其の儘上方を折りたるが平禮烏帽子、又是を種々に折疊みたるが折烏帽子なり。於鳥羽院御前、有酒宴之日、宰相中將信道爲上戸、而一兩度之後、固辭、尙被責仰之時、申云、冠の額のつめ候之間、不可叶云々、氣色實不便、上皇忽令着御之烏帽子を

侍烏帽子

取て、是をせこととて給ければ、左府俊房御前に候が傳給て、自が烏帽子を取て出、小本鳥こほんどりに著件御烏帽子、俊房がをこそ直にはいかいとて、平禮の烏帽子を給ふ(古事談一●王)

前の立烏帽子と、此の風折烏帽子とは、公家もめしたり。其中、立を本式とし、風折を略儀とす。其の證は、三中口傳に、上皇參熊野山路次、參住吉若くは日吉時、雖着折烏帽子、奉幣時必着立烏帽子とあり。大方直衣に立烏帽子、狩衣に折烏帽子の定めなり。

(三) 侍烏帽子。實は折烏帽子の事にて、武士の被る烏帽子なればとて、近代俗に侍烏帽子と云ふ。さりながら、移りては農工商も共に被りたれば、侍烏帽子とのみは云ひ難し。此の烏帽子も、昔は柔なる立烏帽子を折りて、三角のまねきを作れるなれば、平禮烏帽子の一種なり。

公家の人々、いつしか云も習はぬ坂東聲を使ひ、着も馴れぬ折烏帽子に額を顯して、武家の人に紛れむとしけれども、立振舞ふ體さすがになまめいて、額付の跡以ての外にさがりたれば、公家にも付かず、武家にも似ず、只都鄙に歩を失ふ

人の如し(太平記下時勢粧)

近代は剛く塗り固め、まねきを切放にして、取置きに製りたる故に、わらぬ者となりぬ。さて折烏帽子を被るには、先づ小結とて、二筋の組糸を髻に結び置き、其の先を烏帽子の外へ通して、結び置くなり。後世には、烏帽子掛(一名、頂頭掛)とて、烏帽子の頂より緒を掛け、頤の下にて結ぶ事、常となりぬ。

(四)細烏帽子。立烏帽子の細長さを云ふ、細立烏帽子と云ふも同じ。初めは武官の料にて、是も堅く塗らず柔なりき。後三年合戦記の繪に、細烏帽子被りたる武者多く見えたり。それには縁なきもあり、縁あるもあり、直垂に細烏帽子着たるもあり、鎧に細烏帽子着たるもあり、細烏帽子に鉢巻したるもあり。斯くて鎌倉時代以前には、専ら武士の著し物なるを、それより後は、公家衆も着用せし事あり。先づ武官の例、

三月十一日は、八幡の行幸にて、諸卿皆路次の行粧を事とし給ひけり……藤房も、時の大理にて座する上、今は是を限りの供奉と思はれければ、御供の官人悉く目を驚かす程に、出立れたり、看督長十六人……列を引き、次に走下部八人、細

細烏帽子

類烏帽子

烏帽子に、上下一色の家の紋の水干着て、二行に歩み續きたり(太平記房卿通世)

公家の例は、永仁六年後伏見八月五日、新院伏見脱離の後、始めて嚴親後深草法皇の御在所、常磐井殿へ、御幸ありし時、供奉の公卿廿一人の中、狩衣細烏帽子の者、十人許りありし由、御幸始部類記に見えたり。是始めは風流新奇を好みて、着用せしなれば、武士が實用に便宜なる爲に、軍陣に用ひしとは、其の旨異なり。此の後室町時代には、堂上方も多く細烏帽子を着用したり。

(五)類烏帽子。類烏帽子は、童男の類に當つる、黒き三角の烏帽子にて、龍頭鶴首の船に棹さす童などの、類烏帽子を被れる事、能く古畫に見えたり。

弓

西行上人

しのためて、雀弓張るをのわらは、鶴烏帽子の、はしげなるかな(夫木集三十)

天皇の冠禮に、豫め空頂黒幘を類に當て給ふは、冠の代りなれば、類烏帽子も此の類にやある可き。後世亡者、並に葬送の従者、白紙にて是を作り用ふる事あり。北野天神縁起には、葬送に従事したる者の中に、折烏帽子の上に、白き類烏帽子を當てたる、見えたり。

揉烏帽子

(六)揉烏帽子。揉烏帽子は、軍陣の時、兜の下に被る烏帽子なり。是に三品あり
(イ)梨打烏帽子(ろ)引立烏帽子(ハ)柳さびの折烏帽子。何れも柔かにて、兜の下に被
るに宜しきやうに、揉みたる烏帽子なる故に、總名揉烏帽子と云ふ。剛く塗り固
めたる烏帽子の中に、右の三品は、後世も昔ながらに柔かに作れり。

(イ)梨打烏帽子。梨は借字にてなやしなり、柔かにするを云ひ、打は作る事なり。
即ち柔かに作れる烏帽子にて、表は鉄子、鍔染の綾、裏は薄様を黒漆にて塗りて、
縫ひて作る。

既に其の夜も明方になりしかば、武藏坊辨慶は、居たる所をつんと立ち、四間所
へつつと入り、何時も好む襦の直垂、水に鴛の脇楯し、三引雨の弓籠手指し、未だ
鍔は着ざりけり、梨打烏帽子おつ被うて、白綾疊んで鉢巻にむすど締め、二尺餘
なる打刀を、十文字に指す儘に、四尺二寸の太刀佩いて、人々御免候へとして、四間
のでより、中門の廊に出で、唐櫃に腰をかけ、東向にぞ居たりける(舞の本高館)
(ろ)引立烏帽子。紙にて薄く作り、さびは大さびにて、後を見よ(縁塗り)にす。形
は、右の梨打烏帽子の後の角を引立てたる様なり。

烏帽子のさび

行家は縫物の紺の直垂に、同じ毛の鍔引立烏帽子を着けて、郎等三人を相具せ
り(源平盛衰記 三十二 ●法皇) 自天台山還御)
興一誠にと思ひ、兜をば脱ぎ、童に持たせ、揉烏帽子引立て、薄紅梅の鉢巻して、
手綱かい繰り、扇の方へぞ打向ひける、生年十七歳、色白く小髭生ひ、弓の取様馬
の乗貌、優なる男にぞ見えたりける(同 四十二 ●射馬)
又武士ならぬ者も、之を被りし事、御幸始部類記(永仁六年)に見えたり。
(ハ)柳さびの折烏帽子。柳さびの立烏帽子の上を折りて、竹釘にて留め置く者
にて、是も紙にて薄く柔かに作る。總べて柳さびは、下賤の人の料なり。
烏帽子のさびとは、皺の事にて、大さび、横さび、柳さびなど種々あり。いにしへ
烏帽子を柔かに作りし時代には、烏帽子を揉みて、其の皺の寄せやうに、變りな
りしを、後世堅く塗る烏帽子に至つて、版木に型を掘り、紙を推當て、打込みて、さ
びを作るが故に、さびに種類出来たり。先づ大さびとは、岩石面の如く高く低く、
定りたる形なし(第十四圖の一)立烏帽子、風折烏帽子等に用ふ。次に横さびとは、
横筋に高く低くうねを立つ(同二)侍烏帽子に用ふ。次に柳さびとは、柳葉を横に

並べ付けたる如く、又柳行李の編目に似たり(同三)白張烏帽子に用ふ。今鏡(八)の(い)にさび烏帽子、さらめ烏帽子と云へる、さらめ烏帽子は、さびもなく、滑に塗りて、光ある故に、云へるなる可く、其の「さらめ」に對して、わざと皺を造りたる烏帽子をば、さびある故に「さび烏帽子」と云ひて、差別を立てたるなる可し。「さらめ」烏帽子、近代廢れぬ。

烏帽子の塗

烏帽子の塗様に、黒塗、棕、實、さはしの三品あり。黒塗とは、漆にて黒く艶あるやうに塗りたるを云ひ、棕、實とは、漆にて黒く、光りなく、さらさらと塗りたるを云ひ、さはしとは、漆にて澤なく、さつと薄々と塗りたるを云ふ由、貞丈雜記(三)烏(子)に見えたり。元來「さはす」とは、如何なる義か。

烏帽子。當家はもろ頼なり、四十以後やうやうさはすべし(桃華藥葉抄)

烏帽子。宿老の人、薄塗、壯年の人、厚塗、近年、不論老少、薄塗を着す、不可然事也(裝束拾要抄下)

東拾要抄下

右の二文を比較するに、桃華藥葉に四十以後とあるは、宿老をさして云へるなる可く、拾要抄に、宿老の人、薄塗とあるを以て見れば、さはすとは、薄くさつと塗りた

るを云へる事しるし。此の外、澁塗烏帽子と云ふもあり。是は暑中汗などを避けむが爲ならむと云ふ。

第五章 男裝束

正服。縫腋の袍。圓腋の袍。袍の染色。中臂。下裳。袖。乳。大帷。表袴。大口袴。石帶。魚袋。平結。飾太刀。笏。襖袴。正服用の次第。平服。布袴。衣冠。冠直衣。直衣。衣。指貫。直衣着用の次第。略服並に武家の服裝。狩衣。半尻。水干。垂直。長絹。素襖。大紋。

正服。正服は、束帶と稱する服裝を云ふ。こは上古大賚令の朝服にぞ當る可き。束帶の稱は、論語(三)公(公)に「赤也束帶立於朝、可使與賓客言也」とあるに據れる者とぞ。蓋し石帶を以て束ぬる義なり。王公縉紳參朝の時を始め、公事大禮等晴の儀には、必ず此の服裝をなしたるにて、云ふ迄もなく冠を被りしなり。(光頼參内)して承らむとて、殊にあざやかに、束帶引きつくるひ、蒔繪の細太刀を、

おとなしやかに佩き給ひ……前高らかに逐はせて入り給へば、兵どもも大に恐れ奉り、弓を平め、矢をそばめて、通し奉る（平治物語 脚参内）。左に束帯に用ふ可き衣服をつぎつぎ述べむ。

(い) 縫腋の袍。束帯の表衣（表衣）を袍と稱す、和名抄（抄）に、宇倍乃岐沼とある是なり。文官の料を縫腋とす、同書には萬都波之乃宇倍乃岐奴と訓めり。

頭中將公教より始めて、思ひ思ひの姿にて、祿を取る、あるは闕腋に平胡録（平胡録）もとはし（はし）の袍に革總の劍など、思ひ思ひなり（増鏡 派老の）。

とあるもとはしは、此のまつはしを訛れるなり。奈良朝の袍は、丈も短く、幅も狭く、袖口の廣さも、一尺二寸迄にてありしを、次第に華飾に流れて、平安遷都以來は、丈は身丈より長くし、身幅も甚だ廣く、袖口も二尺許りになりたり。鳥羽院の時、天皇花園左大臣有仁と、仰せ合されて、装束に意匠を凝し給ひ、一般に糊剛き衣を用ふる事となりて、袍を始めとして、装束の風、全く一變せり。さて縫腋と云ふは、袖の下より、兩腋を縫ひ塞ぎたる物にて、下に襦とて、一幅の絹を横に付けたり、是闕腋と異なる所なり。左に袍の名所を掲げむ、他も之に准へて知る可し。

縫腋の袍

(一) を襟と云ふ、圓く咽喉をまとい様にする。是を圓領とも、又盤領とも云ひ、俗に首上（首上）と稱す。昔は幅廣くして、下衣を顯さざりしに、風俗の華奢になりてよりは、幅を狭くし、下襲等の襟を麗しく出す事となれり。

(二) を入紐（入紐）と云ふ。もと長き紐を襟に通して結ぶが本式にて、後の水干、直垂など、皆紐を以て裝飾とするは、古の遺風なる可し。さて入紐は、蜻蛉結とて、丸く結び固めし紐を、一方に付けて、雄紐と名づけ、又輪紐を、一方に付けて、雌紐と云ひ、彼を是に入るゝやうにしたり。

(三) を端袖（端袖）と云ひ、(四) を奥袖と云ふ。

(五) をありさき（ありさき）と稱す、襦の餘り先の約語なり。

(六) を襦と云ふ。元は一幅の布を用ひし由なるが、後世は八寸程にして、左右に耳を出して、ありさきとす。

(七) をはこえ（はこえ）と云ひ、袍の後、帯の程の所を、袋の如く縫ひて、垂るゝなり。蓋しはこえとは、下二段動詞はこゆ（はこゆ）の名詞法にて、ふくらみなど云ふ程の義なり。こは何の爲にしたるかを思ふに、平安朝の袍は、身丈に餘りて長ければ、前も後も、よき